第五十五号書式

恩給法第八十二條の一時扶助料　金額計算書

死亡年月日	年　月　日	公務員との続柄 公務員との続柄		支給郵便局名	
死因		一時扶助料金額	金　円		
在職年数		昭和二十八年法律第百五十五号による一時扶助料支給金額及び利子	氏名 氏名		局
退職(死亡)当時の俸給月額	円　銭				

取り調べたところ右に相違ないから、給与されたい。

年　月　日

総理府恩給局長殿

在職年内訳

	実在職年	加算	年	除算	年
始	年　月　日から	始	年　月　日から	始	年　月　日から
終	年　月　日まで	終	年　月　日まで	終	年　月　日まで
期間	年　月　数	事由	年　月　数	事由	年　月　数

	支給額	利子	計
第一期			
第二期			
第三期			

官職　㊞

年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
合計　年　月		合計　年　月		合計　年　月	

総計　年　月

退職当時の俸給年額内訳

本俸年(月)額	円　銭	加俸年(月)額	円　銭
	円　銭		円　銭
	円　銭		円　銭
合計(年額)	円　銭	合計(年額)	円　銭
総計	円　銭		

備考　一時扶助料を受けようとする者が二人以上あるときは、総代者たる者の氏名の上部にその旨を明記すること。

第五十六号書式

年　月　日　裁判所

総理府恩給局宛（東京地方貯金局経由）

氏名	
住所	
退職当時の官職名又は公務員との身分関係	
恩給証書の記号番号	第　号
罪名	
刑名	
刑期	
判決言渡年月日	年　月　日
判決確定年月日	年　月　日
刑期起算年月日	年　月　日
刑期満了年月日	年　月　日

第五十七号書式

年　月　日　裁判所

総理府恩給局宛（東京地方貯金局経由）

氏名	
住所	
退職当時の官職名又は公務員との身分関係	
恩給証書の記号番号	第　号
罪名	
刑名	
刑期	
判決言渡年月日	年　月　日
判決確定年月日	年　月　日
刑期起算年月日	年　月　日
刑期満了年月日	年　月　日
執行猶予期間	年
執行猶予言渡取消年月日	年　月　日

第五十八号書式

恩給証書（裁定通知書）再交付申請書

一　恩給証書の記号番号（裁定通知書の番号）
一　恩給証書の日附（裁定通知書の日附）
一　恩給金額

右恩給証書（裁定通知書）を亡失（き損）したから再交付されたく申請する。

退職当時の官職名又は公務員との身分関係
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名㊞

総理府恩給局長殿
支給郵便局〇〇郵便局

第五十九号書式

恩給証書再交付申請書

一　恩給証書の記号番号
一　恩給証書の日附
一　恩給金額

右恩給証書は、別紙てん末書のとおり、呈示の用に供することが困難であるから、再交付されたく申請する。

退職当時の官職名又は公務員との身分関係
本籍地
現住所

年　月　日　氏　名㊞

総理府恩給局長殿
支給郵便局〇〇郵便局

第六十号書式

恩給受給権調査票

一　恩給証書記号番号
一　受給者住所氏名
一　受給権調査期月　昭和　年　月

備考　用紙はなるべく半紙四つ切り大又は半折大とすること。

恩給法の一部を改正する法律附則第八条及び第二十条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令

◉三　恩給法の一部を改正する法律附則第八条及び第二十条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令

昭和二十八年九月二十九日
総理府令第六十六号

恩給法の一部を改正する法律附則第八条及び第二十条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令を次のように定める。

第一条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第八条第一項から第四項までの規定により改定すべき恩給であつて総理府恩給局長が裁定するもの及び同法附則第二十条の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、第二条から第七条までの規定による。

第二条　法律第百五十五号附則第八条第一項から第四項まで又は第二十条の規定により改定すべき増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて、昭和二十八年七月三十一日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、同法附則第二十条第二項但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずに改定して、その年額を表示した新証書を発行する。

2　前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別紙第一号書式）をはりつけた従前の証書によつて、改定年額を支給する。

第三条　前条第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに総理府恩給局において調製し、郵政大臣の定める地方貯金局及び支給郵便局を経由して、権利者に交付する。

第四条　第二条第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別紙第二号書式）に支給額票をはりつけた従前の証書を添附して、内閣総理大臣の定める日後、支給郵便局を経由して、総理府恩給局に差し出すことを要する。

第五条　法律第百五十五号附則第八条第一項から第四項まで又は第二十条の規定により改定すべき増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて、昭和二十八年八月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

第六条　支給額票を亡失し、又はき損したときは、支給郵便局を経由して、総理府恩給局長に対し、その再交付を請求することができる。

第七条　法律第百五十五号附則第二十条第二項但書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十五条第二項の規定による加給についての改定請求をしようとする者は、改定請求書（別紙第三号書式）に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者（妻を除く。）が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にすることのできる申立書（別紙第四号書式）並びに恩給の証書を添付して、これを総理府恩給局長に差し出すことを要する。

2　前項の場合において、現に加給の原因となつている者があるときは、その者の戸籍謄本を添附することを要しない。

第八条　前七条の場合において、これらの規定に別段の定のない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

第九条　昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百五十七号。以下「法律第百五十七号」という。）の規定により改定すべき恩給であつて、総理府恩給局長が裁定するものの改定及び請求手続については、第十条から第十三条までの規定による。

第十条　法律第百五十七号の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて、昭和二十八年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに改定して、その年額を表示した新証書を発行する。

2　前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別紙第一号書式）をはりつけた従前の証書によつて、改定年額を支給する。

第十一条　前条第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別紙第二号書式）に支給額票をはりつけた従前の証書を添附して、内閣総理大臣の定める日後、支給郵便局を経由して、総理府恩給局に差し出すことを要する。

第十二条　法律第百五十七号の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて、昭和二十八年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

第十三条　第三条、第六条及び第八条の規定は、法律第百五十七号の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続について、準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

（別紙）

第一号書式

(イ)

昭和二十九年一月渡以降普通恩給年額改定支給額表

現証書記号番号	第　　号	
改定証書記号番号	第　　号	
改定年額	円	
同上一期額	円	銭
恩給法第五十八条ノ三第一項の規定による停止期間及びその支給年額	昭和　年　月から 昭和　年　月まで 支給年額　円	
	昭和　年　月から 昭和　年　月まで 支給年額　円	
	昭和　年　月から 昭和　年　月まで 支給年額　円	
氏名		
生年月	年　月生	

（総理府恩給局）

(ロ)

普通恩給
増加恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号	
改定証書記号番号	改　　定	
改定年額	昭和二十八年四月一日以降	昭和二十八年十月一日以降
	普通恩給　円	普通恩給　円
	増加恩給　円	増加恩給　円
	計　円	計　円
	増加恩給には家族　人の加給年額　円を含む	
同上一期額	円　銭	円　銭
給与の終期	昭和　年　月	
障害補償による停止	停止年額　円	停止年額　円
	停止の終期　昭和　年　月	
氏名		
生年月	年　月生	

(総理府恩給局)

(ハ)

昭和二十八年四月一日以降
旧軍人 普通恩給
増加恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号	
改定証書記号番号	第　　号	
改定年額	普通恩給年額　円	
	増加恩給年額　円	
	計　円	
同上一期額	円　銭	
給与の終期	昭和　年　月	
傷病賜金の返還	返還総額　円　銭	
	毎期控除額　円　銭	
氏名		
生年月	年　月生	

(総理府恩給局)

(ニ)

傷病年金年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号	
改定証書記号番号	第　　号	
改定年額	昭和二十八年四月一日以降	昭和二十八年十月一日以降
	円	円
	家族　人の加給年額　円を含む	
同上一期額	円　銭	円　銭
給与の終期	昭和　年　月	
障害補償による停止	停止年額　円	停止年額　円
	停止の終期　昭和　年　月	
氏名		
生年月	年　月生	

(総理府恩給局)

(ホ)

昭和二十九年一月渡以降普通扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号
改定証書記号番号	第　　号
改定年額	円
同上一期額	円　銭
続柄	
氏名	
生年月	年　月生

(総理府恩給局)

恩給法の一部を改正する法律附則第八条及び第二十条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令

(二)

昭和二十九年一月渡以降公務扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号	
改定証書記号番号	第　　号	
改定年額	円 遺族　　人の加給年額　　円を含む	
同上一期額	円	銭
遺族補償による停止	停止年額	円
	停止の終期	昭和　　年　　月
続柄 氏名		
生年月	年　　月生	

（総理府恩給局）

第二号書式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、昭和二十八年の改定証書を交付されたい。

年　　月　　日

現住所

氏　　名㊞

総理府恩給局御中

支給郵便局〇〇郵便局

第三号書式

公務傷病に因る恩給改定請求書

一　増加恩給証書記号番号

一　証書の日附

一　恩給年額

昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十条の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　　月　　日

本籍地

現住所

氏　　名㊞

総理府恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

第四号書式

増加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	増加恩給受給者との身分関係	生計関係

右の通り申し立てる。

年　　月　　日

氏　　名㊞

◉四　恩給法の一部を改正する法律附則第四項の規定により改定すべき扶助料の改定及び請求手続に関する総理府令

昭和二十九年六月三十日
総理府令第四十七号

第一条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号。以下「法律第二百号」という。）附則第四項の規定により改定すべき扶助料であつて、総理府恩給局長が裁定するものの改定及び請求手続については、この府令の定めるところによる。

第二条　昭和二十九年六月二十九日以前に扶助料を請求した者で、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給されたものが、法律第二百号附則第四項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別紙第一号書式）に左の書類を添附して、これを総理府恩給局長に差し出すものとする。

一　請求者が、公務員の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規定による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受けたときは、その弔慰金の裁定に関する厚生大臣の証明書（別紙第二号書式）

二　請求者以外の者が、公務員の死亡につき弔慰金を受けたときは、その者が受けた弔慰金の裁定に関する厚生大臣の証明書（別紙第三号書式）

2　前項の場合において、その請求が恩給法第七十五条第二項の規定による加給を含む扶助料の年額の改定を請求するものであるときは、前項の規定によるの外、扶助料年額改定請求書に左の書類を添附するものとする。

一　加給の原因となる遺族の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の加給の原因となる遺族の身分関係を明瞭にすることのできるもの）

二　加給の原因となる遺族が、公務員の死亡当時当該公務員により生計を維持し、又は当該公務員と生計を共にしていたこと及びその遺族が、扶助料を受ける者により生計を維持し、又は扶助料を受ける者と生計を共にすることを明瞭にすることのできる申立書（別紙第四号書式）

第三条　総理府恩給局長は、前条の書類について調査の上、改定年額を表示した新証書又は新裁定告知書を作成し、郵政大臣の定める地方貯金局を経由して支給郵便局に送付し、当該支給郵便局において、従前の証書又は裁定告知書と引き換えに、これを権利者に交付するものとする。

第四条　昭和二十九年六月三十日においてまだ扶助料を請求していない者が、法律第二百号附則第四項の規定により改定されるべき扶助料を請求しようとする場合においては、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）に定める書類の外、当該恩給請求の際第二条第一項各号に掲げる書類（恩給法第七十五条第二項の規定による加給を含む扶助料の年額の改定を請求しようとするものにあつては、第二条第二項各号に掲げる書類を含む。）を差し出すものとする。

第五条　法律第二百号附則第四項の規定により改定すべき扶助料の改定及び請求手続について、この府令に別段の定のない事項については、恩給給与規則を準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

（別紙）

第一号書式

昭和二十九年法律第二百号附則第四項の規定による扶助料年額改定請求書

一　扶助料証書　扶助料年額裁定告知書　記号番号
一　証書　裁定告知書の日附
一　扶助料年額

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所　　氏　　名㊞

総理府恩給局長殿
支給郵便局〇〇郵便局

恩給法の一部を改正する法律附則第四項の規定により改定すべき扶助料の改定及び請求手続に関する総理府令

第二号書式

昭和二十八年法律第百八十一号附則第二十項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員　　氏　　名
扶助料請求者（弔慰金受給者）
公務員との身分関係
氏　　名

右公務員の死亡につき、右扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第　　号（　年　月　日附）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年　月　日

厚生大臣㊞

第三号書式

昭和二十八年法律第百八十一号附則第二十項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員　氏　名
扶助料請求者
公務員との身分関係
氏　名

右公務員の死亡につき、右扶助料請求者以外の左記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第　号（　年　月　日附）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

記

公務員との身分関係
氏　名

年　月　日

厚生大臣　㊞

備考　弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、公務員との身分関係は「事実上の婚姻関係にあつた者」と記載すること。

第四号書式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

加給の原因となる遺族の氏名	公務員との身分関係	生計関係 公務員死亡当時	扶助料改定請求当時

右に相違ないことを申し立てる。

年　月　日

氏　名　㊞

◉五　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令

昭和三十年九月一日
総理府令第四十二号

第一条　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号。以下「法律第百四十三号」という。）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第三十五条の三及び法律第百四十三号附則第九項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この府令の定めるところによる。

第二条　昭和三十年九月三十日以前に扶助料を請求した者で、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給されたものが、法律第百五十五号附則第三十五条の三の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第一号書式）に次の書類を添えて、これを総理府恩給局長に差し出すものとする。

一　請求者が、公務員の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定による弔慰金（以下本条において「弔慰金」という。）を受けたときは、その弔慰金の裁定に関する厚生大臣の証明書（別記第二号書式）

二　請求者以外の者が、公務員の死亡につき弔慰金を受けたときは、その者が受けた弔慰金の裁定に関する厚生大臣の証明書（別記第三号書式）

2　前項の場合において、その請求が恩給法第七十五条第二項の規定による加給を含む扶助料の年額の改定を請求するものであるときは、前項の規定によるのほか、扶助料年額改定請求書に次の書類を添えるものとする。

一　加給の原因となる遺族の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の加給の原因となる遺族の身分関係を明らかにすることのできるもの）

二　加給の原因となる遺族が、公務員の死亡当時当該公務員により生計を維持し、又は当該公務員と生計を共にしていたこと及びその遺族が、扶助料を受ける者により生計を維持し、又は扶助料を受ける者と生計を共にすることを明らかにすることのできる申立書（別記第四号書式）

第三条　総理府恩給局長は、前条の書類について調査の上、改定年額を表示した新証書又は新裁定告知書を作成し、郵政大臣の定める地方貯金局を経由して支給郵便局に送付する。この場合において、当該支給郵便局は、従前の証書又は裁定告知書と引き換えに、これを権利者に交付する。

第四条　昭和三十年十月一日においてまだ扶助料を請求していない者が、法律第百五十五号附則第三十五条の三の規定により改定されるべき扶助料を請求しようとする場合においては、恩給令与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）に定めるところにより、扶助料請求書を差し出すものとする。この場合においては、第二条第一項各号に掲げる書類（恩給法第七十五条第二項の規定による加給を含む扶助料の年額の改定を請求しようとする場合にあつては、第二条第二項各号に掲げる書類を含む。）を添えるものとする。

第五条　法律第百四十三号附則第九項の規定により改定すべき普通恩給であつて、昭和三十年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに改定して、その年額を表示した新証書を発行する。

2　前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別記第五号書式）をはりつけた従前の証書によつて、改定年額を支給する。

第六条　前条第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに総理府恩給局において作成し、郵政大臣の定める地方貯金局及び支給郵便局を経由して、権利者に交付する。

第七条　第五条第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別記第六号書式）に支給額票をはりつけた従前の証書を添えて、内閣総理大臣の定める日後、支給郵便局を経由して、総理府恩給局長に差し出すものとする。

第八条　支給額票を亡失し、又は損傷したときは、支給郵便局を経由して、総理府恩給局長に対し、その再交付を請求することができる。

第九条　法律第百四十三号附則第九項の規定により改定すべき普通恩給又は扶助料であつて、昭和三十年九月三十日以前の日附のある裁定告知書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに改定して、その改定年額を表示した新裁定告知書を発行する。

第十条　前条の新裁定告知書は、総理府恩給局において作成し、郵政大臣の定める地方貯金局及び支給郵便局を経由して、従前の裁定告知書と引き換えに権利者に交付する。

第十一条　法律第百四十三号附則第九項の規定により改定すべき普通恩給又は扶助料であつて、昭和三十年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書又は裁定告知書を発行する。

第十二条　前十一条の場合において、これらの規定に別段の定めのない事項については、恩給給与規則の定める例による。

附　則

この府令は、昭和三十年十月一日から施行する。

（別記）

第一号書式

昭和二十八年法律第百五十五号附則第三十五条の三の規定による扶助料年額改定請求書

一　扶助料証書記号番号
　扶助料年額裁定告知書記号番号

一　証書の日附
　裁定告知書の日附

一　扶助料年額
　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五条の三の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所
氏　名㊞

総理府恩給局長殿
支給郵便局〇〇郵便局

第二号書式

昭和三十年法律第百四十四号附則第十一項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員　氏　名
扶助料請求者（弔慰金受給者）
公務員との身分関係
氏　名

右公務員の死亡につき、右扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第　号（年　月　日附）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年　月　日

厚生大臣㊞

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令

第三号書式

昭和三十年法律第百四十四号附則第十一項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員　氏　名
扶助料請求者
公務員との身分関係
氏　名

右公務員の死亡につき、右扶助料請求者以外の左記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第　号（　年　月　日附）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

記

公務員との身分関係
氏　名

年　月　日

厚生大臣　㊞

備考　弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、公務員との身分関係は「事実上の婚姻関係にあつた者」と記載すること。

第四号書式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

加給の原因となる遺族の氏名	公務員との身分関係	生計関係 公務員死亡当時	扶助料改定請求当時

右に相違ないことを申し立てる。

年　月　日

氏　名　㊞

旧軍人　普通恩給（増加恩給）　年額改定支給額票

現証書番号		第　号	
改定証書番号			
普通恩給改定年額	昭和三十年十月以降	金　円	昭和三十一年七月以降 金　円
増加恩給年額		金　円	金　円
計		金　円	金　円
扶養家族加給	増加恩給年額には扶養家族　人に対する加給年額金　円を含む。		
同上一期額	金　円　銭		金　円　銭
給与終期	昭和　年　月		
傷病賜金の返還	返還総額	金　円	
	毎期控除額	金　円　銭	
増加恩給給与終期後の普通恩給			
昭和　年　月以降改定年額	金　円	昭和　年　月以降改定年額	金　円
同上一期	金　円　銭		金　円　銭
氏名			
生年月	年　月生		

（総理府恩給局）

注意

㈠　改定金額を表示した新証書を交付するまでは、この支給額票を証書表面金額の上部（旧改定支給額票のはられてあるものは、その上部）にはりつけて、恩給の支給を受けて下さい。

㈡　改定証書の引き換えの時期は、おつてお知らせいたします。

第六号書式

新証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、昭和三十年の新証書を交付されたい。

年　月　日

現住所

氏　名　㊞

総理府恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

◉六　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

大正十二年十月九日勅令第四百三十九號

改正　昭和二年第三五八號、七年第三七五號、九年第三三號、一七年第四四九號、一八年第三一二號

朕恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

（總理、内務、大蔵大臣副署）

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

第一條　内閣恩給局長ハ國庫ヨリ府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ニ對シ請求スヘキ各經濟別恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ各經濟毎ニ仕譯書二通ヲ作成シ毎年七月三十一日迄ニ分擔金額ノ請求ヲ爲スヘキ當該經濟ニ對シ仕譯書一通ヲ添附シタル恩給金額分擔請求通知書ヲ發シ同時ニ仕譯書一通ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第二條　府縣其ノ他國庫以外ノ經濟前條ノ規定ニ依ル恩給金額分擔請求通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第三條　府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ハ國庫ニ對シ請求スヘキ恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ仕譯書ヲ作成シ之ヲ恩給金額分擔請求書ニ添附シ毎年七月三十一日迄ニ内閣恩給局長ニ送付スヘシ

内閣恩給局長前項ノ分擔請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ同年九月三十日迄ニ大蔵大臣ニ送付スヘシ

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

第四條　大蔵大臣前條ノ恩給金額分擔請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ當該經濟ニ交付スヘシ

第五條　府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ハ國庫以外ノ他ノ經濟ニ對シ請求スヘキ恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ仕譯書ヲ作成シ之ヲ恩給金額分擔請求書ニ添附シ毎年七月三十一日迄ニ分擔金額ノ請求ヲ受クヘキ經濟ニ送付スヘシ

第六條　前條ノ恩給金額分擔請求書ノ送付ヲ受ケタル經濟ハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ之カ請求ヲ爲シタル當該經濟ニ交付スヘシ

第七條　國庫ト府縣其ノ他國庫以外ノ經濟トノ間又ハ國庫以外ノ經濟相互間ニ於ケル分擔ノ請求ヲ爲ストキ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ爲シタル官廳ハ裁定後直ニ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ分擔請求ヲ受クヘキ經濟ハ當該公務員ノ履歴書ヲ添附シ其ノ裁定ノ要項ヲ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ國庫ニ對スル通知ハ内閣恩給局長ニ宛テ之ヲ爲スモノトス

第八條　内閣恩給局長以外ノ官廳カ國庫ヨリ支給スヘキ恩給ノ裁定ヲ爲シタルトキハ當該公務員ノ履歴書ヲ添附シ直ニ其ノ要項ヲ内閣恩給局長ニ通知スヘシ

内閣恩給局長カ國庫以外ノ經濟ヨリ支給スヘキ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ爲シタルトキハ當該公務員ノ履歴書ヲ添附シ直ニ其ノ要項ヲ當該經濟ニ通知スヘシ

第九條　前二條ノ規定ニ依リ通知シタル裁定ノ要項ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ準シ之ヲ通知スヘシ

年金タル恩給ヲ受クルノ權利ノ消滅シタル場合亦前項ニ同シ此ノ場合

ニ於テハ履歴書ノ添附ヲ要セス

第十條 文官、下士官以上ノ軍人、教育職員、警察監獄職員又ハ待遇職員ニシテ國庫ヨリ俸給(又ハ給料)ノ支給ヲ受クル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ其ノ前六月分ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第十五條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル經濟カ恩給法第十八條第二項ノ規定ニ依リ國庫以外ノ經濟ニ納付スヘキ金額ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ其ノ前六月分ヲ當該經濟ニ交付スヘシ

第十六條 內地ニ於ケル道府縣立以外ノ公立ノ國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ニ恩給ヲ給スル經濟ニ對シ恩給法第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル金額ハ其ノ教育職員ニ俸給ヲ給シタル年度ノ翌翌年度ニ於テ之ヲ交付スルモノトス

第十七條 本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ其ノ收入支出ニ關スルモノニ付テハ大藏大臣、其ノ他ノ事項ニ關スルモノニ付テハ內閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢ス

一 官吏遺族扶助法納金收入規則

一 府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則

一 明治四十五年勅令第七十一號

本令施行前內閣總理大臣以外ノ官廳カ裁定シタル國庫支辨ノ年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本令施行ノ際現

シタル金額ヲ返納者ニ於テ控除スヘシ

ニ其ノ權利ノ存續スルモノニ付テハ當該裁定官廳ハ遲滯ナク裁定ノ要項ヲ內閣恩給局長ニ通知スヘシ

第九條ノ規定ハ前項ノ恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付之ヲ準用ス

附 則 (昭和七年勅令第三百七十五號)

本令ハ昭和七年四月一日以後ノ裁定ニ係ル恩給ニ付之ヲ適用ス但シ昭和七年四月一日以後昭和八年一月三十一日迄ノ裁定ニ係ル增加恩給及一時金タル恩給ニ付履歷書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ其ノ謄本ヲ添附スルヲ以テ足ル

◉七 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式

大正十二年十二月七日
內閣訓令第一號

改正 昭和七年第一號、八年第一號

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式左ノ通定ム

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第七條ノ規定ニ依ル普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料竝ニ第八條ノ規定ニ依ル恩給裁定ノ要項通知ハ別記書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

附 則 (昭和八年內閣訓令第一號)

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

裁定要項通知書

退職當時ノ官職又ハ公務員トノ續柄	氏名						退職當時ノ官職又ハ公務員トノ續柄	氏名					
證書又ハ裁定通知書記號番號	第號						證書又ハ裁定通知書記號番號	第號					
恩給金額總在職年	年	月					恩給金額總在職年	年	月				
勤務廳 / 事項	在職年數	退職(死亡)前一年內俸給年額及最終俸給年額					勤務廳 / 事項	在職年數	退職(死亡)前一年內俸給年額及最終俸給年額				

右通知ス

年　月　日

廳　御中

廳

◉八　恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

大正十二年十二月七日
大藏省令第三十號

改正　昭和二年第四〇號、九年第五號

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則左ノ通相定ム

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

第一條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第一條ニ規定スル恩給金額分擔請求通知書ハ別紙第一號書式ニ依リ仕譯書ハ第二號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十條第一項ノ出納官吏國庫納金ヲ控除シタル場合ニ於テハ收入官吏トシテ總テ其ノ規定ニ依リ整理スヘシ

第三條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項ノ規定ニ依ル仕譯書ハ出納官吏事務規程附屬第五號書式ニ準シ之ヲ調製スヘシ

第三條ノ二　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項但書ノ規定ニ依リ出納官吏ニ納付セシムルコトヲ指定シ得ルハ當該俸給（又ハ給料）ノ支拂ヲ爲ス官吏又ハ吏員ガ歲入徵收官ノ所在地又ハ最寄ニ在勤スル場合ニシテ歲入徵收官在勤廳ニ在ル歲入徵收官ノ定ムル出納官吏ニ之カ納付ヲ爲サシムル場合ニ限ル

第四條　收入官吏前條ノ規定ニ依リ國庫納金ノ納付ヲ受ケタルトキハ所定ノ現金領收證書ヲ交付シ現金出納簿ノ登記報告等其ノ規定ニ依リ整理スヘシ

第五條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十三條ノ規定ニ依リ過渡俸給（又ハ給料）ノ返納ヲ要スルトキハ其ノ過渡俸給（又ハ給料）額中ヨリ返納者ニ於テ控除スヘキ金額ヲ控除シタル殘額ニ付返納告知書ヲ發シ返納ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第六條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十四條ノ規定ニ依リ當該公務員ニ俸給ヲ給スル經濟ヨリ國庫ニ納付スヘキ金額ニ付テハ歲入徵收官ハ其ノ計算ヲ明ニシタル適宜ノ報告書ヲ徵シ一般歲入金徵收ノ例ニ依リ當該經濟ニ對シ納入告知書ヲ發シ日本銀行ニ納付ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第七條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十五條ノ規定ニ依リ當該公務員ニ俸給ヲ給スル經濟ノ國庫以外ノ經濟ニシテ恩給ヲ給スル者ニ納付スヘキ金額ニ付テハ其ノ計算ヲ明ニシタル書類ヲ添附シ當該經濟ノ定ムル規定ニ從ヒ交付ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條及第十四條ノ規定ニ依ル收入金ハ大藏省主管トシ諸收入收納取扱規程ニ依リ之カ整理ヲ爲スヘシ

附　則

本令ハ恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

左ノ大藏省訓令ハ之ヲ廢止ス

官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序
大正十一年大藏省訓令第二十三號

第一號書式

恩給金額分擔請求通知書

一金

右大正何年分恩給金額分擔額及請求候條國庫ニ送付相成度別紙仕譯書添附及通知候也

年　月　日

內閣恩給局長

何廳官職氏名宛

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

爲サシムヘシ

前項ノ規定ハ恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項本文ノ規定ニ依リ報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二號書式

何廳　恩給金額分擔請求仕譯書（普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料）何年分

摘要	金額	備考
	円	
文官		
何某外何名ノ分	0	
軍人		
何某外何名ノ分	0	
警察監獄職員		
何某外何名ノ分	0	
教育職員		
何某外何名ノ分	0	
待遇職員		
何某外何名ノ分	0	
合計	0	

備考　仕譯書ハ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ニ分チ之ヲ記載スヘシ

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律
昭和六年法律第八號ニ依リ各特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル金額ノ計算ニ關スル特例ニ關スル件
一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程

◉九　特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律

昭和六年三月二十八日
法律第八號

各特別會計ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該會計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支辨シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給（外國人恩給ヲ含ム）支拂ニ充ツベキ金額ヲ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得恩給法第十七條ノ規定ニ依リ國庫ノ分擔スル金額ニ付亦同ジ

附　則

本法ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

◉十　昭和六年法律第八號ニ依リ各特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル金額ノ計算ニ關スル特例ニ關スル件

昭和十八年七月二十七日
勅令第六百十八號

昭和六年法律第八號ニ依リ各特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル金額ハ當分ノ內昭和六年勅令第二百三號ニ拘ラズ每年度豫算ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ昭和十九年度以降ノ繰入額ニ付之ヲ適用ス

◉十一　一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程

昭和八年九月二十七日
大藏省令第二十五號

一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程左ノ通定ム

第一條　國庫負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合（以下單ニ再就職者ト稱ス）恩給法施行令度三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ゼズシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第八條ノ規定ニ依リ之ガ取扱ヲ爲スベシ

第二條　再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給ノ返還ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ就職ト同時ニ勤務廳（又ハ之ニ相當スルモノ）ヲ經由シ本屬廳（以下單ニ就職官廳ト稱ス）ニ對シ履歷書二通其ノ他一時恩給金額ヲ確證スベキ書類ヲ添ヘ一時恩給返還請書ヲ提出スベシ

前項ノ一時恩給返還請書ニハ一時又ハ分割返還ノ意思表示ヲ爲スベシ

第三條　前條ノ書類ノ提出ヲ受ケタル就職官廳ハ其ノ履歷書一通ニ再就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添ヘ直ニ再就職者ノ受ケタル一時恩給ノ裁定官廳ニ送付スベシ

前項ノ書類ヲ受ケタル裁定官廳ハ之ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還額ヲ算定シ就職官廳ニ通知スベシ

第四條　就職官廳ハ第二條ノ規定ニ依リ再就職者ヨリ提出ニ依ル書類ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還金額ヲ算定シ再就職者ノ就職ノ翌月ヨリ一年以內ニ適宜納付期限ヲ定メ一般會計歲入トシ徵收スベシ但シ再就職者一時恩給ノ返還ヲ完了セズシテ退職シ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズベキ場合ニ在リテハ其ノ殘額ニ付テハ其ノ際一時ニ之ヲ徵收スベシ

前項但書ノ規定ハ再就職者死亡ノ場合ニ在リテハ其ノ遺族扶助料ヲ受クル者ニ付之ヲ適用ス

第五條　就職官廳ハ前條ノ規定ニ依リ算定シタル一時恩給返還金額ニシテ第三條第二項ノ規定ニ依リ裁定官廳ヨリノ通知ニ依ル金額ト相違アリタル場合ニ於テハ之ガ更正ノ手續ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ更正ヲ爲シタル爲徵收金額ニ不足アルトキハ之ヲ追徵シ過納アルトキハ其ノ基ク所ノ計算書ヲ添ヘ還付ノ手續ヲ採ルベシ但シ還付ヲ要スベキ金額ヲ其ノ後ノ一時恩給返還金ニ充當スルコトヲ妨ゲズ

一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程

第六條　再就職者一時恩給返還ヲ完了セズシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ就職官廳以外ノ官廳ニ勤務スルニ至リタルトキハ其ノ本屬廳（以下轉官官廳ト稱ス）ニ於テ其ノ殘額ニ付第四條、第五條ノ規定ニ準ジ徵收又ハ還付ノ手續ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ就職官廳ハ轉官官廳ニ一時恩給返還ニ關スル一件書類ヲ引繼グベシ

第七條　再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ基キ一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生ゼザル場合ニ於テハ就職官廳又ハ轉官官廳ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スベシ

就職官廳又ハ轉官官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ審査ノ上還付スベキモノト認メタルトキハ一時恩給返還額ヲ證スベキ書類及履歷書寫其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ之ガ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スベシ

第八條　就職官廳又ハ轉官官廳ハ一時恩給返還整理簿ヲ備ヘ各返還者每ニ一時恩給返還金額、分納期間、分納金額、納期日（場所）、領收濟額、領收未濟額其ノ他一時恩給返還ニ關シ必要ナル事項ヲ記載スベシ

第九條　國庫以外ノ經濟負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ゼズシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第五條及第八條ヲ準用ス但シ第二條中本屬廳及第三條乃至第五條竝第八條中就職官廳トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟、第四條中一般會計歲入トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟ノ歲入トス

前項ノ規定ニ依リ再就職者一時恩給ヲ負擔シタル經濟ニ第二條ノ書類ヲ提出スル場合ニ於テハ其ノ就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添付スルコトヲ

要ス

第十條　再就職者一時恩給返還ヲ完了セズシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ他官廳ニ勤務シ更ニ其ノ勤務廳ヲ變更スルニ至リタル場合ニ於テハ轉勤前ノ官廳ハ其ノ旨當該一時恩給返還金ヲ收納スベキ經濟ニ通知スベシ但シ一時恩給返還金ヲ收納スベキ經濟ニ轉ジタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ再就職者退職又ハ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　再就職者一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生ゼザル場合ニ於テハ退職前勤務シタル官廳ヲ經由シ一時恩給返還金ヲ收納シタル經濟ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スベシ

第十二條　恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ再就職者ノ返還スベキ一時恩給ガ國庫以外ノ經濟ノ負擔シタルモノナルトキハ當該經濟ハ前三條ニ據ルノ外其ノ定ムル所ニ依リ徵收又ハ還付スベシ

附　則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◉十二　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令

昭和二十八年十月五日
政令第三百二十二号

改正　昭和二十九年政令第二百十七号

内閣は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の規定に基き、この政令を制定する。

（元南西諸島官公署職員から除かれる職員）

第一条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号但書の規定により元南西諸島官公署職員（法第二条第二号に規定する「元南西諸島官公署職員」をいう。以下同じ。）から除かれる職員で政令で定めるものは、左に掲げる職員とする。

一　昭和二十一年一月二十八日において、南西諸島（法第二条第一号に規定する「南西諸島」をいう。以下同じ。）以外の都道府県の地域において元沖縄県の職員として勤務していた者

二　法第二条第二号本文に該当する職員のうち、昭和二十一年一月二十九日以後昭和二十八年七月三十一日までの間において、その身分、恩給、退職手当又は死亡賜金に関し法に規定する措置と異なる措置を講ぜられた者で総理府令で指定するもの（琉球政府に引き継がれた機関）

第二条　法第二条第三号の昭和二十一年一月二十九日以後において南西諸島にあつた琉球政府にその事務を引き継がれた機関で政令で定めるものは、左に掲げる機関とする。

一　沖縄諮詢会及びアメリカ合衆国の管理機関の管理に属していた元の国又は地方公共団体の機関（元陸軍又は海軍の機関を除く。）

二　沖縄民政府、臨時北部南西諸島政庁、宮古民政府及び八重山民政府

三　沖縄群島政府、奄美群島政府、宮古群島政府及び八重山群島政府

四　琉球臨時中央政府

五　直接アメリカ合衆国の管理機関に所属していた機関で前各号に掲げる機関又は琉球政府にその事務を引き継がれたもの

（琉球諸島民政府職員から除かれる職員）

第三条　法第二条第三号但書の規定により琉球諸島民政府職員（法第二条第三号に規定する「琉球諸島民政府職員」をいう。以下同じ。）から除かれる職員で政令で定めるものは、左に掲げる職員とする。

一　沖縄諮詢会の委員長及び委員（兼ねて同会の部長であつた委員を除く。）

二　俸給その他これに相当する給与を支給されない者（執達吏を除く。）

三　市町村に所属する職員（市町村立の学校又は幼稚園に勤務する者を除く。）

（公団又は公庫の範囲）

第四条　法第二条第四号の政令で定める公団及び公庫は、左に掲げる公団及び公庫とする。

一　法令による公団

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令

二　国民金融公庫及び住宅金融公庫

（恩給関係法令の適用を受ける琉球諸島民政府職員）

第五条　法第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、別表第一に掲げる職員とする。

第六条　第二項及び第三項に規定する場合を除き、別表第一に掲げる職員のうち、同表第一項から第十六項までに掲げる者は、それぞれ、その当時において施行されていた恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十条第一項に規定する文官とみなし、その他の者は、それぞれ、同条第二項に規定する準文官（別表第一第十八項に掲げる職員にあつては、準文官としての特定郵便局長）とみなす。

2　法第四条第一項に規定する改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き別表第一第九項に掲げる職員のうち警部補、巡査部長若しくは巡査又は同表第十六項に掲げる職員のうち副看守長、看守部長若しくは看守となつた場合には、法第四条第一項の規定の適用については、これらの職員は、それぞれ、その当時において施行されていた恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなす。

3　別表第一第四欄第十七項に掲げる職員については、昭和二十六年四月一日以後は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（以下この項において「改正前の恩給法」という。）及びこれに基く命令の規定中準文官に関する部分の規定並びにその後のそれぞれ、その当時において施行されていた恩給に関する法令の規定を適用するものとし、これらの規定の適用については、当該職員を改正前の恩給法第二十条第二項に規定する準文官とみなす。

（恩給法第二十五条第二項等の適用）

第七条　恩給法第二十五条第二項の規定の適用については、琉球政府、第二条に掲げる機関又はこれらに所属する庁若しくは学校の廃止は、同法第二十五条第二項に規定する廃庁又は廃校とみなす。

2　昭和二十二年十二月三十一日現在において、別表第一第二欄第十八項に掲げる職員であつた者が、引き続き同表第二欄第六項に掲げる郵便局長となつた場合においては、恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）附則第八項の規定の適用については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百八十五号）による改正前の恩給法第二十条第一項に規定する文官としての特定郵便局長となつたものとみなす。

（本邦官公署職員となつた場合における恩給関係法令の適用）

第八条　法第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員で、別表第二第二欄に掲げる日において、現に同表第三欄に掲げる琉球諸島民政府職員として在職していた者が、引き続き同表第四欄に掲げる本邦官公署職員（法第二条第四号に規定する「本邦官公署職員」をいう。以下同じ。）となつた場合（その琉球諸島民政府職員が引き続き別表第二第三欄に掲げる職員（別表第二第四項の場合にあつては、別表第一第十項及び第十七項に掲げる職員を含む。）として在職し、更に引き続き別表第二第四欄に掲げる本邦官公署職員となつた場合を含む。）には、それぞれ、別表第二第二欄に掲げる日において、現に同表第五欄に掲げる本邦官公署職員であつたものとみなし、同表第一欄に掲げる法律の規定を適用する。

（共済組合の指定）

第八条の二　法第四条の二第一項に規定する旧組合に基いて組織された共済組合で政令で指定するものは、左に掲げる共済組合とする。

一　旧営林局署共済組合令（大正八年勅令第三百六号）に基いて組織された共済組合

二　旧刑務共済組合令（昭和十五年勅令第四百八十九号）に基いて組織された共済組合

三　旧専売局共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十五号）に基いて組織された共済組合

四　旧逓信共済組合令（昭和十五年勅令第九百五十号）に基いて組織された共済組合

（逓信共済組合の組合員であつた者の取扱）

第八条の三　昭和二十一年一月二十八日において前条第四号に掲げる共済組合の組合員たる職員として在職していた者のうち、総理府令・大蔵省令・郵政省令で定める者は、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、昭和二十四年六月一日から昭和二十七年七月三十一日までは国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二条第一項の規定により電気通信省に設けられた共済組合の組合員たる職員、昭和二十七年八月一日以後は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合の組合員たる職員であつたものとみなし、その他の者は、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、昭和二十四年六月一日以後は国家公務員共済組合法第二条第一項の規定により郵政省に設けられた共済組合の組合員たる職員であつたものとみなす。

（国家公務員共済組合法の適用）

第八条の四　法第四条の二第一項の規定により琉球諸島民政府職員について国家公務員共済組合法を適用する場合においては、同法第四十二条第一項及び第四十五条第一項中「療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日」とあるのは、「療養のため医師（南西諸島の現地法令の規定による医師を含む。）の診断を受けた最初の日」と読み替えるものとする。

（新組合への書類の提出）

第八条の五　法第四条の二第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定の適用を受ける者が法第四条の二第一項に規定する新組合に提出すべき書類は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、まず、南方連絡事務局長又は那覇日本政府南方連絡事務所長に差し出さなければならない。

（退職手当の基礎俸給）

第九条　法第五条第二項に規定する退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、その者の昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額（別表第三の基礎俸給月額の欄にその俸給月額に該当する額がない場合には、同欄における直近多額の額）を基礎俸給月額とし、これに対応する別表第三の仮定俸給月額の欄中その者について当該退職手当の給付事由の生じた日の属する期間の欄に掲げる仮定俸給月額とする。

（元沖縄県及び鹿児島県の職員に対する退職手当の支給）

第十条　法第五条第三項の規定により退職手当を支給することができる元沖縄県及び鹿児島県の職員は、昭和二十一年一月二十八日において元沖縄県又は鹿児島県がその俸給その他これに相当する給与を支弁していた左に掲げる職員とする。

一　法第四条第一項に規定する改正前の恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者

二　旧府県制（明治三十二年法律第六十四号）第七十五条の規定に基いて置かれた有給の府県吏員（以下「有給吏員」という。）

三　嘱託員

四　雇員及び傭人

第十一条　法第五条第一項及び第二項並びにこの政令第九条の規定は、前条に規定する職員が引き続き琉球諸島民政府職員となつた場合に、法第八条第三項の規定は、その職員が更に本邦官公署職員となつた場合に準用する。この場合において、法第五条第一項中「同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されていたとした場合において同法第二条に規定する職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員」とあるのは「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第十条に規定する職員」と、「同条」とあるのは「同法第二条」と読み替えるものとする。

（死亡賜金関係法令の適用を受ける琉球諸島民政府職員）

第十二条　法第七条第一項の規定により死亡賜金に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員とする。

（恩給法の適用を受けない未帰還職員が退職したものとされる日）

第十三条　元沖縄県又は鹿児島県の有給吏員であつた未帰還職員（法第九条第一項に規定する「未帰還職員」をいう。以上同じ。）は、法第九条第三項の規定により、左の各号に掲げる区別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日において退職したものとする。

一　昭和二十八年七月三十一日において、その有給吏員としての在職期間が十七年に達している場合にあつては、同日

二　昭和二十八年七月三十一日において、その有給吏員としての在職期間が十七年に達していない場合にあつては、その十七年に達する

日

三　昭和二十八年八月一日以後において、その有給吏員としての在職期間が十七年に達しないで帰国し、又は死亡した場合にあつては、その帰国し、又は死亡した日

（元沖縄県の未帰還職員に対する給与及び退職手当の支給）

第十四条　元沖縄県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、昭和二十一年一月二十九日以後昭和二十八年七月三十一日までの間で、且つ、元沖縄県の職員たる身分を有していた間に限り、旧文官にして陸海軍に召集せられたる者の俸給支給に関する件（明治三十七年勅令第二百六号）、官吏俸給令の一部を改正する等の勅令（昭和二十一年勅令第四百三十五号）附則第四項、旧政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第三十四条及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第三項の規定の適用を受ける者が、その期間内に、それらの規定により受けていた給与に相当する給与を支給する。

2　法第五条第一項及び第二項並びにこの政令第九条の規定は、前項の未帰還職員の退職手当について準用する。この場合において、法第五条第一項中「同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されていたとした場合において同法第二条に規定する職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつたときは」とあるのは「元沖縄県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員が」と、「その琉球諸島民政府職員」とあるのは「その元沖縄県の職員」と、「同条」とあるのは「同法第二条」と読み替えるものとする。

（疎開学童担当教育関係職員が法第十条第一項の適用を受ける場合）

第十五条　疎開学童担当教育関係職員（法第十条第一項に規定する元沖縄県の教育関係職員をいう。以下同じ。）が、法第十条第一項の規定により、その職を退いたものとみなされ、又は引き続き琉球諸島民政府職員として勤続するものとみなされる場合は、沖縄民政府の教育事務を担当する部局又は公立の学校の職員となつた場合とする。

（疎開学童担当教育関係職員の恩給）

第十六条　疎開学童担当教育関係職員で他県の教育関係職員の職を退き、又は退いたものとみなされる日において、同日施行されていた恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者として在職していた者が、引き続き前条に規定する琉球諸島民政府職員で別表第一第二欄第二項、第十項又は第十七項に掲げる職員となつた場合（その者が更に引き続き別表第一に掲げる他の職員となつた場合を含む。）においては、その琉球諸島民政府職員を、別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員にあつては同法第二十条に規定する文官として、その他の職員にあつては次項において準用する第六条第三項に規定する場合を除き同法第二十条に規定する準文官として勤続する者とみなし、その者について、それぞれ、その当時において施行されていた恩給に関する法令の規定（実在職年に附すべき加算年、勤続在職年についての加給及び納金に関する部分の規定を除く。）を適用する。

2　法第四条第二項及び第三項並びにこの政令第六条第三項、第七条及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、法第四条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあり、又はここの政令第八条中「法第四条第一項」とあるのは「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第十六条第一項」と、法第四条第二項中「昭和二十一年一月二十八日」とあるのは「他県の教育関係職員の職を退き、又は退いたものとみなされる日」と読み替えるものとする。

（疎開学童担当教育関係職員の退職手当）

第十七条　法第五条第一項及び第二項並びにこの政令第九条の規定は、疎開学童担当教育関係職員が引き続き第十五条に規定する琉球諸島民政府職員となつた場合（その者が更に引き続き他の琉球諸島民政府職員となつた場合を含む。）に準用する。この場合において、法第五条第一項中「同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されていたとした場合において同法第二条に規定する職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員」とあるのは「疎開学童担当教育関係職員」と、「同条」とあるのは「同法第二条」と読み替えるものとする。

（在職年の通算の辞退等）

第十八条　法第六条の規定は、前二条の規定により琉球諸島民政府職員の在職年が通算される場合に、法第八条第三項の規定は、その職員が更に本邦官公署職員となつた場合に準用する。この場合において、法第六条第一項中「第四条第一項」とあるのは「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第十六条第一項」と、「昭和二十一年一月二十八日」とあるのは「他県の教育関係職員の職を退き、又は退いたものとみなされる日」と、「昭和二十一年一月二十九日」とあるのは「他県の教育関係職員の職を退き、又は退いたものとみなされる日の翌日」と、法第六条第三項中「前条」とあるのは「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第十七条において準用する元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五条第一項及び第二項」と、法第八条第三項中「第四条第一項又は第五条第一項」とあるのは「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第十七条において準用する法律第五条第一項」と読み替えるものとする。

（国庫が負担する俸給以外の給与）

第二十条　法第十三条第一項の規定により国庫が負担する昭和二十一年一月二十八日までに給与事由の生じた給与で俸給以外のものは、左に掲げる命令の規定による手当及びこれに相当する手当とする。

一　旧交通至難の場所に在勤する職員に手当給与の件（大正九年勅令第四百五号）

二　旧戦時又は事変に際し外国又は南洋群島在勤者等に臨時手当給与の件（昭和十五年勅令第四百一号）

三　旧臨時手当給与の件（昭和十六年勅令第五百二十号）

四　旧臨時家族手当給与令（昭和十七年勅令第二百二十一号）

五　旧戦時勤勉手当給与令（昭和十七年勅令第七百八十二号）

六　旧勤続手当給与令（昭和十九年勅令第六百六十九号）
七　旧臨時物価手当給与令（昭和二十年勅令第七百十二号）

第二十一条　法律第十三条第一項の規定により国庫が負担する昭和二十一年一月二十九日以後給与事由の生じた給与で俸給以外のものは、第十四条第一項の規定により元沖縄県の未帰還職員に支給される給与で俸給以外のものとする。

（退職手当及び死亡賜金の負担区分）

第二十二条　法第十三条第二項但書の規定により元沖縄県以外の都道府県が支弁すべき退職手当及び死亡賜金に要する経費のうち、退職手当に係るものについては、そのうち、当該退職手当の支給を受けることとなる職員の昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額（俸給が年額で定められている者にあつては、俸給の年額の十二分の一に相当する額）又は俸給日額及びその職員の同月までの引き続いた在職期間をその退職手当の額の計算の基礎とした場合の退職手当の額に、左の各号の区分により、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する部分を当該都道府県が、その他の部分を国庫が、それぞれ、負担するものとし、死亡賜金に係るものについては、国庫がその全部を負担するものとする。

一　警部補、巡査部長又は巡査たる警察職員及び旧義務教育費国庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）第一条に規定する国民学校職員に係る退職手当にあつては、五割
二　有給吏員に係る退職手当にあつては、十割
三　前二号に掲げる職員以外の者に係る退職手当にあつては、その者の俸給についての昭和二十一年一月二十八日における当該都道府県の負担割合

（退職手当及び死亡賜金の国庫負担金の交付）

第二十三条　都道府県が前条の規定による国庫負担金の交付の請求をしようとするときは、総理府令で定める期間の区分により、当該期間中に支弁した退職手当又は死亡賜金に関する仕訳書を添えて、当該退職手当又は死亡賜金に関する国庫負担金の交付申請書を、当該期間経過後すみやかに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四条の規定にかかわらず、当該申請書の提出を受けた日から六十日以内に、当該都道府県に対して負担金を交付するものとする。

（給与金の支給者）

第二十四条　法第十三条に規定する俸給その他の給与、退職手当及び死亡賜金で昭和二十一年一月二十八日において国又は元沖縄県がその俸給を支弁していた職員に係るもの及び疎開学童担当教育関係職員に係るものは、内閣総理大臣が支給するものとする。

（恩給給与規則の特例）

第二十五条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の規定にかかわらず、同規則の規定により本属庁を経て提出すべき恩給請求書類は、それぞれ、法第十四条の規定により総理府恩給局長が裁定すべき恩給に係るものは、内閣総理大臣を経由して総理府恩給局長に、同条の規定により元沖縄県以外の都道府県の知事が裁定すべき恩給に係るものは、直接当該都道府県の知事に提出するものとし、同規則第二十二条の規定により本属庁が行うべき事務は、法第十四条の規定により総理府恩給局長が裁定すべき恩給に係るものは、内閣総理大臣が、同条の規定により元沖縄県以外の都道府県の知事が裁定すべき恩給に係るものは、当該都道府県の知事が行うものとする。

2　南西諸島に本籍を有し、且つ、同地域に居住する者が、恩給給与規則の規定により提出すべき戸籍の謄本又は抄本は、同規則の規定にかかわらず、総理府令で定める書類をもつてこれに代えることができる。

（恩給経費の交付等）

第二十六条　都道府県が法第十四条但書の規定による交付金の交付を受けようとするときは、総理府令で定める期間の区分により、当該期間中に支給した恩給に関する仕訳書を添えて、当該恩給に関する交付金の交付申請書を、当該期間経過後すみやかに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、地方財政法施行令第四条の規定にかかわらず、当該申請書の提出を受けた日から六十日以内に、当該都道府県に対して交付金を交付するものとする。

3　都道府県の知事は、法第十四条但書の規定により恩給の裁定をしたときは、当該公務員の履歴書を添えて、その裁定の要項を内閣総理大臣に通知しなければならない。

（恩給支払事務の受託者）

第二十七条　法附則第二項の規定により郵政大臣がその事務の一部を委託して取り扱わせることができる者は、琉球政府の当局とする。

（実施規定）

第二十八条　この政令に特に定めるものの外、法又はこの政令の実施について必要な手続その他の細則で共済組合の給付に係るものは総理府令、大蔵省令で、その他のものは総理府令で定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、第五条から第十九条までの規定は、昭和二十一年一月二十八日から、その他の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

附　則（昭和二十九年政令第二百十七号）

1　この政令は、公布の日から施行し、附則第三項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2　改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第八条の二から第八条の四までの規定は、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

3　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用については、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第九条第一項に規定する未帰還職員で元沖縄県がその俸給その他の給与を支給していた者は、総理府本府に所属する職員とみなす。

別表第一

機関別 ＼ 欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	第二条第一号に掲げる機関に属する職員	第二条第二号に掲げる機関に属する職員	第二条第三号に掲げる職員	第二条第四号に掲げる機関及び琉球政府に属する職員	第二条第五号に掲げる機関に属する職員
一	(イ) 沖縄諮詢会の部長				
	(ロ) 沖縄諮詢会の書記、支庁の長、部長及び課長	知事、副知事、部長、副部長、局長、庁長、局長、官房長、秘書長、課長、外事長、翻訳官長	副知事、部長、副部長、局長、室長、官房長、秘書長、課長	行政主席、行政副主席、官房長、官房次長、局長、部長、人事委員、地方庁長、支局長、支部長、行政主席専属秘書、課長	(イ) 琉球貿易庁の総裁、局長、支部長及び課長 (ロ) 琉球農林省の総裁、副総裁、局長、出張所長及び課長 (ハ) 琉球郵政庁の庁長、次長、部長及び課長
二	(イ) 沖縄諮詢会の書記、専門部員、倉庫長及び倉庫書記 (ロ) 支庁の地方事務官、地方視学官、視学、属、地方技師、技手、職業官補、地方職業官、地方小作官及び小作官補	各庁の事務官、事務官補、技師、技手、技官、技官補、視学官、視学、編修官、監修官、監修官補、体育官、体育官補、社会教育官、社会教育官補、統計官、翻訳官、翻訳官補、財政官、情報官、調査官及び調査官補	各庁の事務官、事務官補、技官、技官補、視学官、視学、編修官、監修官、監修官補、体育官、体育官補、社会教育官、社会教育官補、翻訳官、翻訳官補、調査官、通訳官、統計官、統計補佐官、出納長、副出納長、会計長、副会計長及び会計検査官	各庁の主事、主事補、技師、技手、翻訳官、翻訳官補、調査官、通訳官、統計官、統計補佐官、検査官、労働基準監督官、出入国管理官、社会教育官、社会教育主事、社会教育主事補及び社会福祉司	(イ) 琉球貿易庁の主任書記及び書記 (ロ) 琉球農林省の事務官、事務官補、技官及び技官補 (ハ) 琉球郵政庁の係長、事務官、事務官補、技官及び技官補
三	(イ) 営林署の長、技師、技手、属及び森林主事 (ロ) 産業試験場又は水産試験場の長、技師、技手及び属	(イ) 営林署の長及び森林主事 (ロ) 産業試験場、水産試験場、農事試験場、農業研究指導所、蚕糸検定所又は家畜衛生研究所の長		営林所、中央農業研究所、農業研究指導所、林業試験場、水産研究所、家畜衛生研究所、蚕糸検定所、植物防疫所、種畜場、又は肥料検査所の長	琉球農林省の営林所、農業研究所、蚕糸検定所、家畜衛生研究所、植物検疫所、物産検査所又は肥料検査所の長、技官、事務官及び事務官補
四	専売局の事務官、属、技師及び技手				
五	司税官、司税官補、税務署属	税務署の長、課長、徴税官、司税官及び司税官補	税務署の長、課長及び徴税官	(イ) 各庁の徴税官及び関税官 (ロ) 税務署又は税関の長、課長、係長及び支署の長	
六	通信事務官、通信書記、通信書記補、通信技師、通信技手、通信手（通信手及び通信手にあつては、昭和二十一年一月二十八日において判任官であつた者に限る。）	郵便局の長（昭和二十一年一月二十八日において特定郵便局長であつた者については、昭和二十三年一月一日以後に限る。）及び課長、電気通信工事局長		中央郵便局、中央電報局、郵便局、電気通信工事局、貯金管理局又は無線電報局の長、気象台又は測候所の長、技官、技官補及び通信士	(イ) 琉球郵政庁の電気通信工事局、無線電信局、気象台若しくは測候所の長、課長、技官、技官補及び事務官、事務官補又は郵便局若しくは貯金管理所の長、課長、係長、事務官、事務官補及び主事補 (ロ) 琉球気象台又はこれに所属する測候所の長、技官、技官補及び通信士
七	染織指導所の長、技師、技手及び属	染織指導所、企業免許事務所又は企業免許事務局の長	染織指導所又は企業免許事務所の長	工業試験場、染織指導所、援助物資管理所、機械工場、資材集積所、車輛管理所、企業免許事務所、計量検査所、工務出張所、港務所、労務事務所又は労務事務所出張所の長、駐日貿易代表	

八	(イ)防疫医、予防監吏 (ロ)癩療養所、療養所、地区診療所又はマラリア防遏所の長、医官及び主事 (ハ)孤児養老院の長及び主事	(イ)医官、医官補、衛生官補、衛生検査官、栄養士、獣医、防疫官、薬剤官補 (ロ)病院、保健所、診療所、癩療養所、結核療養所又はマラリヤ防遏所の長、医師、歯科医及び主事 (ハ)養護院の長及び主事、厚生園の園長、副園長、教師及び主事	(イ)医官、医官補、衛生官補、衛生検査官、栄養士、獣医、防疫官、薬剤官補 (ロ)病院、保健所、癩療養所、結核療養所、又はマラリア防遏所の長、医師、歯科医及び主事 (ハ)厚生園の園長、副園長、教師及び主事	(イ)病院、衛生研究所、結核科学研究所、診療所、療養所、保健所又は検疫所の長、医師、歯科医、薬剤官及び栄養士 (ロ)養老院、盲聾唖院又は教護院の長
九	警視、警部、警察署長、警察副署長、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警察隊長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査
十	(イ)公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)公立幼稚園の園長及び保姆（保姆にあつては、昭和二十一年一月二十八日において専任の保姆であつた者に限る。）	(イ)公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)公立幼稚園の園長及び保姆（保姆にあつては、昭和二十一年一月二十八日において専任の保姆であつた者に限る。）	(イ)公立高等学校の校長、教諭、養護教諭、養護助教諭及び養護教諭 (ロ)公立学校（公立高等学校を除く。）の校長、教諭及び養護教諭 (ハ)公立幼稚園の園長、教諭及び養護教諭	(イ)公立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭 (ロ)公立学校（公立高等学校を除く。）の校長、教諭及び養護教諭 (ハ)公立幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
十一		文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記	(イ)文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記 (ロ)教育長、教育長事務所の指導主事、主記	(イ)教育長、教育長事務所の指導主事、会計官及び会計書記 (ロ)公立高等学校の書記

十二	公立図書館の館長、司書及び司書補	(イ)公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)公立博物館の館長、主事及び用度書記	(イ)公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)公立博物館の館長、主事及び用度書記	(イ)司書及び司書補 (ロ)公立博物館の館長、主事及び用度書記
十三			立法院事務局の長、課長、室長、専門部員及び調査員、立法院議長専属秘書	人事委員会事務局の長、主事及び主事補
十四				
十五	(イ)判事、検事、裁判所又は検事局の監督書記及び書記 (ロ)登記所の長及び書記	(イ)判事、検事、裁判所又は検事局の書記長、書記及び書記補 (ロ)登記所又は供託局の長、書記及び書記補	(イ)上訴裁判所の首席判事、判事、事務局長、課長、書記官及び書記官補 (ロ)巡回裁判所又は治安裁判所の首席判事、判事、書記長、書記官、事務官及び事務官補 (ハ)検事長、次長検事、検事、副検事、検察事務官及び検察技官 (ニ)登記所又は供託局の長	(イ)簡易裁判所の判事、検事、書記及び書記補 (ロ)琉球上訴裁判所の判事、検事、書記長及び書記
十六	典獄、典獄補、教誨師、看守長、副看守長、看守部長、看守	典獄、典獄補、教誨師、職業補導官、指導官補、教育官、看守長、副看守長、看守部長、看守	典獄、典獄補、教誨師、考査官、職業補導官補、看守長、副看守長、看守部長、看守	典獄、典獄補、教誨師、看守長、副看守長、看守部長、看守長、行刑研究所長、考査官

十七	公立学校の教諭心得、助教諭心得及び準訓導	(イ) 公立学校の教諭心得、助教諭心得及び準訓導 (ロ) 公立高等学校の常時勤務に服することを要する講師	(イ) 公立高等学校の常時勤務に服することを要する講師 (ロ) 公立学校（公立高等学校を除く。）の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師
十八	特定郵便局又は郵便局の長（昭和二十一年一月二十八日において特定郵便局長であつた者に限る。）	郵便局長（昭和二十一年一月二十八日において特定郵便局長であつた者につき、且つ、昭和二十二年十二月三十一日までの間に限る。）	

備考

一　この表に掲げる職員の属する機関の存続機関は、左の通りである。

(一)　第一欄に掲げる職員の属した機関

(イ)　沖縄群島にあつた機関　昭和二十一年一月二十九日から同年四月二十三日まで

(ロ)　奄美群島にあつた機関　昭和二十一年一月二十九日から同年十月二日まで

(ハ)　宮古群島及び八重山群島にあつた機関　昭和二十一年一月二十九日から昭和二十二年三月三十一日まで

(二)　第二欄に掲げる職員の属した期間

(イ)　沖縄民政府　昭和二十一年四月二十四日から昭和二十五年十一月三日まで

(ロ)　臨時北部南西諸島政庁　昭和二十一年十月三日から昭和二十五年十一月二十四日まで

(ハ)　宮古民政府及び八重山民政府　昭和二十二年四月一日から昭和二十五年十一月三日まで

(三)　第三欄に掲げる職員の属した機関

(イ)　沖縄群島政府　宮古群島政府及び八重山群島政府　昭和二十五年十一月四日から昭和二十七年三月三十一日まで

(ロ)　奄美群島政府　昭和二十五年十一月二十五日から昭和二十七年三月三十一日まで

(四)　第四欄に掲げる職員の属した機関

(イ)　琉球臨時中央政府　昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日まで

(ロ)　琉球政府　昭和二十七年四月一日以降

(五)　第五欄に掲げる職員の属した機関

(イ)　琉球貿易庁　昭和二十一年九月十八日から昭和二十七年三月三十一日まで

(ロ)　琉球農林省　昭和二十五年四月一日から昭和二十七年一月二十一日まで

(ハ)　琉球郵政庁　昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十一月十二日まで

(ニ)　琉球気象台及びこれに所属する測候所　昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日まで

(ホ)　簡易裁判所　昭和二十一年二月二十五日から同年九月三十日まで

(ヘ)　琉球上訴裁判所　昭和二十五年七月十二日から昭和二十七年一月三日まで

二　この表の第二欄及び第三欄の各項に掲げる職員には、奄美群島にあつた機関に属する職員で、当該各項に掲げる職員に相当するものとして総理府令で定めるものを含むものとする。

別表第二

項／欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条	昭和二十二年五月二日	別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員	都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員	恩給法第十九条に規定する公務員たる者
二	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）附則第七条	昭和二十三年三月六日	別表第一第一項、第二項又は第九項に掲げる職員のうち、警察事務を担当する部局又は警察学校に勤務する者	市町村警察の職員	地方警察学校又は県警察部に勤務する官吏
三	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）附則第三十一条	昭和二十三年三月六日	別表第一第一項、第二項又は第九項に掲げる職員のうち、警察事務を担当する部局に勤務する者	都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員	県警察部又は特設消防署に勤務する官吏
四	教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）附則第八十四条	昭和二十三年七月十四日	別表第一第二項又は第十一項に掲げる職員のうち、公立学校の事務職員	公立学校の事務職員又は技術職員	公立学校の事務職員で地方事務官たる者
五	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百八十五号）附則第十条	昭和二十三年四月二日	別表第一第八項に掲げる職員のうち、保健衛生に関する事務に従事する者	市立保健所の職員	県の保健衛生に関する事務に従事する職員で、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用を受ける者

六	日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十条	昭和二十四年五月三十一日	別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員	日本専売公社の役員又は職員	恩給法第十九条に規定する公務員たる者
七	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十八条	昭和二十四年五月三十一日	別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員	日本国有鉄道の役員又は職員	恩給法第十九条に規定する公務員たる者
八	教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）附則第三十二条	昭和二十四年一月十一日	別表第一に掲げる職員	公立の学校の職員	恩給法第十九条に規定する公務員又は準公務員たる者
九	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三十八条の二	昭和二十五年六月四日	別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員	住宅金融公庫の役員又は職員	恩給法第十九条に規定する公務員たる者
十	恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）附則第九項	昭和二十二年五月二日	別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員	公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記	恩給法第十九条に規定する公務員たる者
十一	日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十九条	昭和二十七年七月三十一日	別表第一第一項から第十六項までに掲げる職員	日本電信電話公社の役員又は職員	恩給法第十九条に規定する公務員たる者

別表第三

基礎俸給月額		仮定俸給月額								
官吏	雇傭人	昭和二十一年七月一日から昭和二十二年三月三十一日まで	昭和二十二年四月一日から昭和二十二年九月三十日まで	昭和二十二年十月一日から昭和二十三年五月三十一日まで	昭和二十三年六月一日から昭和二十三年六月三十日まで	昭和二十三年七月一日から昭和二十四年二月二十八日まで	昭和二十四年三月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	昭和二十六年一月一日から昭和二十六年九月三十日まで	昭和二十六年十月一日から昭和二十七年十月三十一日まで	昭和二十七年十一月一日以降
円	二五円	二二〇円	六〇四円	六八〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円	二、四〇〇円	三、〇〇〇円	三、六〇〇円	四、四〇〇円
	二八	二三〇	六三〇	七〇九	一、〇五〇	一、三七〇	二、四七〇	三、〇〇〇	三、七〇〇	四、五〇〇
	三〇	二六〇	六九二	七七九	一、一五〇	一、五〇〇	二、六一三	三、一五〇	三、九〇〇	四、七〇〇
	三三	三三〇	八四二	九四八	一、三五〇	一、七六〇	二、九二六	三、五五〇	四、三〇〇	五、一〇〇
	三五	三四〇	八六八	九七七	一、四五〇	一、八九〇	三、〇九六	三、七五〇	四、五〇〇	五、三〇〇
	三八	三六〇	九二〇	一、〇三五	一、六〇〇	二、〇八〇	三、三六九	四、一五〇	四、九〇〇	五、七〇〇
四〇	四〇	三八〇	九七二	一、〇九四	一、七〇〇	二、二一〇	三、五六五	四、四五〇	五、二〇〇	六、〇〇〇
四五	四五	三九〇	九九八	一、一二三	一、七五〇	二、二八〇	三、六六七	四、六〇〇	五、三五〇	六、二〇〇
五〇	五〇	四二〇	一、〇七六	一、二一二	一、八五〇	二、四一〇	三、八八〇	四、九〇〇	五、七〇〇	六、六五〇
五五	五五	四四〇	一、一二六	一、二六九	一、九五〇	二、五四〇	四、一〇五	五、二〇〇	六、一〇〇	七、一五〇
	六〇	四六〇	一、一六四	一、三一〇	二、〇〇〇	二、六〇〇	四、二二三	五、三五〇	六、三〇〇	七、四〇〇
六五	六五	四七〇	一、一九〇	一、三三九	二、〇五〇	二、六七〇	四、三四四	五、五〇〇	六、五〇〇	七、六五〇
	七〇	四八五	一、二二一	一、三七四	二、一〇〇	二、七三〇	四、四六八	五、七〇〇	六、七〇〇	七、九〇〇
七五		五〇〇	一、二五二	一、四〇九	二、一五〇	二、八〇〇	四、五九六	五、九〇〇	六、九〇〇	八、一五〇
	七七	五〇〇	一、二五二	一、四〇九	二、二〇〇	二、八六〇	四、七二七	六、一〇〇	七、一〇〇	八、四〇〇
八五	八三	五三〇	一、三一四	一、四七九	二、三〇〇	二、九九〇	四、八六三	六、三〇〇	七、三〇〇	八、六五〇
	九〇	五六〇	一、三二四	一、四九〇	二、四〇〇	三、一二〇	五、〇〇二	六、五〇〇	七、五五〇	八、九五〇
九五		五八〇	一、四一二	一、五八九	二、五〇〇	三、二五〇	五、一四五	六、七〇〇	七、八〇〇	九、二五〇
	九七	五九〇	一、四三八	一、六一八	二、六〇〇	三、三八〇	五、二九二	六、九〇〇	八、〇五〇	九、五五〇
一〇五	一〇三	六二〇	一、五〇〇	一、六六八	二、七〇〇	三、五一〇	五、四四四	七、一〇〇	八、三〇〇	九、八五〇
	一一〇	六五〇	一、五六二	一、七五八	二、八〇〇	三、六四〇	五、六〇〇	七、三〇〇	八、六〇〇	一〇、一五〇
一一五		六九〇	一、六三九	一、八三九	二、九〇〇	三、七七〇	五、七六〇	七、五〇〇	八、九〇〇	一〇、六五〇
	一一七	七〇〇	一、六七六	一、八八六	三、〇〇〇	三、九〇〇	五、九二五	七、八〇〇	九、二五〇	一一、一〇〇
一二五	一二五	七三〇	一、七〇六	一、九二〇	三、一〇〇	四、〇三〇	六、〇九四	八、一〇〇	九、六〇〇	一一、五五〇
一三五	一三三	七七〇	一、七七八	二、〇〇一	三、三〇〇	四、二九〇	六、四四八	八、七〇〇	一〇、三〇〇	一二、四五〇
一四五	一四二	八一〇	一、八五〇	二、〇八三	三、五〇〇	四、五五〇	六、八二三	九、三〇〇	一一、〇〇〇	一三、四〇〇
	一五〇	八五〇	一、九二二	二、一六三	三、六〇〇	四、六八〇	七、〇一八	九、六〇〇	一一、四〇〇	一四、〇〇〇

一六〇	一五八	九〇〇	二、〇〇四	二、二五五	三、七〇〇	四、八一〇	七、二一九	九、九〇〇	一一、八〇〇	一四、六〇〇
	一六七	九五〇	二、〇八六	二、三四七	三、八〇〇	四、九四〇	七、四二六	一〇、二〇〇	一二、二〇〇	一五、二〇〇
一七五	一七五	九五〇	二、〇八六	二、三四七	三、九〇〇	五、〇七〇	七、六三八	一〇、五〇〇	一二、六〇〇	一五、八〇〇
一九〇	一八三	九七五	二、一二七	二、三九三	四、〇〇〇	五、二〇〇	七、八五七	一〇、八〇〇	一三、〇〇〇	一六、四〇〇
	一九二	九七五	二、一二七	二、三九三	四、一〇〇	五、三三〇	八、〇八二	一一、一〇〇	一三、五〇〇	一七、一〇〇
二〇五	二〇〇	一、〇〇〇	二、一六八	二、四三九	四、二〇〇	五、四六〇	八、三一三	一一、四〇〇	一四、〇〇〇	一七、八〇〇
	二一七	一、〇〇〇	二、一六八	二、四三九	四、三〇〇	五、五九〇	八、五五一	一一、七〇〇	一四、五〇〇	一八、五〇〇
二二〇		一、〇五〇	二、二五〇	二、五三一	四、三〇〇	五、五九〇	八、五五一	一一、七〇〇	一四、五〇〇	一八、五〇〇
	二三三	一、〇五〇	二、二五〇	二、五三一	四、四〇〇	五、七二〇	八、七九六	一二、一〇〇	一五、〇〇〇	一九、二〇〇
二四〇		一、一〇〇	二、三三二	二、六二四	四、六〇〇	五、九八〇	九、〇四七	一二、五〇〇	一五、五〇〇	二〇、〇〇〇
	二五〇	一、一五〇	二、四一四	二、七一六	四、八〇〇	六、二四〇	九、三〇六	一二、九〇〇	一六、〇〇〇	二〇、八〇〇
二六〇		一、二〇〇	二、四九六	二、八〇八	五、〇〇〇	六、五〇〇	九、五七三	一三、三〇〇	一六、六〇〇	二一、六〇〇
	二六七	一、三〇〇	二、五八〇	二、九〇三	五、二〇〇	六、七六〇	九、八四七	一三、七〇〇	一七、二〇〇	二二、四〇〇
二八〇		一、三〇〇	二、五八〇	二、九〇三	五、四〇〇	七、〇二〇	一〇、一二九	一四、二〇〇	一七、八〇〇	二三、三〇〇
	二八三	一、四〇〇	二、六八〇	三、〇一五	五、六〇〇	七、二八〇	一〇、四一九	一四、七〇〇	一八、四〇〇	二四、二〇〇
三〇〇	三〇〇	一、四〇〇	二、六八〇	三、〇一五	五、八〇〇	七、五四〇	一〇、七一七	一五、二〇〇	一九、〇〇〇	二五、一〇〇
三二〇	三一七	一、五〇〇	二、七八〇	三、一二八	六、二〇〇	八、〇六〇	一一、三三九	一六、二〇〇	二〇、四〇〇	二七、三〇〇
	三三三	一、五〇〇	二、七八〇	三、一二八	六、四〇〇	八、三二〇	一一、六六四	一六、七〇〇	二一、二〇〇	二八、四〇〇
三六〇	三六〇	一、六〇〇	二、八八〇	三、二四〇	六、六〇〇	八、五八〇	一一、九九八	一七、二〇〇	二二、〇〇〇	二九、五〇〇
四〇〇		一、六〇〇	二、八八〇	三、二四〇	七、〇〇〇	九、一〇〇	一二、六九五	一八、三〇〇	二三、六〇〇	三一、九〇〇
四四〇		一、七〇〇	二、九八〇	三、三五三	七、四〇〇	九、六二〇	一三、四三二	一九、五〇〇	二五、二〇〇	三四、五〇〇
四八〇		一、八〇〇	三、〇八〇	三、四六五	八、〇〇〇	一〇、四〇〇	一四、六一九	二一、五〇〇	二八、二〇〇	三八、八〇〇
五二〇		一、九〇〇	三、一八〇	三、五七〇	九、六〇〇	一二、四八〇	一六、三六五	二四、三〇〇	三二、五〇〇	四四、八〇〇

◉十三　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行規則

昭和二十八年十一月十四日
総理府令第七十四号

改正　昭和二十八年総理府令第八十九号

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令の規定に基き、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行規則を次のように定める。

（元南西諸島官公署職員から除かれる職員）

第一条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号。以下「令」という。）第一条第二号の総理府令で指定する職員は、旧地方官官制（大正十五年勅令第百四十七号）第十条第一項の規定により元沖縄県知事の職務を代理した元沖縄県の内政部長若しくは内務部長又は地方自治法施行規程の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三百七号）による改正前の地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十六条の規定により元沖縄県知事の職務を代理した福岡県総務部長により退職の措置を講ぜられた元沖縄県の職員とする。

（俸給等の受給申出書）

第二条　令第二十四条の規定により内閣総理大臣が支給すべき俸給その他の給与、退職手当又は死亡賜金（以下「俸給等」という。）の支給を受けようとする者は、別記様式第一号による受給申出書を提出しなければならない。

2　前項の受給申出書には、その申出に係る職員（以下「旧職員」という。）の履歴書を添えなければならない。

3　第一項の受給申出書を提出すべき者（以下「受給申出者」という。）は、旧職員（その者がすでに死亡しているときはその者の遺族）とする。

但し、旧職員が未帰還職員（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号。以下「法」という。）第九条第一項に規定する「未帰還職員」をいう。以下同じ。）で現に海外にあるときは、その家族）未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第四条に規定する留守家族をいう。）とする。

第三条　前条の受給申出書には、旧職員が左の各号に掲げる者に該当するときは、同条第二項の履歴書の外、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　死亡した者、その者の死亡の年月日及び旧職員と受給申出者との続柄を知ることができる戸籍及び除かれた戸籍の謄本

二　国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）第四条第一項に規定する傷い疾病（以下「傷い疾病」という。）に因り昭和二十一年七月一日以後琉球諸島民政府職員を退職した者、その者が傷い疾病により退職したことを認めることができる退職当時の勤務庁又はその事務を引き継いだ機関の長の証明書及び医師の診断書

三　未帰還職員であつた者で帰国したもの、その者の帰国の年月日及びその上陸地を認めることができる公の機関の発行した証明書

四　未帰還職員（法第九条第三項の規定により退職したものとされた者を含む。）で現に海外にある者、その者が未帰還職員で現に海外にあることを認めることができる市町村長の証明書及びその者と受給申出者との続柄を知ることができる戸籍の謄本

（扶養親族認定申請書）

第四条　第二条第一項の受給申出書を提出する場合においては、その申出に係る俸給等のうちに扶養親族に係るものがあるときは、これに別記様式第二号による扶養親族認定申請書及び旧職員と当該扶養親族との続柄を知ることができる戸籍の謄本を添えなければならない。

（遺族が受給申出書を提出する場合）

第五条　第二条第三項に規定する受給申出者である旧職員の遺族が同条第一項の受給申出書を提出する場合において、その同順位者が二人以上あるときは、それらの者が協議の上そのうちの一人を総代者に定めてなすものとする。

（在職年通算辞退申出書）

第六条　法第六条第二項の規定（令第十八条において準用する場合を含む。）により内閣総理大臣に対して在職年の通算を辞退すべき旨の申出をしようとする者（以下「辞退申出者」という。）は、別記様式第三号による辞退申出書を提出しなければならない。

2　前項の辞退申出書には、辞退申出者の履歴書を添えなければならない。

（受給申出書等の経由）

第七条　第二条第一項の受給申出書は、その者が、都道府県の地域に居住する場合にあつては南方連絡事務局長に、硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）（以下「元沖縄県の区域」という。）に居住する場合にあつては那覇日本政府南方連絡事務所長（以下「那覇事務所長」という。）に、それぞれ、差し出すものとする。

2　前条第一項の辞退申出書は、那覇事務所長に差し出すものとする。

（恩給請求書類の経由）

第八条　令第二十五条の規定により総理府恩給局長に提出すべき恩給請求書類は、まず、恩給請求者が、都道府県の地域に居住する場合にあつては南方連絡事務局長に、元沖縄県の区域に居住する場合にあつては那覇事務所長に、それぞれ、差し出すものとする。

（受給申出書等の提出部数）

第九条　第二条第一項又は第六条第一項の規定により内閣総理大臣に提出すべき受給申出書又は辞退申出書及びこれらに添付すべき書類は、南方連絡事務局長に差し出すべきものにあつては二部、那覇事務所長に差し出すべきものにあつては三部とする。

（期間の区分）

第十条　令第二十三条第一項及び第二十六条第一項の総理府令で定める期間の区分は、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの四期とする。

（退職手当及び死亡賜金支弁明細書）

第十一条　令第二十三条第一項の退職手当又は死亡賜金に関する仕訳書には、それぞれ、別記様式第四号による支弁明細書を添えなければならない。

（恩給に関する仕訳書等）

第十二条　令第二十六条第一項の恩給に関する仕訳書は、別記様式第五号によるものとする。

2　令第二十六条第三項の規定による恩給裁定の要項の通知は、別記様式第六号による通知書をもつてしなければならない。

（戸籍の謄本又は抄本）

第十三条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）及びこの府令の規定により提出すべき戸籍の謄本又は抄本は、元沖縄県の区域においては、臨時戸籍事務取扱要綱（昭和二十二年三月五日付沖縄民政府総務部長通達）を含む。）によつて作られた戸籍の謄本又は抄本をもつてこれに代えることができる。

（令別表第一に掲げる職員に含まれるもの）

第十四条　令別表第一備考二の奄美群島にあつた機関に属する職員に含まれるものは、同表第二欄及び第三欄に掲げるもの以外の各庁の長、課長、係長、主任その他の職員で、選挙管理委員会委員、監査委員及び公安委員を除く職員とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、第一条、第六条及び第七条第二項の規定は昭和二十八年八月一日から、第十四条の規定は昭和二十一年一月二十八日から適用する。

附　則（昭和二十八年十二月二十九日総理府令第八十九号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月二十五日から適用する。

別記

様式第一号

俸給その他の給与
退職手当
死亡賜金
受給申出書

氏名（フリガナ）		旧氏名（フリガナ）	整理番号 第　号
本籍			年　月　日生
現住所			

㈠ 旧職員に関する基礎事項

㈡ 昭和二十一年一月二十八日以前における旧職員に関する事項		㈢ 昭和二十一年一月二十九日以後における旧職員に関する事項	
(1) 最終の勤務官公署の名称		(1) 琉球諸島民政府職員となつた年月日	昭和　年　月　日
(2) 最終の勤務官公署の所在地		(2) 琉球諸島民政府職員を退職した年月日	昭和　年　月　日
(3) 最終の官職名		(3) 琉球諸島民政府職員を退職した際の職名	
(4) 最終の俸給額	※（年俸）（月俸）（日給）　円　銭	(4) 本邦官公署職員となつた年月日	昭和　年　月　日
(5) 俸終が支給された最後の月分	昭和　年　月分まで受給済	(5) 未帰還職員であつた者の関係事項	帰国の年月日　昭和　年　月　日
(6) 未帰還職員か否かの区別	※未帰還職員であつた。未帰還職員でなかつた。		帰国の際の上陸地
		最寄銀行名及びその所在地	

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行規則第二条第一項の規定により、右の者に係る俸給等の受給の申出をいたします。

昭和　年　月　日

受給申出者
本籍
現住所
氏名（フリガナ）　㊞
旧職員と受給申出者との続柄

内閣総理大臣殿

備考

一　㈡の(1)から(6)までの各欄は必ず記入すること。但し、※印の欄にある不要の文字は消すこと。

二　㈢の(1)から(5)までの欄は該当事項のみを記入すること。

三　旧職員がすでに死亡している場合は、㈠の現住所の欄にはその者の死亡当時の住所を記入すること。

様式第二号

扶養親族認定申請書

扶養義務者である旧職員の氏名		旧職員が昭和二十一年一月二十八日において未帰還職員であつたか否かの区別	整理番号 第　号
			※未帰還職員であつた。未帰還職員でなかつた。

㈠ 扶養親族に関する基礎事項

被扶養親族の氏名（フリガナ）		生年月日　年　月　日	旧職員との続柄
扶養親族となつた年月日	昭和　年　月　日	扶養親族でなくなつた年月日	昭和　年　月　日

㈡ 昭和二十一年七月一日以後における被扶養親族の居住地等に関する事項

居住期間	居住地	居住期間	居住地
昭和　年　月　日から昭和　年　月　日まで		昭和　年　月　日から昭和　年　月　日まで	
昭和　年　月　日から昭和　年　月　日まで		昭和　年　月　日から昭和　年　月　日まで	
		受給申出者氏名	㊞

備考

一　※印の欄の不要の文字は消すこと。

二　㈡の各欄は、旧職員が昭和二十一年一月二十八日において未帰還職員として海外にあり、且つ、同年六月三十日までに帰国しなかつた者である場合にのみ記入と、その他の場合には記入しないこと。

三　この申請書は、扶養親族ごとに申請すること。

様式第三号

在職年通算辞退申出書

氏名（フリガナ）		旧氏名（フリガナ）	整理番号 第　号
本籍			年　月　日生
現住所			

㈠ 昭和二十一年一月二十八日現在の関係事項

勤務官公署名		㈡ 昭和二十一年一月二十九日以後における関係事項（琉球諸島民政府職員関係）	
勤務官公署所在地		琉球諸島民政府職員となつた年月日	昭和　年　月　日
官職名及び級俸		辞退申出当時における職名	
		辞退申出当時における勤務庁名	

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第六条の規定により、右の者に係る在職年の通算の辞退の申出をいたします。

昭和　年　月　日

辞退申出者氏名　㊞

内閣総理大臣殿

備考　㈠の各欄には、辞退申出者が昭和二十一年一月二十八日以前において元南西諸島官公署職員として勤続していた最後の関係事項を記入すること。

様式第四号

退職手当／死亡賜金 支弁明細書

支弁期間	昭和　年　月から
	昭和　年　月まで

旧職員氏名	昭和21年1月28日現在における旧職員に関する事項								退職年月日	退職当時における関係事項		給与の種類 退職の種類	支給総額（税込）	経費の負担区分（税込）		備考
	所属庁	官職名	俸給月額	在職年数			俸給の負担割合		年　月　日	勤務庁	職名			都道府県	国庫	
				在職年	在官年	計	県費	国費								
				年	年	年	%	%					円	円	円	

備考　退職手当と死亡賜金は、用紙を別々に使用すること。

様式第五号

都道府県　恩給交付金請求仕訳書（普通恩給、扶助料、一時恩給又は一時扶助料）　年　月　日からの分／年　月　日までの分

摘要	金額	備考
文官　何某外何名の分	円	
警察監獄職員　何某外何名の分		
教育職員　何某外何名の分		
待遇職員　何某外何名の分		
合計		

備考　普通恩給、扶助料、一時恩給又は一時扶助料に分けて記載すること。

様式第六号

裁定要項通知書

退職当時の官職又は公務員との続柄	氏名		退職当時の官職又は公務員との続柄	氏名	
証書又は裁定通知書記号番号	第　号		証書又は裁定通知書記号番号	第　号	
恩給金額	円		恩給金額	円	
総在職年	年　月		総在職年	年　月	
事項／勤務庁	在職年数	退職当時の俸給年額	事項／勤務庁	在職年数	退職当時の俸給年額

右通知する。

昭和　年　月　日

都道府県知事

内閣総理大臣殿

◉十四　奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律抄

昭和二十八年十一月十六日
法律第二百六十七号
（昭和二十八年十二月二十四日政令第四百号を以て昭和二十八年十二月二十五日から施行）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの（以下「奄美群島」という。）の復帰に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。

（必要な経過措置等の政令等への委任）

第十条　第二条から前条までに規定するものの外、奄美群島に関し左に掲げる事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令（日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、最高裁判所規則）で必要な規定を設けることができる。

一　通貨の交換及び債権債務の単位の切替に関する事項
二　本邦の法令の奄美群島における適用についての必要な経過措置に関する事項
三　前各号に掲げるものの外、奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項

◉十五　奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令抄

昭和三十年十一月五日
政令第二百九十八号

内閣は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）第十条の規定に基き、この政令を制定する。

（用語の定義）

第一条　この政令において「琉球政府等の職員」とは、琉球政府及び別表第一に掲げる機関に所属する職員で別表第二に掲げる職員以外のものをいう。

（恩給）

第二条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第四条第一項の規定の適用を受ける者以外の琉球政府等の職員（別表第三に掲げる者に限るものとし、琉球政府等の職員の職を退職して同項の規定の適用を受けた後再び琉球政府等の職員となつた者を含む。以下この条において同じ。）が、奄美群島の復帰に伴い、引き続いて恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員となつた場合においては、その者についての恩給に関する法令の規定（実在職年に附すべき加算年、勤続在職年についての加給及び納金に関する部分の規定を除く。）の適用については、その者の恩給法第十九条に規定する公務員としての在職に接続する琉球政府等の職員としての引き続く在職で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げる在職とみなす。

一　別表第三第一項から第十六項までに掲げる職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）としての在職　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（以下この条において「改正前の恩給法」という。）第二十条第一項に規定する文官としての在職
二　別表第三第九項に掲げる警部補、巡査部長若しくは巡査又は同表第十六項に掲げる副看守長、看守部長若しくは看守としての在職　改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員としての在職
三　別表第三第十項に掲げる職員、同表第十一項に掲げる公立高等学校の書記又は同表第十二項に掲げる公立図書館の職員としての在職　改正前の恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員としての在職
四　別表第三第十七項に掲げる職員としての在職　改正前の恩給法第二十二条第二項に規定する準教育職員としての在職
五　別表第三第十八項に掲げる職員としての在職　改正前の恩給法第二十条第二項に規定する準文官としての在職
2　昭和二十二年十二月三十一日において現に別表第三第十八項に掲げる職員であつた者で、引き続いて同表第二欄第六項に掲げる郵便局の長となつたものに前項の規定を適用する場合においては、恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）附則第八項の規定の適用については、改正前の恩給法第二十条第二項に規定する準文官としての特定郵便局長が引き続いて同条第一項に規定する文官としての特定郵便局長になつたものとみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月二十五日から適用する。

別表第一

一　沖縄諮詢会及びアメリカ合衆国の管理機関の管理に属していた元の国又は地方公共団体の機関（元陸軍又は海軍の機関を除く。）
二　沖縄民政府、臨時北部南西諸島政庁、宮古民政府及び八重山民政府
三　沖縄群島政府、奄美群島政府、宮古群島政府及び八重山群島政府
四　琉球臨時中央政府
五　直接アメリカ合衆国の管理機関に所属していた機関で前各号に掲げる機関又は琉球政府にその事務を引き継がれたもの
六　米国琉球民政府及びこれにその事務を引き継がれた機関

別表第二

一　その就任について選挙によることを必要とする職員
二　常時勤務することを必要としない職員
三　沖縄諮詢会の委員長及び委員（兼ねて同会の部長であつた委員を除く。）
四　俸給その他これに相当する給与を支給されない者
五　市町村に所属する職員（市町村立の学校又は幼稚園に勤務する者を除く。）

別表第三

項	機関別欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一		別表第一第一号に掲げる機関に属する職員	別表第一第二号に掲げる機関に属する職員	別表第一第三号に掲げる機関に属する職員	別表第一第四号に掲げる機関及び琉球政府に属する職員	別表第一第五号に掲げる機関に属する職員
	(イ)	沖縄諮詢会の部長	知事、副知事、部長、副部長、局長、庁長、局長、官房長、官房長、秘書長、課長、外事長、翻訳官長	副知事、部長、副部長、局長、室長、官房長、課長	行政主席、行政副主席、官房長、官房次長、局長、局次長、部長、人事委員、地方庁長、支局長、支部長、行政主席専属秘書、課長	(イ) 琉球貿易庁の総裁、局長、支部長及び課長
	(ロ)	支庁の長、部長及び課長				(ロ) 琉球農林省の総裁、副総裁、局長、書記長、支庁長、出張所長及び課長
						(ハ) 琉球郵政庁の庁長、次長、部長及び課長
二	(イ)	沖縄諮詢会の書記、専門部員、倉庫書記	各庁の事務官、事務官補、技師、技手、技官、技官補、視学官、編修官、監修官、体育官、監修官補、体育官補、社会教育官、社会教育官補、統計官、財政官、情報官、翻訳官、翻訳官補、調査官及び調査官補	各庁の事務官、事務官補、技官、技官補、視学官、編修官、監修官補、体育官補、社会教育官、社会教育官補、翻訳官、翻訳官補、調査官、通訳官、通訳官補、統計官、統計補佐官、出納長、副出納長、会計長、副会計長及び会計検査官	各庁の主事、主事補、技師、技手、翻訳官、翻訳官補、調査官、通訳官、統計官、統計補佐官、検査官、出入国管理官、社会教育主事、社会教育主事補及び社会福祉司	(イ) 琉球貿易庁の主任書記及び書記
	(ロ)	地方事務官、地方視学官、視学、属、地方技師、技手、地方職業官、職業官補、地方小作官及び小作官補				(ロ) 琉球農林省の事務官、事務官補、技官及び技官補
						(ハ) 琉球郵政庁の係長、事務官、技官及び技官補
三	(イ)	営林署の長、技師、技手、属及び森林主事	営林署の長及び森林主事	営林署の長、技師、技手、属及び森林主事	営林署、中央農業研究所、農業研究指導所、家畜衛生試験場、水産研究所、家畜衛生研究所、蚕糸検定所、家畜検疫所、植物防疫所、物産検査所、種畜場又は肥料検査所の長	(イ) 琉球農林省の営林所、農業研究所、家畜衛生検疫所、蚕糸検定所、植物検査所、物産検査所又は肥料検査所の長、技官、技官補、事務官及び事務官補
	(ロ)	産業試験場又は水産試験場の長、技師、技手及び属	産業試験場、水産試験場、農事試験場、農業研究指導所、蚕糸検定所又は家畜検疫所の長	産業試験場又は水産試験場の長、技師、技手及び属		
四		専売局の事務官、属、技師及び技手				
五		司税官、司税官補、税務署属	税務署の長、課長、徴税官、司税官及び司税官補	税務署の長、課長及び徴税官	(イ) 各庁の徴税官及び関税官	
					(ロ) 税務署又は税関の課長、係長及び支署の長	
六		通信事務官、通信書記、通信書記補、通信技師、通信技手、通信手、逓信手	郵便局の長（昭和二十三年一月一日以後に限る。）及び課長、電気通信工事局長	中央郵便局、中央電報局、郵便局、電気通信工事局、貯金管理局又は無線電報局の長、気象台又は測候所の長、技官、技官補及び通信士	中央郵便局、中央電報局、電気通信工事局、無線電信局、気象台若しくは測候所の長、課長、技官、技官補、事務官補及び通信士又は郵便局若しくは貯金管理所の長、課長、係長、事務官、事務官補、主事及び主事補	(イ) 琉球郵政庁の電気通信工事局、無線電信局、気象台若しくは測候所の長、技官、事務官補及び通信士又は郵便局若しくは貯金管理所の長、課長、係長、事務官、事務官補、主事及び主事補
七		染織指導所の長、技師、技手及び属	染織指導所、企業免許事務局の長	染織指導所又は企業免許事務所の長	工業試験場、染織指導所、援助物資管理所、機械工場、資材集積所、車両管理所、企業免許事務所、計量検査所、工務出張所、港務所、労務事務所又は労務事務所出張所の長、駐日貿易代表	(ロ) 琉球気象台又はこれに所属する測候所の長、技官、技官補及び通信士
八	(イ)	防疫医、予防監吏	医官、医官補、衛生官、衛生官補、衛生検査官、栄養士、獣医、防疫官、薬剤官補	医官、医官補、衛生官、衛生官補、衛生検査官、栄養士、獣医、防疫官、薬剤官	(イ) 病院、衛生研究所、結核科学研究所、診療所、療養所、保健所又は検疫所の長、医官、医官補、衛生官、衛生官補、衛生検査官、栄養士、獣医、防疫官、薬剤官	
	(ロ)	癩療養所、療養所、地区診療所又はマラリヤ防遏所の長、医官及び				

		(ロ)　病院、保健所、診療所、癩療養所、結核療養所又はマラリア防遏所の長、医師、歯科医及び主事 (ハ)　養護院の長及び主事、厚生園の園長、副園長、教師及び主事
九	警視、警部、警察署長、警察副署長、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査
十	(イ)　公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)　公立幼稚園の園長	(イ)　公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)　公立幼稚園の園長
十一		文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記
十二	公立図書館の館長、司書及び司書補	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館長、

			(ロ)　病院、保健所、癩療養所、結核療養所又はマラリア防遏所の長、医師、歯科医及び主事 (ハ)　厚生園の園長、副園長、教師及び主事
九	警視、警部、警察署長、警察副署長、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査
十	(イ)　公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)　公立幼稚園の園長	(イ)　公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)　公立幼稚園の園長	(イ)　公立高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭 (ロ)　公立学校（公立高等学校を除く。）の校長、教諭及び養護教諭 (ハ)　公立幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
十一	文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記	(イ)　文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記 (ロ)　教育長、教育長事務所の指導主事、主事、主事補、会計官及び公立高等学校の書記	(イ)　教育長、教育長事務所の指導主事、会計官及び会計書記 (ロ)　公立高等学校の書記
十二	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館長、	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館

				(ロ)　病院、保健所、癩療養所、結核療養所又はマラリア防遏所の長、医師、歯科医及び主事 (ハ)　厚生園の園長、副園長、教師及び主事
九	警視、警部、警察署長、警察副署長、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査	警察本部長、警察本部次長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査
十	(イ)　公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)　公立幼稚園の園長	(イ)　公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、訓導及び教官 (ロ)　公立幼稚園の園長	(イ)　公立高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭 (ロ)　公立学校（公立高等学校を除く。）の校長、教諭及び養護教諭 (ハ)　公立幼稚園の園長、教諭及び養護教諭	(イ)　公立高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭 (ロ)　公立学校（公立高等学校を除く。）の校長、教諭及び養護教諭 (ハ)　公立幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
十一	文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記	(イ)　文教事務所の主事、主事補、会計官及び会計書記 (ロ)　教育長、教育長事務所の指導主事、主事、主事補、会計官及び公立高等学校の書記	(イ)　教育長、教育長事務所の指導主事、会計官及び会計書記 (ロ)　公立高等学校の書記	(イ)　公立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭 (ロ)　公立学校（公立高等学校を除く。）の校長、教諭及び養護教諭 (ハ)　公立幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
十二	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館長、	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館

	主事及び用度書記長、主事及び用度書記			
十三				
十四				
十五	(イ)　判事、検事、裁判所又は検事局の監督書記及び書記 (ロ)　登記所の長及び書記	(イ)　判事、検事、裁判所又は検事局の書記長、書記及び書記補 (ロ)　登記所又は供託局の長、書記及び書記補	(イ)　判事、検事、裁判所又は検事局の書記補 (ロ)　登記所又は供託局の長、書記及び書記補	
十六	典獄、典獄補、教誨師、看守長、副看守長、看守部長、看守	典獄、典獄補、教誨師、職業補導官、指導官補、教育官、看守長、副看守長、看守部長、看守	典獄、典獄補、教誨師、考査官、職業補導官、職業補導官補、看守長、副看守長、看守部長、看守	
十七	公立学校の教諭心得、助教諭心得及び準訓導	(イ)　公立学校の教諭心得、助教諭心得及び準訓導 (ロ)　公立高等学校の常時勤務に服することを要する講師	(イ)　公立高等学校の常時勤務に服することを要する講師 (ロ)　公立学校（公立高等学校を除く。）の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師	(イ)　公立高等学校の常時勤務に服することを要する講師 (ロ)　公立学校（公立高等学校を除く。）の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師
		(イ)　判事、検事、裁判所又は検事局の書記長、書記及び書記補 (ロ)　登記所又は供託局の長、書記及び書記補	(イ)　上訴裁判所の首席判事、判事、事務局長、課長、書記官及び書記補 (ロ)　巡回裁判所又は治安裁判所の首席判事、判事、書記長、書記官、書記官補、事務官及び事務官補 (ハ)　検事長、次長検事、検事、副検事、検察事務官及び検察技官 (ニ)　登記所又は土地事務所の長	(イ)　簡易裁判所の判事、検事、書記及び書記補 (ロ)　琉球上訴裁判所の判事、検事、書記長及び書記
	立法院事務局の長、課長、室長、専門部員及び調査員、立法院議長専属秘書	人事委員会事務局の長、主事及び主事補		
		(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館長、司書及び司書補	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館長、司書及び司書補	(イ)　公立図書館の館長、司書及び司書補 (ロ)　公立博物館の館長、司書及び司書補

第四　参考法令

十八	特定郵便局又は郵便局の長	郵便局の長（昭和二十二年十二月三十一日までの間に限る。）	

備考　この表に掲げる職員の属する機関の存続期間は、次のとおりである。

一　第一欄に掲げる職員の属した機関

イ　沖縄群島にあつた機関　昭和二十一年一月二十九日から同年四月二十三日まで

ロ　奄美群島にあつた機関　昭和二十一年一月二十九日から同年十月二日まで

ハ　宮古群島及び八重山群島にあつた機関　昭和二十一年一月二十九日から昭和二十二年三月三十一日まで

二　第二欄に掲げる職員の属した機関

イ　沖縄民政府　昭和二十一年四月二十四日から昭和二十五年十一月三日まで

ロ　臨時北部南西諸島政庁　昭和二十一年十月三日から昭和二十五年十一月二十四日まで

ハ　宮古民政府及び八重山民政府　昭和二十二年四月一日から昭和二十五年十一月三日まで

三　第三欄に掲げる職員の属した機関

イ　沖縄群島政府、宮古群島政府及び八重山群島政府　昭和二十五年十一月四日から昭和二十七年三月三十一日まで

ロ　奄美群島政府　昭和二十五年十一月二十五日から昭和二十七年三月三十一日まで

四　第四欄に掲げる職員の属した機関

イ　琉球臨時中央政府　昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日まで

ロ　琉球政府　昭和二十七年四月一日から昭和二十八年十二月二十四日まで

五　第五欄に掲げる職員の属した機関

イ　琉球貿易庁　昭和二十一年九月十八日から昭和二十七年三月三十一日まで

ロ　琉球農林省　昭和二十五年四月一日から昭和二十七年一月二十一日まで

ハ　琉球郵政庁　昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十一月十二日まで

ニ　琉球気象台及びこれに所属する測候所　昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日まで

ホ　簡易裁判所　昭和二十一年二月二十五日から同年九月三十日まで

ヘ　琉球上訴裁判所　昭和二十五年七月十二日から昭和二十七年一月三日まで

◉一　昭和二十八年法律第百五十五号による改正前の恩給法抄

第三十八條　公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算シ不健康ナル業務ニ引續キ六月以上服務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第三十八條ノ二　前條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陬又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十八條ノ三　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到著シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第三十八條ノ四　第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ不健康業務トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　有毒ノ瓦斯若ハ蒸汽、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ

二　鐵道事業ニ於ケル蒸汽機關車乘員トシテノ現業勤務

三　炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四　鐵道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ壓搾空氣内ニ於ケル連續的勤務

五　肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

六　保安廳及海上保安廳ノ木船ニシテ排水量百五十噸以下ノ巡視船又ハ排水量二百五十噸以下ノ掃海船タルモノノ乘員トシテノ勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテハ不健康業務ノ加算ヲ爲サス

第三十九條　海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月ヲ加算ス

前項ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千浬ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第三十九條ノ二　航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到著シタル月迄加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第四十條　第三十八條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第六十條

（第一項乃至第二項略）

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年ニ付退職當時ノ俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

（第四項乃至第六項略）

第六十三條

（第一項乃至第二項略）

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤續在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

（第四項乃至第五項略）

（別表）

第一號表

（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

北海道	舳倉島
松前郡	長崎縣
小島	南松浦郡
石川縣	女島
鳳至郡	鹿兒島縣
	川邊郡
	草垣島

（二）二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

北海道	厚岸大黑島
東京都	八丈島鳥島
靜岡縣	賀茂郡
	神子元島
長崎縣	西彼杵郡
	大立島
北松浦郡	五島白瀨
	二神島
上縣郡	三島

福岡縣	宗像郡
	沖島
	糸島郡
	烏帽子島
沖繩縣	大東島
	宮古島列島
	八重山列島

第一號表ノ三

一　外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病

二　職務ヲ以テ暴徒ヲ鎭壓スルニ當リ又ハ兇賊若ハ脫獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病

三　職務ヲ以テコレラ又ハペストノ防疫診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病

四　急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病

五　職務ヲ以テ海難又ハ火災其ノ他ノ災害ニ因ル危難ヲ救助又ハ防止スルニ當リ危險ヲ豫斷シ得ルニ拘ラス之ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲受ケタル傷痍疾病

六　職務ヲ以テ機雷ノ掃海作業ニ從事中ニ受ケタル機雷ニ因ル傷痍疾病

七　航空機ニ乘シ航空勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

◉二　恩給法第三十八条の四第一項第一号に依る不健康業務に関する件

昭和二十三年十二月二十四日
総理庁告示第二百三十四号

恩給法第三十八条の四第一項第一号に規定する勤務を次のように指定し、大正十三年内閣告示第二号は廃止する。

一　次の場所において、有毒の瓦斯若しくは蒸気又は爆薬類の研究又は製造に直接従事する勤務。

庁名	作業の場所
国立の衛生試験所 道府県衛生試験所	塩素、シアン、フオスゲン、芳香系アミド化合物、亜硝酸、燐化水素、硫化水素等の有毒瓦斯を多量に発生し、又は使用する研究室又は作業室
商工省化学局	圧縮又は液化の塩素、亜硫酸、フオスゲン等の瓦斯の研究室、爆薬類の研究室
東京及び大阪工業試験所	塩素、亜硫酸、硫化水素等の瓦斯の研究室

二　危険である細菌の研究又は製造に直接従事する勤務

庁名	作業の場所及び種類
伝染病研究所	実験室、作業室又は附属医院における、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造
予防衛生研究所	研究室、検定室又は試験製造室における、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造
国立の衛生試験所 検疫所 都道府県衛生試験所	研究室又は作業室における、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究又は検菌作業
動植物検疫所 国立の家畜衛生試験場 都道府県家畜衛生試験所	実験室又は作業室における、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究、診断液又は予防液の製造

◉三　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律

昭和二十九年五月十日
法律第九十一号

（目的）

第一条　この法律は、国民金融公庫が恩給等を担保として貸付をする場合におけるその担保の効力に関する規定を設けるとともに、その業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において「恩給等」とは、左に掲げるものをいう。

一　恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令に規定する恩給で年金として給されるもの

二　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五条（援護の種類）に規定する障害年金及び遺族年金

三　条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

2　この法律において「受給証書」とは、恩給等が給されることを証する書面をいう。

（担保に供された恩給等の支払）

第三条　国民金融公庫（以下「公庫」という。）に担保に供された恩給等については、その担保に供されている間は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができる。

2　公庫は、担保に供された恩給等について支払を受ける金銭をもつて当該担保に係る貸付金の弁済に充当するものとする。

（受給権の放棄の禁止）

第四条　恩給等を担保に供して公庫から貸付を受けた者は、その債務の全部の弁済が終るまでは、その担保に係る恩給等を受ける権利を放棄することができない。

（担保の範囲）

第五条　公庫が、恩給等について担保権を有する場合において、その担保に供された恩給等の受給額が改定されたときは、改定後の恩給等の上に担保権を有する。

2　恩給等を担保に供した場合においては、その担保の効力は、当該恩給等を担保に供した者の遺族（その担保に供した者が遺族であるときは、その後順位者）が受ける恩給等の上には及ばない。

（証書の引渡し）

第六条　恩給等を担保に供する者は、その受給証書を公庫に引き渡さなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保に供する場合その他受給証書の発行がない場合においては、この限りでない。

（裁定庁への通知）

第七条　恩給等を担保として貸付をしたとき、又はその担保権が消滅したときは、公庫は、遅滞なく、その旨を当該恩給等の裁定をする機関（以下「裁定庁」という。）及びその支払をする機関に通知しなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保として貸付をした場合においてその支払をする機関に対してする通知は、当該恩給等について裁定があつた後にすればよい。

（証書の公庫への交付）

第八条　裁定庁は、公庫に担保に供された恩給等について受給証書を発行し、又再発行する場合においては、当該証書を公庫に交付しなければならない。

（公庫の代位）

第九条　公庫は、恩給等を担保に供した者に代つて、恩給等に関する請求、裁定庁に対する書類の提出その他恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

（公庫の業務の特例）

第十条　公庫は、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第一条（目的）及び第十八条（業務の範囲）の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、生業資金以外の資金の小口貸付の業務を行うことができる。

2　前項の業務は、国民金融公庫法第五条第三項（政府の出資金の使用）又は第三十二条第三号（罰則）の規定の適用については、同法第十八条第一項に規定する業務とみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2　国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「九人」を「十人」に改め、同条第三項第三号中「三人」を「四人」に改める。

◉四　労働基準法抄

昭和二十二年四月七日
法律第四十九号
（昭和二十二年政令第百七十号を以て昭和二十二年九月一日から施行）

（障害補償）

第七十七條　労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身體に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に應じて、平均賃金に別表第一に定める日數を乘じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

（遺族補償）

第七十九條　労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者に對して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

（他の法律との關係）

第八十四條　補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保險法によつてこの法律の災害補償に相當する保險給付を受けるべき場合においては、その價額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相當する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

◉五　国家公務員災害補償法抄

昭和二十六年六月二日
法律第百九十一号
（昭和二十六年七月一日から施行）

（障害補償）

第十三条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、国は、障害補償として同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2　別表第一に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3　左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一　第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二　第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の二級上位の等級

三　第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の三級上位の等級

4　前項の規定による障害補償の金額は、各々の身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5　既に身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から、

従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

（遺族補償）

第十五条　職員が公務上死亡した場合においては、国は遺族補償として、職員の遺族に対して、平均給与額の千日分に相当する金額を支給する。

（補償の分割）

第二十条　補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十三条又は第十五条の規定による補償として、同条の規定にかかわらず平均給与額に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたつて毎年支給することができる。

2　前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その残額を一時に支給することができる。

◉六　未帰還者留守家族等援護法

抄

昭和二十八年八月一日
法律第百六十一号

改正　昭和二九年第二〇〇号、三〇年第一二九号

（恩給法との調整）

第十四条　未帰還者に関し、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による普通恩給（地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。）を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（恩給法との調整）

29　未帰還者に関し、恩給法の規定による普通恩給の給与が行われる場合において、当該普通恩給の給与が始められた月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

（恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

44　前項の規定による手当の支給に係る未帰還者であつた者（以下単に「未帰還者であつた者」という。）に関し、恩給法の規定による普通恩給若しくは扶助料（地方公共団体において支給するこれらに相当する給付を含む。）又は遺族援護法の規定による遺族年金を受ける権利につき裁定があつた場合においては、その者に関し、当該裁定のあつた日の属する月の翌日分以降、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金の支給額の限度において、同項の規定による手当を支給しない。

45　未帰還者であつた者に関し、恩給法の規定による普通恩給若しくは扶助料又は遺族援護法の規定による遺族年金の支給が行われる場合において、その者の帰還した日（その者が帰還後退職したときは、その退職の日）の属する月の翌月分以降又はその者の死亡の事実が判明した日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金を

受ける権利につき裁定のあつた日の属する月（当該裁定が附則第四十三項の規定による手当の支給を終えるべき月の翌月以後あつた場合は、当該手当の支給を終えるべき月）までの分として、附則第四十三項の規定による手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金の内払とみなす。

◉七　未帰還者留守家族等援護法施行令抄

昭和二十八年八月二十四日
政令第二百十一号

改正　昭和二九年第二〇三号、三〇年第二二〇号
（留守家族手当等と普通恩給等との調整）

第三条　未帰還者に関し、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による普通恩給の給与が行われる場合において、当該普通恩給の給与が始められた月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、これらの各月において、当該月の分として支給された留守家族手当（特別手当を含む。）の額を当該留守家族手当の算定の基礎となつた者（以下「親族」という。）の数で除して得た額に、親族のうち当該未帰還者の祖父母、父母、妻又は未成年の子である者の数を乗じて得た額を、当該月の分として支給される普通恩給の内払とみなす。

第四条　法附則第四十三項の規定による手当の支給に係る未帰還者であつた者に関し、恩給法の規定による普通恩給若しくは扶助料又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の規定による遺族年金の支給が行われる場合において、その者の帰還した日（その者が帰還後退職したときは、その退職の日）の属する月の翌月分以降又はその者の死亡の事実が判明した日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給、扶助料又は遺族年金を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月（当該裁定が同項の規定による手当の支給を終えるべき月の翌月以後あつた場合は、当該手当の支給を終えるべき月）までの分として同項の規定による手当が支給されたときの法附則第四十五項の規定による当該普通恩給、扶助料又は遺族年金との調整については、次の各号に定めるところによる。

一　普通恩給については、当該各月の分として支給された当該手当の額を、当該各月の分として支給される普通恩給の内払とみなす。

二　扶助料については、当該各月の分として支給された当該手当の額を当該手当の算定の基礎となつた者の数で除して得た額に、当該手当の算定の基礎となつた者のうちで扶助料を受ける権利を有する者及びその者以外の恩給法第七十五条第三項に規定する扶養遺族である者の数を乗じて得た額を、当該各月の分として支給される扶助料の内払とみなす。

三　遺族年金については、当該手当の算定の基礎となつた者に対して支給される遺族年金についてのみ調整を行うものとし、当該各月の分として支給された当該手当の額のうち次の表の区分に従いそれぞれ同表に定める額を、当該各月の分としてその者に支給される遺族年金の内払とみなす。

区分	遺族年金の内払とみなされる額
その者が当該手当の支給につき後順位者であつたとき。	当該手当の額から四百円に当該手当の支給につき後順位者であつた者の数を乗じて得た額を控除した額（先順位者が二人以上あつたときは、その額を先順位者の数で除して得た額）
その者が当該手当の支給につき後順位者であつたとき。	四百円
その者が当該手当の支給につき後順位者であつたとき。	当該手当の額から当該手当の支給につき後順位者であつた者に係る旧未復員者給与法、旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）又は法附則第三項の規定による改正前の公務員給与法（以下単に「旧法」という。）の規定による扶養手当の額に相当する額（先順位者が二人以上あつたときは、その額を先順位者の数で除して得た額）を控除した額（先順位者が二人以上あつたときは、その額を先順位者の数で除して得た額）
その者に係る旧法の規定による扶養手当の額に相当する額	当該手当の額が特別手当の額に相当する額のものであつたとき。

◉八　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則抄

附　則（昭和二十八年法律第百八十一号）

改正　昭和二九年第二〇〇号、三〇年第一四四号

1　この法律は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の施行の日から施行する。

2　この法律中第三十四条、第三十七条第一項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

3　この法律中第八条及び第二十六条の改正規定並びに附則第二十項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、附則第十三項、附則第十四項、附則第十六項、附則第十八項及び附則第十九項に規定する者については、この限りでない。

12　軍人たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外の者には、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

13　この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同

一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際において当該障害年金を受ける権利を失う。

14　この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける権利を有するもの（附則第十六項に規定する者を除く。）は、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

15　この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するものを除く。）は、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失う。

16　この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外の公務員として在職したことにより支給される扶助料（以下「普通扶助料」という。）を受ける権利をあわせ有すべきものが、この法律の施行後、公務扶助料を選択したときは、その者は、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17　前三項に規定する者については、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際現に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

18　この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があるものについては、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20　日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が、当該拘禁中に死亡した場合（被拘禁者が軍人軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く。）で、かつ、厚生大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めたときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第一項の規定により支給するものをいう。）に関する規定を準用する。

21　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）の施行後被拘禁者が死亡した場合において、当該死亡の際当該被拘禁者の死亡に関し、扶助料を受ける権利を有する者がある場合においては、当該死亡に関し、前項の遺族年金は支給しない。

27　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「附則第十四項」を「附則第十七項」に改める。

附　則（昭和三十年法律第百四十四号）

1　この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から施行し、第三条の改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十七年四月一日から、第四条の改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十八年三月三十一日から、遺族年金に関しては、昭和二十八年四月一日から、第三十四条から第三十六条までの改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第十一項及び附則第十二項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2　改正後の第二十三条の規定を適用する場合には、同条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、第二条第一項第二号に掲げる者であつて公務上の負傷又は疾病が昭和十六年十二月八日前に生じたものの遺族については、「昭和三十年十月一日」と、同条同項第三号に掲げる者の遺族については、「昭和二十八年四月一日」とする。

3　この法律による第三条又は第二十三条の規定の改正により障害年金、障害一時金又は遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第七条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」と、第十一条第二号及び第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第十三条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十年十月」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」とする。

4　改正後の第四条第二項の規定の適用により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第二十五条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第二十九条第二号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十九条第二号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第三十一条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第三十一条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第三十一条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とする。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則抄

7　前項の遺族年金は、昭和三十年十月分から支給する。

8　この法律の施行前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者に関し、改正前の第三十五条及び第三十六条の規定により弔慰金の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、弔慰金を受けるべき遺族の順位については、第三十五条及び第三十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　この法律による第三条及び第三十四条から第三十六条までの規定の改正によりこの法律の施行と同時に弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和三十年十月一日とし、改正後の第四条第二項の規定の適用により昭和二十九年四月一日前に死亡した者に関し弔慰金の支給を受ける権利を有するに至る者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

10　改正後の第四条第二項の規定の適用により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされる者の遺族に対し、この法律の施行前に改正前の第三十四条第二項の規定の適用により弔慰金を支給していた場合においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五条の二の規定の適用については、当該弔慰金は、改正前の第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給したものとみなす。

11　軍人軍属（改正後の第三十四条第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）又は軍人軍属であつた者が、今次の終戦に関連する非常事態にあたり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、援護審査会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合においては、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第五項から第七項までの規定の適用によらないものをいう。）に関する規定を準用する。

12　前項に規定する者の死亡に関し、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五条の三第一項の規定により扶助料の額が改定され、又はその者の遺族が同項に規定する扶助料を受ける権利を取得する場合には、前項の遺族年金は、支給しない。

13　附則第十一項の遺族に関し戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第二号、第四号及び第六号並びに第三十八条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十九条第二号、第三十六条第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と読み替えるものとする。

14　障害年金又は遺族年金の支給事由と同一の事由により旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利を有する者がある場合においては、特別措置法の規定による年金の支給を受けることができる期間、当該障害年金又は遺族年金は、支給しない。ただし、障害年金については、その額が同一の事由により支給される特別措置法の規定による年金の額をこえる場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

15　前項の規定は、この法律の施行の際現に障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、適用しない。

16　第二十六条の規定の改正による遺族年金の額の改定は、厚生大臣が、受給者の請求を待たずに行う。

17　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五条の二第一項の改正規定中「附則第三十五条の二第一項中」の下に「第二十三条第一項第一号」を「第二十三条第一号」に改め、」を、「第四条第二項」の下に「ただし書」を、「加え」の下に「、「同項同号ロ」を「同号ロ」に改め」を加える。

恩給法の一部を改正する法律附則第三十五条の三の改正規定中「附則第十項」を「附則第十一項」に改める。

18　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則別第二十項中「には、その者」を「で、かつ、厚生大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めたときは、その者」に改める。

◉九　昭和二十三年法律第百九十号による廃止前の恩給法臨時特例

昭和二十一年十月十四日
法律第三十六號

第一條　恩給法第十八條の規定の適用については、当分の間、同條中「百分ノ二」とあるのは、「二百分ノ一」、「百分ノ一」とあるのは、「四百分ノ一」、「二百分ノ一」とあるのは、「八百分ノ一」と読み替へるものとする。

恩給法第五十九條の規定の適用については、当分の間、同條中「百分の一」又は「百分ノ二」とあるのは、「二百分ノ一」と讀み替へるものとする。

第二條　恩給法第五十八條第一項第四号の規定による普通恩給の停止については、當分の間、同號の規定にかかわらず、恩給年額が千圓以上で、その恩給外の所得の年額が一萬圓を超える者について、左の區分によつて、これを行う。

一　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬二千圓以下であるときは、一萬一千圓を超える金額の一割五分の金額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓を下ることはない。

二　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬二千圓を超え一萬五千圓以下であるときは、一萬一千圓を超え一萬二千圓以下の金額の一割五分の金額と一萬二千圓を超える金額の二割の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓を下ること

はなく、その停止年額は、恩給年額の二割を超えることはない。

三　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬五千圓を超え二萬圓以下であるときは、一萬一千圓を超え一萬二千圓以下の金額の一割五分の金額と一萬二千圓を超え一萬五千圓以下の金額の二割の金額と一萬五千圓を超える金額の二割五分の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓を下ることはなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分を超えることはない。

四　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二萬圓を超えるときは、一萬一千圓を超え一萬二千圓以下の金額の一割五分の金額と一萬二千圓を超え一萬五千圓以下の金額の二割の金額と一萬五千圓を超え二萬圓以下の金額の二割五分の金額と二萬圓を超える金額の三割の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓を下ることはなく、その停止年額は、恩給年額の三割を超えることはない。

第三條　普通恩給の年額又は一時恩給若しくは一時扶助料の金額は、當分の間、退職又は死亡當時の俸給の額にかかはらず、別表第一號表に掲げる給與俸給の額に夫々對應する假定俸給額によつて、これを計算する。

第四條　恩給法第六十五條の規定の適用については、當分の間、同法別表第二號表にかかはらず、別表第二號表による。

第五條　恩給法第六十五條ノ二の規定の適用については、當分の間、同法別表第三號表にかかはらず、別表第三號表による。

恩給法第六十五條ノ二第一項但書の規定の適用については、當分の間、同項但書中「十分ノ七・五」とあるのは、「十分ノ七・九」と讀み替えるものとする。

第六條　恩給法第七十五條の規定の適用については、當分の間、同法別表第五號表にかかはらず、別表第四號表に、同法別表第六號表にかかはらず、別表第五號表に、同表別表第七號表にかかはらず、別表第六號表に、同法別表第八號表にかかはらず、別表第七號表による。

附　則

第七條　この法律は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

第八條　昭和二十一年六月三十日までに給與事由の生じた增加恩給（昭和二十一年勅令第六十八號第五條に規定するものを除く）若しくは傷病年金又は恩給法第七十五條第一項第二號乃至第四號に規定する場合の扶助料を受ける者には、當分の間、昭和二十一年七月分以降、その恩給年額の三十五割に相當する年額を支給する。

第九條　昭和二十一年六月三十日までに退職して、增加恩給又は傷病年金を受けた者が、再就職し、同年七月一日以後退職した場合に、恩給法第五十五條又は第五十五條ノ二の規定を適用するについては、當分の間、同法第五十五條第二項各號中に「差額」とあるのは、差額の三十五割に相當する額とする。

第十條　この法律の適用を受ける恩給の額の計算については、昭和七年法律第十三號はこれを適用しない。

第十一條　昭和二十一年勅令第四百三十五號附則第四項の官吏に、この法律を適用するについては、勅令で、特別の定をなすことができる。

第十二條　この法律の施行に關して必要な事項は、勅令で、これを定める。

（別表）

第一號表

甲　一級、二級若しくは三級の者又は同待遇者

給與俸給月額	假定俸給月額
二〇〇圓	四五圓
二一〇	四八
二二〇	五一
二三〇	五四
二四〇	五七
二五〇	六〇
二六〇	六三
二七〇	六六
二八〇	六九
二九〇	七二
三〇〇	七五
三一〇	七八
三二〇	八一
三三〇	八四
三四〇	八七
三五〇	九〇
三六〇	九三
三七〇	九六
三八〇	九九
三九〇	一〇二
四〇〇	一〇五
四一〇	一〇八
四二〇	一一一
四三〇	一一四
四四〇	一一七
四五〇	一二〇
四六〇	一二三
四七〇	一二六
四八〇	一二九
四九〇	一三二
五〇〇	一三五
五一〇	一三八
五二〇	一四一
五三〇	一四四
五四〇	一四七
五五〇	一五〇
五六〇	一五三
五七〇	一五六
五八〇	一五九
五九〇	一六二
六〇〇	一六五
六一〇	一六八
六二〇	一七一
六三〇	一七四
六四〇	一七七
六五〇	一八〇
六六〇	一八三
六七〇	一八六
六八〇	一八九
六九〇	一九二
七〇〇	一九五
七一〇	一九八
七二〇	二〇一
七三〇	二〇四
七四〇	二〇七
七五〇	二一〇
七六〇	二一三
七七〇	二一六
七八〇	二一九
七九〇	二二二
八〇〇	二二五
八一〇	二二八
八二〇	二三一
八三〇	二三四
八四〇	二三七
八五〇	二四〇
八六〇	二四三
八七〇	二四六
八八〇	二四九
八九〇	二五二
九〇〇	二五五
九一〇	二五八
九二〇	二六一
九三〇	二六四
九四〇	二六七
九五〇	二七〇
九六〇	二七三
九七〇	二七六
九八〇	二七九
九九〇	二八二
一、〇〇〇	二八五
一、〇一〇	二八八
一、〇二〇	二九一
一、〇三〇	二九四
一、〇四〇	二九七
一、〇五〇	三〇〇
一、〇六〇	三〇三
一、〇七〇	三〇六
一、〇八〇	三〇九
一、〇九〇	三一二
一、一〇〇	三一五
一、一一〇	三一八
一、一二〇	三二一
一、一三〇	三二四
一、一四〇	三二七
一、一五〇	三三〇
一、一六〇	三三三
一、一七〇	三三六
一、一八〇	三三九
一、一九〇	三四二
一、二〇〇	三四五
一、二一〇	三四八
一、二二〇	三五一
一、二三〇	三五四
一、二四〇	三五七
一、二五〇	三六〇
一、二六〇	三六三
一、二七〇	三六六
一、二八〇	三六九
一、二九〇	三七二
一、三〇〇	三七五
一、三一〇	三七八
一、三二〇	三八一
一、三三〇	三八四
一、三四〇	三八七
一、三五〇	三九〇
一、三六〇	三九三
一、三七〇	三九六
一、三八〇	三九九
一、三九〇	四〇二
一、四〇〇	四〇五
一、四一〇	四〇八
一、四二〇	四一一
一、四三〇	四一四
一、四四〇	四一七
一、四五〇	四二〇
一、四六〇	四二三
一、四七〇	四二六
一、四八〇	四二九
一、四九〇	四三二
一、五〇〇	四三五
一、五一〇	四三八
一、五二〇	四四一
一、五三〇	四四四
一、五四〇	四四七
一、五五〇	四五〇
一、五六〇	四五三
一、五七〇	四五六
一、五八〇	四五九
一、五九〇	四六二
一、六〇〇	四六五
一、六一〇	四六八
一、六二〇	四七一
一、六三〇	四七四
一、六四〇	四七七
一、六五〇	四八〇
一、六六〇	四八三
一、六七〇	四八六
一、六八〇	四八九
一、六九〇	四九二
一、七〇〇	四九五
一、七一〇	四九八
一、七二〇	五〇一
一、七三〇	五〇四
一、七四〇	五〇七
一、七五〇	五一〇
一、七六〇	五一三
一、七七〇	五一六
一、七八〇	五一九
一、七九〇	五二二
一、八〇〇	五二五
一、八一〇	五二八
一、八二〇	五三一
一、八三〇	五三四
一、八四〇	五三七
一、八五〇	五四〇
一、八六〇	五四三
一、八七〇	五四六
一、八八〇	五四九
一、八九〇	五五二
一、九〇〇	五五五
一、九一〇	五五八
一、九二〇	五六一
一、九三〇	五六四
一、九四〇	五六七
一、九五〇	五七〇
一、九六〇	五七三
一、九七〇	五七六
一、九八〇	五七九
一、九九〇	五八二
二、〇〇〇	五八五
二、〇一〇	五八八
二、〇二〇	五九一
二、〇三〇	五九四
二、〇四〇	五九七
二、〇五〇	六〇〇
二、〇六〇	六〇三
二、〇七〇	六〇六
二、〇八〇	六〇九
二、〇九〇	六一二
二、一〇〇	六一五
二、一一〇	六一八
二、一二〇	六二一
二、一三〇	六二四
二、一四〇	六二七
二、一五〇	六三〇
二、一六〇	六三三
二、一七〇	六三六
二、一八〇	六三九
二、一九〇	六四二
二、二〇〇	六四五
二、二一〇	六四八
二、二二〇	六五一
二、二三〇	六五四
二、二四〇	六五七
二、二五〇	六六〇
二、二六〇	六六三
二、二七〇	六六六
二、二八〇	六六九
二、二九〇	六七二
二、三〇〇	六七五
二、三一〇	六七八
二、三二〇	六八一
二、三三〇	六八四
二、三四〇	六八七
二、三五〇	六九〇
二、三六〇	六九三
二、三七〇	六九六
二、三八〇	六九九
二、三九〇	七〇二
二、四〇〇	七〇五
二、四一〇	七〇八
二、四二〇	七一一
二、四三〇	七一四
二、四四〇	七一七
二、四五〇	七二〇
二、四六〇	七二三
二、四七〇	七二六
二、四八〇	七二九
二、四九〇	七三二
二、五〇〇	七三五
二、五一〇	七三八
二、五二〇	七四一
二、五三〇	七四四
二、五四〇	七四七
二、五五〇	七五〇
二、五六〇	七五三
二、五七〇	七五六
二、五八〇	七五九
二、五九〇	七六二
二、六〇〇	七六五
二、六一〇	七六八
二、六二〇	七七一
二、六三〇	七七四
二、六四〇	七七七
二、六五〇	七八〇
二、六六〇	七八三
二、六七〇	七八六
二、六八〇	七八九
二、六九〇	七九二
二、七〇〇	七九五
二、七一〇	七九八
二、七二〇	八〇一
二、七三〇	八〇四
二、七四〇	八〇七
二、七五〇	八一〇
二、七六〇	八一三
二、七七〇	八一六
二、七八〇	八一九
二、七九〇	八二二
二、八〇〇	八二五
二、八一〇	八二八
二、八二〇	八三一
二、八三〇	八三四
二、八四〇	八三七
二、八五〇	八四〇
二、八六〇	八四三
二、八七〇	八四六
二、八八〇	八四九
二、八九〇	八五二
二、九〇〇	八五五
二、九一〇	八五八
二、九二〇	八六一
二、九三〇	八六四
二、九四〇	八六七
二、九五〇	八七〇
二、九六〇	八七三
二、九七〇	八七六
二、九八〇	八七九
二、九九〇	八八二
三、〇〇〇	八八五

乙　親任の者

給與俸給月額	假定俸給月額
二、〇〇〇圓	五五〇圓
二、一〇〇	六〇〇
二、二〇〇	六五〇
二、五〇〇	七〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇

給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。

給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。

第二號表

傷病原因	等級	親任 一級 一級待遇	二級 二級待遇 退職當時の俸給月額千五十圓以上の者	二級 二級待遇 退職當時の俸給月額千五十圓未滿の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額八百圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額八百圓未滿三百九十圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額三百九十圓未滿の者
甲號 特殊公務	特別項	圓	圓	圓	圓	圓	圓
	第一項	八、四〇〇	六、九三〇	五、四六〇	四、九一四	四、五〇五	四、〇九五
	第二項	七、〇〇〇	五、五一三	四、三八九	三、九四八	三、六一九	三、二九〇
	第三項	五、六〇〇	四、四一〇	三、五一一	三、一六一	二、八九八	二、六三二
	第四項	四、四八〇	三、三六〇	二、六八五	二、四一五	二、二一六	二、〇一三
	第五項	三、五〇〇	二、六二五	二、〇五五	一、八四八	一、六九四	一、五四〇
	第六項	二、八〇〇	二、一〇〇	一、六一〇	一、四四九	一、三三〇	一、二〇八
	第七項	一、八六九	一、四〇〇	一、〇七五	九六六	八八六	八〇五
乙號 普通公務	特別項	圓	圓	圓	圓	圓	圓
	第一項	六、七二〇	五、五四四	四、三六八	三、九三四	三、六〇五	三、二七六
	第二項	五、六〇〇	四、四一〇	三、五一四	三、一六一	二、八九八	二、六三二
	第三項	四、四八〇	三、五二八	二、八一一	二、五三一	二、三二一	二、一〇七
	第四項	三、五八四	二、六八八	二、一四九	一、九三二	一、七七五	一、六一〇
	第五項	二、八〇〇	二、一〇〇	一、六四五	一、四八一	一、三五八	一、二三二
	第六項	二、二四〇	一、六八〇	一、二八八	一、一六二	一、〇六四	九六六
	第七項	一、四九八	一、一二〇	八六一	七七四	七一一	六四四

特別項は、各號第一項の金額に、その十分の五以内の金額を加えたものとする。

第三號表

傷病原因	等級	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額八百圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額八百圓未滿三百九十圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額三百九十圓未滿の者
甲號 特殊公務	第一款	圓 一、二一八	圓 一、一一七	圓 一、〇一五
	第二款	九二四	八四七	七七〇
	第三款	七五六	六九三	六三〇
	第四款	六三〇	五七八	五二五
乙號 普通公務	第一款	圓 九七七	圓 八九六	圓 八一二
	第二款	七四二	六七九	六一六
	第三款	六〇六	五五七	五〇四
	第四款	五〇四	四六二	四二〇

一級又は二級の官吏及び同待遇者に給する金額は、退職當時の俸給月額八百圓以上の者に給すべき金額に、その十分の一に相當する金額を加えたものとする。

第四號表

等級	親任 一級 一級待遇	二級 二級待遇 退職當時の俸給月額千五十圓以上の者	二級 二級待遇 退職當時の俸給月額千五十圓未滿八百五十圓以上の者	二級 二級待遇 退職當時の俸給月額八百五十圓未滿七百圓以上の者	二級 二級待遇 退職當時の俸給月額七百圓未滿の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額八百圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額八百圓未滿五百八十圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額五百八十圓未滿三百九十圓以上の者	三級 三級待遇 退職當時の俸給月額三百九十圓未滿の者
率	割 八四・〇	割 九一・〇	割 九八・〇	割 一〇一・五	割 一〇八・五	割 一一五・五	割 一三六・五	割 一四三・五	割 一五〇・五

第五號表

等級		率
親任・一級・一級待遇		六七・二割
二級・二級待遇	退職當時の俸給月額千五十圓以上の者	七二・八割
	退職當時の俸給月額千五十圓未滿八百五十圓以上の者	七八・四割
	退職當時の俸給月額八百五十圓未滿七百圓以上の者	八一・二割
	退職當時の俸給月額七百圓未滿の者	八六・八割
三級・三級待遇	退職當時の俸給月額八百圓以上の者	九二・四割
	退職當時の俸給月額八百圓未滿五百八十圓以上の者	一〇九・二割
	退職當時の俸給月額五百八十圓未滿三百九十圓以上の者	一一四・八割
	退職當時の俸給月額三百九十圓未滿の者	一二〇・四割

第六號表

等級		率
親任・一級・一級待遇		五〇・四割
二級・二級待遇	退職當時の俸給月額千五十圓以上の者	五四・六割
	退職當時の俸給月額千五十圓未滿の者	五八・八割
三級・三級待遇	退職當時の俸給月額八百圓以上の者	五八・八割
	退職當時の俸給月額八百圓未滿三百九十圓以上の者	六三・〇割
	退職當時の俸給月額三百九十圓未滿の者	六五・一割

第七號表

等級 ＼ 遺族の員數		三人
親任・一級・一級待遇		〇・五割
二級・二級待遇	退職當時の俸給月額千五十圓以上の者	一・〇割
	退職當時の俸給月額千五十圓未滿の者	二・〇割
三級・三級待遇	退職當時の俸給月額八百圓以上の者	二・〇割
	退職當時の俸給月額八百圓未滿三百九十圓以上の者	二・五割
	退職當時の俸給月額三百九十圓未滿の者	二・五割

遺族の員數が、三人を超える場合の率は、三人の場合の率に、三人を超える一人について、親任、一級の者又は一級待遇の者の遺族に給すべき扶助料では、〇・五割、二級の者又は二級待遇の者で退職當時の俸給月額が千五十圓以上のものの遺族に給すべき扶助料では、〇・七五割、二級の者又は二級待遇の者で退職當時の俸給月額が千五百圓未滿のもの及び三級の者又は三級待遇の者の遺族に給すべき扶助料では、一・〇割を加えた率とする。

●十 昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前の恩給法臨時特例施行令

昭和二十一年十一月六日
勅令第五百二十四號

第一條 昭和二十一年勅令第四百三十五號附則第四項の官吏で、同令第一條の規定の適用を受けないもの（以下該當者という。）に、恩給法臨時特例（以下法律という。）を適用するについては、左の特例による。

一 法律第一條第二項の規定を適用するについては、該當者が昭和二十一年六月三十日において現に受けた俸給（以下從前の俸給と稱する）の額の四十割（國民學校及び國民學校に類する各種學校の教育職員又は警察監獄職員については二十割）に相當する額を夫々該當者が受ける俸給の額とみなす。

二 法律第三條の規定を適用するについては、法律別表第一號表の規定にかかはらず、從前の俸給の月額の百分の百三十（公務に因る傷痍疾病のため退職又は死亡した該當者については、百分の百四十五）に相當する額を、夫々該當者の假定俸給月額とする。

三 法律第四條乃至第六條の規定を適用するについては、法律別表第二號表乃至第七號表等級の欄中「退職當時の俸給月額」とあるのは、前號の假定俸給月額、「千五十圓」とあるのは、「二百六十圓」、「八百五十圓」とあるのは、「百九十圓」、「八百圓」とあるのは、「百七十五圓」、「七百圓」とあるのは、「百四十五圓」、「五百八十圓」とあるのは、「百十五圓」、「三百九十圓」とあるのは、「六十五圓」と讀み替へるものとする。

第二條 法律第八條の規定による恩給の增給は、受給者の請求を待たずに、これをなす。

第三條 恩給法施行令第二十五條の規定の適用については、當分の間、同條中「百三十圓」とあるのは、「八百圓」、「六十圓」とあるのは、「三百九十圓」と讀み替へるものとする。但し、第一條に規定するものについては、この限りでない。

附　則

この勅令は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

◉十一　昭和二十六年法律第八十七号による廃止前の恩給法臨時特例

昭和二十三年七月二十九日
法律第百九十号

改正　昭和二十五年法律第一八四号

（この法律の目的）

第一條　公務員の給與の変更等に伴う恩給法（大正十二年法律第四十八号）の臨時の特例については、この法律の定めるところによる。

2　國会は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。同法の改正規定並びに同法に基く政令及び人事院規則を含む。以下同じ。）の規定がこの法律の規定と矛盾する場合においては、その國家公務員法の規定が優先するものであることを、ここに宣言する。

（若年による恩給停止の特例）

第二條　普通恩給については、恩給法（以下法という。）第五十八條第一項第三号の規定にかかわらず、これを受ける者が四十歳に満ちる月までは、その全額を、四十歳に満ちる月の翌月から四十五歳に満ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に満ちる月の翌月から五十歳に満ちる月までは、その十分の三を停止する。

2　前項に規定する普通恩給の停止は、普通恩給と増加恩給又は傷病年金とが併給される場合には、これを行わない。

3　第一項に規定する普通恩給の停止は、公務に起因しない傷い又は疾病が法第四十九條の二又は第四十九條の三に規定する程度は達してこれがため退職した場合には、退職後五年間は、これを行わない。

4　前項の期間満了の六月前までに、傷い又は疾病が回復しない者は、裁定廳に対し、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷い又は疾病が、なお前項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する普通恩給の停止は、引き続きこれを行わない。

（多額所得による恩給停止の特例）

第三條　法第五十八條第一項第四号及び同條第二項の規定による普通恩給の停止については、これらの規定にかかわらず、恩給年額が三万円以上で、前年における恩給外の所得の年額が二十万円をこえる者について、左の区分によつてこれを行う。

一　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十六万円以下であるときは、二十三万円をこえる金額の一割五分の金額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額三万円を下ることはない。

二　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十六万円をこえ三十五万円以下であるときは、二十三万円をこえ二十六万円以下の金額の一割五分の金額と二十六万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額三万円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十五万円をこえ四十五万円以下であるときは、二十三万円をこえ二十六万円以下の金額の一割五分の金額と二十六万円をこえ三十五万円以下の金額の二割の金額と三十五万円をこえる金額の二割五分の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額三万円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

四　恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が四十五万円をこえるときは、二十三万円をこえ二十六万円以下の金額の一割五分の金額

と二十六万円をこえ三十五万円以下の金額の二割の金額と三十五万円をこえ四十五万円以下の金額の二割五分の金額と四十五万円をこえる金額の三割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額三万円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

2　前項の恩給外の所得の計算については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條から第十條の七までの規定を準用する。

3　第一項の恩給外の所得は、税務署長の調査により裁定廳が、これを決定する。

4　第一項に規定する恩給の停止は、前項の決定に基いて、その年の七月から翌年六月に至る期間分の恩給について、これを行う。但し、恩給を受ける事由の生じた月の翌月から翌年六月に至る期間分の恩給については、恩給の停止を行わない。

5　恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給について、第一項に規定する恩給の停止を行うべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行うべき期間分の恩給支給額からも、これを控除することができる。

（個人納金の特例）

第四條　法第五十九條第二項但書及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるは「百分の二」と讀み替えるものとする。

（増加恩給年額の特例）

第五條　公務員又は公務員に準ずる者の増加恩給の年額は、法第六十五條の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び不具はい疾の程度により定めた別表第一号表の率を乗じて得た金額とする。

昭和二十六年法律第八十七号による廃止前の恩給法臨時特例

但し、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年内に退職しなかつた場合においては、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職当時の俸給年額とみなす。

（傷病年金年額の特例）

第六條　公務員又は公務員に準ずる者の傷病年金の年額は、法第六十五條の二の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び傷病の程度により定めた別表第二号表の率を乗じて得た金額（普通恩給を併給される場合においては、その金額の十分の八・五に相当する金額）とする。

2　前條但書の規定は、傷病年金を給すべき者の退職当時の俸給年額について、これを準用する。

（増加恩給又は傷病年金の家族加給）

第七條　増加恩給又は傷病年金を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族があるときは、四千八百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、増加恩給又は傷病年金の年額に加給する。

2　前項の「扶養家族」とは、増加恩給又は傷病年金を受ける者の退職当時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

（扶助料年額の特例）

第八條　法第七十五條第一項の規定の適用については、同項第二号中「退職当時の等級により定めたる別表第五号表の率」とあるのは「四十割」と、同項第三号中「退職当時の等級により定めたる別表第六号表の率」とあるのは「三十三割」と、同項第四号中「退職当時の等級により定めたる別表第七号表の率」とあるのは「二十四割」と讀み替えるものと

する。

2　法第七十五條第一項第二号から第四号までの規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養遺族あるときは、法第七十五條第二項から第四項までの規定にかかわらず、四千八百円に扶養遺族の員数を乗じて得た金額を、扶助料の年額に加給する。

3　前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。

（重複加給の禁止）

第九條　第七條第一項又は前條第二項の規定により加給を受けるべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給について加給を受けるべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給與事由の生じた恩給についてのみ加給の原因となるものとする。

（災害補償との関係）

第十條　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、増加恩給又は傷病年金（第七條第一項の規定によりこれらの年額に加給される年額を含む。）は、これを停止する。

第十一條　労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、左の区分によつて扶助料の一部を停止する。

一　法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料については、その年額の四十分の三十に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

二　法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料については、その年額の三十三分の二十三に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

三　法第七十五條第一項第四号の規定による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

第十二條　前二條の規定による停止年額が、その者の受けた労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するものの金額の六分の一に相当する金額をこえる者については、その停止金額は、当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額とする。

（恩給の請求手続）

第十三條　この法律の規定による恩給の請求手続については、政令でこれを定める。

附　則

第十四條　この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第十五條　恩給法臨時特例（昭和二十一年法律第三十六号）は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廃止する。

第十六條　昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額及び同日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2　前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日までに退職し、又は死亡した者の退職又は死亡当時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における給與に關する法令の規定による本俸の額とする。

第十七條　前條に規定する普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額（普通恩給を受けない者については、これを受けるものとした場合において、普通恩給の年額計算の基礎となるべき俸給年額を含む。）にそれぞれ対應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。

第十八條　前條の普通恩給を受ける者については、第二條第三項及び第四項の規定は、これを適用しない。

2　前項の普通恩給を受ける者に第二條第一項の規定を適用する場合において、その者に支給する額は、この法律の制定がなかつたならば受けるべきであつた額を下ることはない。

第十九條　この法律の適用を受ける恩給額の計算については、恩給の減額補給及び停止に關する法律（昭和七年法律第十三号）は、これを適用しない。

第二十條　昭和二十一年七月一日以後引き続いて内地外にある者が内地に帰還しないで退職し、又は死亡した場合に給する恩給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十（公務に因る傷い又は疾病のため退職し、又は死亡した者については、百分の百四十五）に相当する額にそれぞれ対應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。

第二十一條　第十七條の規定により恩給年額を改定する場合においては、裁定廳は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

（別表）

第一号表

症状等差 ／ 傷病原因	特別項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
甲号 特殊公務		104/150	88/150	71/150	58/150	46/150	38/150	27/150
乙号 普通公務		88/150	74/150	60/150	49/150	40/150	33/150	23/150

特別項は各号第一項の率に其の十分の五以内の率を加えたるものとする。

第二号表

症状等差 ／ 傷病原因	第一款	第二款	第三款	第四款
甲號 特殊公務	30/150	24/150	21/150	18/150

第三号表

乙号	普通公務	25/150	20/150	18/150	15/150

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額		仮定俸給年額	
五四〇円	五四〇円	一四、四〇〇円	一四、四〇〇円
六〇〇	六〇〇	一五、八四〇	一五、八四〇
六六〇	六六〇	一七、二八〇	一七、二八〇
七八〇	七八〇	一八、七二〇	一八、七二〇
九〇〇	九〇〇	二〇、一六〇	二〇、一六〇
一、〇二〇	一、〇二〇	二二、〇八〇	二二、〇八〇
一、一四〇	一、一四〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
一、二六〇	一、二六〇	二五、九二〇	二五、九二〇
一、三八〇	一、三八〇	二七、八四〇	二七、八四〇
一、五〇〇	一、五〇〇	二九、七六〇	二九、七六〇
一、六二〇	一、六二〇	三一、六八〇	三一、六八〇
一、七四〇	一、七四〇	三三、六〇〇	三三、六〇〇
一、九二〇	一、九二〇	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇
二、一〇〇	二、一〇〇	三八、四〇〇	三八、四〇〇
二、二八〇	二、二八〇	四〇、八〇〇	四〇、八〇〇
二、四六〇	二、四六〇	四三、二〇〇	四三、二〇〇
二、六四〇	二、六四〇	四五、六〇〇	四五、六〇〇
二、八八〇	二、八八〇	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇
三、一二〇	三、一二〇	五〇、四〇〇	五〇、四〇〇
三、三六〇	三、三六〇	五二、八〇〇	五二、八〇〇
三、六〇〇	三、六〇〇	五五、二〇〇	五五、二〇〇
三、八四〇	三、八四〇	五七、六〇〇	五七、六〇〇
四、三二〇	四、三二〇	六二、四〇〇	六二、四〇〇
四、八〇〇	四、八〇〇	六七、二〇〇	六七、二〇〇
五、二八〇	五、二八〇	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇
五、七六〇	五、七六〇	七六、八〇〇	七六、八〇〇
六、二四〇	六、二四〇	八一、六〇〇	八一、六〇〇
六、七二〇	六、七二〇	八六、四〇〇	八六、四〇〇
七、二〇〇	七、二〇〇	九一、二〇〇	九一、二〇〇
七、八〇〇	七、八〇〇	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇
八、四〇〇	八、四〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一四四、〇〇〇

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇円未満の者の仮定俸給年額は、その俸給年額の二六倍に相当する額とする。

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に対する仮定俸給年額による。

◉十二　昭和二十七年法律第二百六十五号による廃止前の警察予備隊令抄

昭和二十五年八月十日
政令第二百六十号
（公布の日から施行）

第八條

（第一項及び第二項略）

3　警察予備隊の職員に対する恩給法（大正十二年法律第四十八号）、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）及び国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の適用については、政令で特別の定をすることができる。

（第四項略）

◉十三　昭和二十七年政令第四百三十六号による廃止前の警察予備隊令施行令抄

昭和二十五年八月二十四日
政令第二百七十一号
（公布の日から施行）

改正　昭和二六年政令第二八一号

（恩給法の適用）

第二十一條の二　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定の適用については、昭和二十七年法律第二百六十五号による廃止前の警察予備隊令昭和二十七年政令第四百三十六号による廃止前の警察予備隊令施行令昭和二十七年法律第二百六十六号による廃止前の海上警備隊の職員の給与等に関する法律第二十一條の規定による給与を受ける者は、同法第二十一條の規定による給与を受ける者とみなす。

（恩給法の適用）

第二十五條　恩給法の規定の適用については、三等海上警備士の階級以上の階級を有する海上警備官は、同法第二十條第一項に規定する文官とし、一等海上警備士補の階級以下の階級を有する海上警備官は、同法第二十三條に規定する警察監獄職員とする。

2　恩給法第五十九條の規定は、海上警備官については、適用しない。

3　海上警備官についての恩給法の規定の適用については、俸給日額の三十倍に相当する金額をその号俸に対応する俸給の月額とする。

4　隊員についての恩給法第五十九條ノ三の規定の適用については、同

◉十四　昭和二十七年法律第二百六十六号による廃止前の海上警備隊の職員の給与等に関する法律抄

昭和二十七年六月十六日
法律第百九十七号

いては、第二條に掲げる職員及び一等警察士補等以外の警察官は同法第二十條第一項に規定する文官とし、一等警察士補等は同法第二十三條に規定する警察監獄職員とする。

2　恩給法第五十九條の規定は、警察官に対しては、適用しない。

昭和二十八年法律第百五十五号による廃止前の恩給法の特例に関する件

條第一号は、「一　同一ノ階級又ハ等級ニ於テ其ノ階級又ハ等級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタル者ニ付テハ海上警備隊の職員の給與等に関する法律別表第二又ハ別表第五ニ掲グル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項ノ一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸トス」とする。

◉十五　昭和二十八年法律第百五十五号による廃止前の恩給法の特例に関する件

昭和二十一年二月一日
勅令第六十八號

改正　昭和二一年第三〇四号、二三年政令第三一九号、二六年政令第一三〇号、二七年法律第二〇五号

朕昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍屬ト稱ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各號ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

一　普通恩給

二　變疾ノ程度ガ從前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七號以下令ト稱ス）第二十四條第七項症ニ係ル增加恩給

三　傷病年金

四　一時恩給

五　變疾ノ程度ガ令第三十一條（昭和二十一年勅令第五百四號ニ依ル改正前ノ令第三十一條トス以下同ジ）ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金

六　扶助料

七　一時扶助料

第二條　軍人軍屬トシテノ在職年月數ハ第五條ノ場合ヲ除クノ外在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

恩給法（昭和二十一年法律第三十一號ニ依ル改正前ノ規定ヲ含ム以下法ト稱ス）第三十二條ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

第三條　軍人軍屬トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍屬以外ノ公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者（以下文官ト稱ス）ヨリ軍人軍屬ニ轉官シタルモノニ付テハ其ノ轉官ヲ以テ退職ト看做ス

第四條　普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一條又ハ第二條ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者ガ文官又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ニハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得

第五條　變疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一號表ノ俸給月額ニ變疾ノ程度ニ依リ別表第二號表ニ定メタル月數ヲ乘ジタル金額ノ十倍ニ相當スル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ四十ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前二項ノ規定ニ依ル增加恩給ニシテ變疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年額ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ一人ニ付年額二千四百圓ヲ加給ス

一　增加恩給ヲ受クルノ事由發生當時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シタル妻又ハ十六歳未滿ノ子

二　增加恩給ヲ受クルノ事由發生當時ヨリ不具變疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ妻又ハ子

第六條　軍人軍屬タルニ因ル增加恩給ニシテ變疾ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ變疾ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定メタル月數ヲ乘ジタル金額ノ十倍ニ相當スル金額ノ傷病賜金ヲ給ス

變疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ別表第三號表ノ月數ヲ乘ジタル金額ノ十倍ニ相當スル金額トス

法第六十六條ノ二ノ規定ハ准士官以上ノ軍人軍屬第一項ノ傷病賜金ヲ受ケタル後增加恩給ヲ受クルニ至リタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七條　恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止メ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ裁定セズ（本条は昭和二十七年法律第二百五号によ

昭和二十八年法律第百五十五号による廃止前の恩給法の特例に関する件　二六九

表第二號表ニ定メタル月數ヲ乘ジタル金額ノ十倍ニ相當スル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ四十ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前二項ノ規定ニ依ル增加恩給ニシテ變疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年額ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ一人ニ付年額二千四百圓ヲ加給ス

一　增加恩給ヲ受クルノ事由發生當時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シタル妻又ハ十六歳未滿ノ子

二　增加恩給ヲ受クルノ事由發生當時ヨリ不具變疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ妻又ハ子

第六條　軍人軍屬タルニ因ル增加恩給ニシテ變疾ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ變疾ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定メタル月數ヲ乘ジタル金額ノ十倍ニ相當スル金額ノ傷病賜金ヲ給ス

變疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ別表第三號表ノ月數ヲ乘ジタル金額ノ十倍ニ相當スル金額トス

法第六十六條ノ二ノ規定ハ准士官以上ノ軍人軍屬第一項ノ傷病賜金ヲ受ケタル後增加恩給ヲ受クルニ至リタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七條　恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止メ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ裁定セズ（本条は昭和二十七年法律第二百五号によ

り削除）

第八條　公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者聯合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

第四條乃至第六條ノ規定ハ前二項ノ適用ヲ妨ゲズ

法第四十一條第二號ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十一條ノ規定トアルハ第一項及第二項ノ規定ヲ含ムモノトス（本条は昭和二十七年法律第二百五号により削除）

第九條　第一條乃至第六條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十條　本令ノ適用ヲ受クベキ恩給ヲ受クルノ權利ニシテ本令施行前給與事由ノ生ジタルモノニ付テノ時効ハ昭和二十一年二月一日ヨリ進行ス

第十一條　本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條及第八條ノ規定ハ昭和二十年十一月二十四日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ付本令ヲ適用スル場合ニ於テハ權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ爲スコトヲ得

附　則（昭和二十一年勅令第三百四號）

第一條及び第六條の改正規定は、昭和二十一年二月一日から、第八條の改正規定は、昭和二十年十一月二十四日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年十月九日政令第三百十九号）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年九月一日から適用する。

2　昭和二十三年八月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍屬の傷病賜金の金額又は同日以前に給與事由の生じた軍人軍屬の増加恩給の昭和二十三年八月分までの年額の計算については、なおこの政令により改正される前の第五條又は第六條の規定を適用する。

3　削除

4　この政令の附則第二項に規定する増加恩給については、昭和二十三年九月分以降、その年額を第五條の改正規定及び前項の規定により計算して得た年額に改定する。

5　前項の規定により増加恩給の年額を改定する場合においては、裁定庁は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五條第三項の改正規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

附　則（昭和二十六年政令第百三十号）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月一日から適用する。

2　改正後の恩給法の特例に関する件第五條第一項の規定の適用については、同項の規定により計算した増加恩給の年額は、廢疾の程度が旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第二十四條第一項の特別項症から第二項症までに係るものについては三万円、同項の第四項症から第六項症までに係るものについては二万四千円を、それぞれこえることはできない。

3　昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3　削除

4　昭和二十六年一月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍屬の増加恩給の昭和二十六年一月分までの年額及び同日以前に給與事由の生じた軍人軍屬の傷病賜金の金額の計算については、なお、従前の例による。

5　前項に規定する増加恩給については、昭和二十六年二月分以降、その年額を恩給法の特例に関する件第五條の改正規定並びにこの政令の附則第二項及び附則第三項の規定を適用して計算した年額に改定する。

6　前項の規定による増加恩給の年額の改定は、裁定庁が、受給者の請求を待たずに行う。

7　昭和二十一年二月一日以後引き続いて内地外にいた軍人軍屬で昭和二十三年七月一日以後内地に帰還したものが恩給法の特例に関する件第一條から第四條までの規定によつて文官として一時恩給を受けるべき場合においては、その一時恩給の金額の計算の基礎とすべき退職当時の俸給月額は、文官として普通恩給を受けるものとした場合においてその普通恩給の年額の計算の基礎とすべき俸給年額の十二分の一に相当する金額とする。

（別表）

第一號表

階等	大将	中将	少将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官	下士官	兵
俸給月額	五〇〇円	四五〇円	四〇〇円	三五〇円	二七〇円	一九〇円	一五〇円	一二〇円	一一〇円	一〇〇円	九〇円	八〇円

備考　軍人又ハ準軍人以外ノ第一條ノ者ノ俸給月額ハ階等ニ拘ラズ其ノ者ノ退職當時ノ俸給月額トス

第二號表

廢疾ノ程度	月數
令第二十四條ノ特別項症	八・〇月
同　第一項症	七・〇月
同　第二項症	六・五月
同　第三項症	六・〇月
同　第四項症	五・五月
同　第五項症及第六項症	五・〇月

第三號表

廢疾ノ程度	月數
令第二十四條ノ第七項症	二〇月
令第二十四條ノ二ノ第一款症	一五月
同　第二款症	一二月
同　第三款症	九月
同　第四款症	六月
令第三十一條ノ第一目症	四月
同　第二目症	二月

8　前項の規定に該当する者で同項の規定によつて計算した金額の一時恩給を受けなかつたものについては、その者の申出により、その金額と既に受けた一時恩給の金額との差額を追給するものとする。

◉十六 昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

昭和二十一年二月二日
閣令第四號

改正　昭和二二年第三〇號、第五九號

第一條　昭和二十一年勅令第六十八號（以下勅令ト稱ス）第一條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一　陸軍又ハ海軍ノ警部、監獄看守長、警査、巡査又ハ監獄看守以外ノ判任官タル者

二　陸軍又ハ海軍ノ理事官、事務官、通譯官又ハ編修

三　陸軍又ハ海軍ノ警査、巡査、警守又ハ監獄看守以外ノ判任官又ハ高等官ノ待遇ヲ受クル者

四　第一號ノ者ニシテ各廳職員優遇令ニ依リ奏任官ト爲リタルモノ又ハ退官若ハ死亡ニ際シ奏任官ト爲リタルモノ

第二條　普通恩給又ハ扶助料ノ基礎ト爲リタル在職年中ニ恩給法第六十七條第一項、第七十條第一項又ハ第八十二條第一項ノ規定ニ該當スル在職年ヲ含ム場合ニ於テ其ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ受ケタルコトナキトキ又ハ其ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ受ケタルモ其ノ一時恩給ニ付同法第六十四條ノ二ノ規定ノ適用アリタルトキハ勅令第四條ノ規定ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給ス

第三條　勅令施行ノ日迄ニ年金タル恩給ノ證書ヲ交付セラレタル者ニ對シテハ昭和二十一年一月分迄ノ恩給ハ同年二月一日以後ニ於テモ同年四月三十日迄ヲ限リ之ヲ支給ス

第四條　勅令附則第三項ノ場合ニ於テハ勅令第一條ノ軍人、軍屬又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ關スル場合ヲ除クノ外權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ爲ス

第四條ノ二　前條ノ改定遲延ノ場合ハ昭和二十一年四月ノ支給期月ニ支給スベキ恩給ニ限リ從前ノ額ニ依リ之ヲ支給ス但シ同月三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ改定額ヲ超過シテ支給シタル額ハ後ノ支給金額ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

第五條　第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ內閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ改定ニ關シテハ第六條乃至第八條ノ定ムル所ニ依ル

第六條　權利者ノ請求ヲ俟タズシテ改定スベキ恩給ニ付テハ改定恩給金額ヲ表示シタル恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發行ス

前項ノ改定恩給ガ增加恩給ナル場合ニ於テハ改定恩給證書ヲ交付スル迄ハ改定金額ヲ表示シタル支給額票（別記第一號樣式）ヲ貼附シタル改定前ノ恩給證書ニ依リ改定金額ヲ支給ス

前二項ノ改定恩給證書若ハ支給額票又ハ裁定通知書ハ東京貯金支局ヲ經由シ之ヲ權利者ニ交付ス

權利者ハ改定前ノ恩給證書ニ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ第一項ノ改定恩給證書又ハ裁定通知書ノ交付ヲ受クベシ

第七條　恩給ノ改定ヲ請求セントスル者ハ改定請求書（別記第二號樣式）ニ改定前ノ恩給證書ヲ添附シテ內閣恩給局長ニ差出スベシ

第八條　恩給ノ改定ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ノ定ムル所ニ依ル

第九條　第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ內閣恩給局長以外ノ者ノ管掌ニ係ルモノノ改定ニ關シテハ各其ノ者ノ定ムル所ニ依ル

第十條　第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ改定恩給ノ裁定官廳ガ改定前ノ恩給ノ裁定官廳（其ノ事務ヲ承繼シタル官廳ヲ含ム）ト異ナル場合ニ於テハ前ノ裁定官廳（其ノ事務ヲ承繼シタル官廳ヲ含ム）ハ改定ニ關シ必要ナル事項ヲ後ノ裁定官廳ニ通知スベシ

附　則

本令ハ昭和二十一年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

（別記）

第一號樣式

改定恩給支給額票

改定前證書記號番號	
改定證書記號番號	
改定年額	圓
同上一期額	錢 圓
氏名	
生年月日	生 年 月

（內閣恩給局）

注意

㈠　本票ハ證書表面金額ノ上部ニ貼附スベシ

㈡　改定恩給證書ハ追而交付スベキニ付其ノ際現證書ハ之ヲ還納スベシ

昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

第二號樣式

改定請求書

一、恩給證書記號番號

二、證書ノ日附

三、恩給年額

昭和二十一年勅令第六十八號ノ定ムル所ニ依リ前記恩給改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地

現住所

昭和　年　月　日

請求者　氏名㊞

內閣恩給局長殿

支給局〇〇郵便局

◉十七　昭和二十八年法律第百五十五号による廃止前の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

昭和二十七年六月二十日
法律第二百五号

改正　昭和二八年第二四号、第三八号

（恩給法の特例に関する件の一部改正）

第一條　恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條及第八條　削除

第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。

（恩給法の特例に関する件の効力）

第二條　恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年七月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

（恩給法特例審議会）

第三條　恩給法の特例に関する件第一條に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例審議会を置く。

2　前項の恩給法特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つている者については、なお従前の例による。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

恩給審査会	恩給法（大正十二年法律第に基き恩給に関する事項を

「

恩給審査会	恩給法（大正十二年法に関する事項を審査す
恩給法特例審議会	恩給法の特例に関する七年法律第二百五号）たるに因る恩給に関す

」に改める。

を

四十八号）の規定審査すること。	律第四十八号）の規定に基き恩給件の措置に関する法律（昭和二十の規定に基き軍人軍属又はその遺る重要事項を調査審議すること。

」

◉十八　恩給法の特例に関する件第八條第二項及び第四項の規定の適用除外に関する総理府令

昭和二十六年十月十六日
総理府令第四十三号

第一條　昭和二十年十月四日附連合国最高司令官覚書政治的、公民的及び宗教的自由の制限の撤廃に関する件に基き、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員（以下「公務員」という。）を退職した者であつて、同覚書に基く公務員への再就職に関する制限の解除（以下「解除」という。）を受けたもの（以下「解除者」という。）に関する恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号。以下「勅令」という。）第八條第二項及び第四項の規定の適用除外については、この府令の定めるところによる。

第二條　解除者については、解除の時から勅令第八條第二項及び第四項の規定を適用しない。

第三條　前條の規定により解除者が受けるべき恩給法に基く恩給（以下「恩給」という。）については、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号の例による。

一　解除者が公務員を退職した日後解除を受けた日前に恩給法第九條第一項第二号若しくは第三号、同條第二項又は第八十條第一項に規定する事由に該当した場合においては、その者には、当該恩給を給しないものとする。

二　解除者が公務員を退職した日後解除を受けた日前に三年以下の徴役又は禁この刑に処せられた場合においては、その者については、その退職の時からその刑に処せられた時まで引き続いて公務員として在職していたものとみなして恩給法第五十一條の規定を適用する。

三　解除者に給すべき当該恩給が年金である場合においては、当該恩給の額は、国家公務員の給與水準の改定に伴う恩給の額の改定に関して定めた法令の規定を適用して計算した金額による。

四　解除者が死亡者である場合においては、その者が解除を受けた日において死亡したものとみなして第二條の規定を適用する。

2　前項第四号の規定に該当する場合において、当該解除者が第二條の規定により普通恩給を受けるべきときは、その者は、恩給法第七十三條第一項第二号に規定する事由に該当したものとみなして、第一号又は第二号に掲げる者に限り、それぞれ同條の規定による扶助料又は同法第八十一條の規定による一時扶助料を給するものとする。

一　当該解除者の遺族のうち、当該解除者が解除を受けた日前に恩給法第九條第一項、第七十六條又は第八十條第一項に規定する事由に該当しなかつた者

二　当該解除者の遺族たる兄弟姉妹のうち、当該解除者の死亡当時及び当該解除者が解除を受けた日において恩給法第八十一條第一項に規定する事由に該当していた者

第四條　第二條の規定により解除者が受けるべき年金たる恩給は、その者が解除を受けた日の属する月分から給するものとする。但し、前條第一項第四号の規定に該当する場合においては、解除者に対しては、

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

年金たる恩給を給しないものとし、その遺族に対して、恩給法第七十三條の規定による扶助料をその解除を受けた日の属する月分から給し、又は同法第八十一條の規定による一時扶助料を給するものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

◉十九　昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

大正十二年四月十四日
法律第四十八號

改正　昭和八年第五〇號、一三年第五六號、一四年第二八號、一五年第二一號、一六年第一二號、第一三號、一七年第三四號、一八年第七八號、二〇年第一四號

第一章　總　則

第一條　公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條　本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第三條　年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第四條　恩給年額竝一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第六條　普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス

前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第六條ノ二　第七十四條ノ二第一項ノ扶助料及同條第二項ノ一時扶助料ニ付テハ第五條ニ規定スル期間ハ戶籍屆出ノ受理ノ日ヨリ進行ス

第七條　時效期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時效完成セス

時效期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時效完成セス

時效期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時效期間內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時效期間內ニ到達シタルモノト看做ス

第八條　公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條　年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一　死亡シタルトキ

二　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑（陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス）ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

第九條ノ二　裁定官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調查スヘシ

第十條　恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十一條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ特別法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定官廳ハ支給廳ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘシ

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

第十二條　恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外內閣恩給局長之ヲ裁定ス

第十三條　行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內ニ內閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ內閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　內閣總理大臣及內閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ羈束ス

第十五條　內閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審查會ニ諮問スヘシ

恩給審查會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一　文官及準文官竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者及其ノ遺族ノ恩給ハ勅令ヲ以テ定ムル者之ヲ負擔ス

二　軍人及準軍人竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三　朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四　前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給

ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員及樺太ニ於ケル教育職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

五　警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六　待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第十七條　前條第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十條　文官トハ武官又ハ宮內官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサルモノヲ謂フ

第二十一條　軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役又ハ補充兵役ニ在ル者

二　國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　陸軍ノ見習士官竝海軍ノ候補生及見習尉官

二　勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條　教育職員トハ公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノヲ謂フ

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條　警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　警部補、巡査、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞及衆議院守衞

二　副看守長、看守、教導、陸軍監獄看守及海軍監獄看守

三　消防士補、消防機關士補、判任官タル消防手及判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

第二十四條　待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

二　判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ職員（前條第二號ニ掲クル者ヲ除ク）、少年教護院職員及矯正院職員

三　地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

四　前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

五　在滿學校組合待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者

第二十五條　本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職

二　現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人ニ在リテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ左ノ場合ニ於テハ之ヲ轉任ト看做ス

(イ)　判任官ノ待遇ヲ受クル巡査又ハ消防手警部補、消防士補、消防機關士補又ハ判任官タル巡査若ハ消防手ニ任シタルトキ

(ロ)　警部補、消防士補、消防機關士補又ハ判任官タル巡査若ハ消防手ニ就職スルトキ

給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄內ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用ス

前條第四號ニ掲クル公務員ニ一時恩給ヲ給スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ經濟ニ對シ一時恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

第十八條　國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ神宮司廳ノ職員タル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

內地ニ於ケル道府縣立以外ノ公立ノ國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ニ恩給ヲ給スル經濟ニ對シテハ國庫ハ其ノ教育職員ノ俸給ノ二百分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第二章　公務員

第一節　通則

第十九條　本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員

(ハ) 判任官ノ待遇ヲ受クル看守又ハ教導副看守長又ハ判任官タル看守若ハ教導ニ任シタルトキ

(ニ) 副看守長又ハ判任官タル看守若ハ教導判任官ノ待遇ヲ受クル看守又ハ教導ニ就職スルトキ

(ホ) 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル場合

五 待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一 文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二 現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ左ノ場合ニ於テハ之ヲ退職ト看做ス

(イ) 警部補、消防士補、消防機關士補、副看守長又ハ判任官タル巡査、消防手、看守若ハ教導他ノ官ニ轉シタルトキ

(ロ) 他ノ官ヨリ警部補、消防士補、消防機關士補、副看守長又ハ判任官タル巡査、消防手、看守若ハ教導ニ轉シタルトキ

(ハ) 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル場合

五 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條 第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ戰務、戒嚴地境内ノ勤務又ハ外國ノ鎭戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

第二十八條 公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十八條ノ二 防衛召集ニ依リ部隊ニ編入セラレタル軍人ノ在職年ノ計算ニ關シテハ本法中ノ在職年ノ計算ニ關スル規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 公務員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條 軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條 削除

第三十二條 戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ公務員其ノ職務ヲ以テ戰務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三月以内ヲ加算ス

戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變、加算ノ程度、加算ノ認メラルヘキ期間及地域竝戰務ノ範圍ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 公務員外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條ノ二 公務員内國ノ交戰ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算ス

前項ノ内國ノ交戰ノ地域及期間竝加算ノ程度ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 公務員戒嚴地境内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條 公務員外國鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半以内ヲ加算ス

第三十六條 航空機乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算ス

第三十七條 潛水艦乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ在役潛水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十七條ノ二 戰車乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ戰車ニ搭乘シ戰車勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月以内ヲ加算ス

第三十八條 公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ六月以上服務シタルトキ亦同シ

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

第一項ノ地域及業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月ヲ加算ス一年以上引續キ編隊艦船ニ乘シテ上陸制限ノ下ニ準戰訓練ニ服シタルトキ亦同シ

前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第四十條ノ二 休職、待命、歸休、停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亙ルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス

第四十一條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

一 普通恩給又ハ增加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年

二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年

三 在職中二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四 公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付陸軍

刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數

五　公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數

六　宮內職員トシテノ在職年月數ニシテ宮內官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

第四十二條　左ニ揭クル年月數ハ之ヲ在職年數ニ通算ス

一　宮內官ノ恩給規程ニ依リ宮內官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮內職員トシテノ在職年月數

二　準軍人ノ在職年月數

三　高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

四　準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ準軍人又ハ皇宮警手トシテノ在職年ハ夫々之ヲ軍人又ハ警察監獄職員トシテノ在職年ト看做ス

第四十三條　第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第四十四條　本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

本俸ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公務員二以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス

第四十五條　公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條　公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間內ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル增加恩給ヲ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具癈疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十六條ノ二　公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件（傷病ノ程度ヲ除ク）ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セサリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

第四十七條　前二條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見習士官海軍ノ候補生見習尉官以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生若ハ見習尉官ニシテ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一　勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二　勅令ヲ以テ指定スル地域ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三　公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第四十九條　公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ト普通公務トス

戰鬪ニ準スヘキ公務ノ範圍、公務傷病ニ因ル不具癈疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度竝教育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條　裁定官廳ハ增加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具癈疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及增加給ヲ給ス

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナルトキハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　懲戒、懲罰又ハ教員免許狀褫奪ノ處分ニ因リ退職シタルトキ

二　在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五十二條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤續ト看做サルルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ在職スルモノニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第五十四條　普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

一　再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ

二　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ退職シタルトキ

三　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職タシル後五年内ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條　前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ定メ增加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具癈疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷痍又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

一　後ノ傷痍又ハ疾病カ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ起因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ヨリ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷痍又ハ疾病ノミニ因ル增加恩給年額カ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル增加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス

二　後ノ傷痍又ハ疾病カ普通公務ニ起因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ニ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス

第五十五條ノ二　前二條中增加恩給ノ改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條　前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條　前四條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條　普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一　公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三　之ヲ受クル者三十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ四分ノ一、三十歳以上三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ增加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス（改正前）

四　恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額四千圓ヲ超ユルトキハ

（イ）恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ六千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超ユル金額ノ一割五分ノ金額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナシ

（ロ）恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ六千圓ヲ超エ八千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

（ハ）恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ八千圓ヲ超エ一萬一千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超エ八千圓以下ノ金額ノ二割ノ金額ト八千圓ヲ超ユル金額ノ二割五分ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割五分ヲ超ユルコトナシ

（ニ）恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ一萬一千圓ヲ超ユルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超エ八千圓以下ノ金額ノ二割ノ金額ト八千圓ヲ超エ一萬一千圓以下ノ金額ノ二割五分ノ金額ト一萬一千圓ヲ超ユル金額ノ三割ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割五分ヲ超ユルコトナシ

第五十九條　文官ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ文官ニシテ府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ヨリ俸給ヲ受クルモノハ當該府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ納付スヘシ下士官以上ノ軍人ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

教育職員ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給（又ハ給料）ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

前五項ニ規定スル納金ハ戰時又ハ事變ニ際シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除スルコトヲ得

第二節　恩給金額

第五十九條ノ二　本節ニ於ケル退職當時ノ俸給年額ノ計算ニ付テハ左ノ特例ニ從フ但シ戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ之カ爲死亡シタル際二階等以上進

級シタル軍人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ級俸（軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給年額ヲ以テ級俸トス以下同シ）ノ定アル俸給ニ付二級ヲ超エ昇給シタルトキハ二級、其ノ定ナキ俸給ニ付退職又ハ死亡ノ一年前ノ俸給ノ百分ノ三十ヲ超エ昇給シタルトキハ百分ノ三十ノ昇給アリタルモノトス

二　前號ニ規定スル者以外ノ者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ級俸ノ定アル俸給ニ付一級ヲ超エ昇給シタルトキハ一級、其ノ定ナキ俸給ニ付退職又ハ死亡ノ一年前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ超エ昇給シタルトキハ百分ノ十五ノ昇給アリタルモノトス

轉官職ニ依ル俸給ノ增額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル退職當時ノ俸給年額ノ算出方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條　文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

實在職期間一年未滿ナルトキハ俸給ノ關係ニ於テハ就職前モ就職當時ノ俸給ヲ以テ在職シタルモノト看做ス

本節ニ於テ退職當時ノ俸給月額トハ退職當時ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ニ定ムル各階等ニ對スル假定俸給年額ヲ以テ各其ノ階等ニ對スル俸給年額トス

第六十條　文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十一條　准士官以上ノ軍人在職年十三年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス

陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ二年以上實在職シ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第四十六條、第四十七條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十三年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條ノ二　下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ下士官ノ俸給年額ヲ以テ普通恩給額ヲ計算スル場合ニ在リテハ七圓、兵ノ俸給年額ヲ以テ之ヲ計算スル場合ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項竝前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

第六十二條　教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ國民學校、青年學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十三條　警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤續在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未満ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項竝第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數內ニ召集其ノ他ノ强制ニ依ラスシテ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十五條 公務員ノ增加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス但シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ五年內ニ退職セサリシ場合ニ於テハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ五年ヲ經過シタル日ニ於ケル階等ヲ以テ退職當時ノ階等ト看做ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ增加恩給ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十五條ノ二 公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス但シ普通恩給ヲ併給セラルル場合ニ於テハ別表第三號表ノ金額ノ十分ノ七・五ニ相當スル金額ヲ以テ傷病年金ノ年額トス

前條第一項但書ノ規定ハ傷病年金ヲ給スヘキ者ノ退職當時ノ階等ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ退職シタルトキ又ハ退職後三年內ニ勅令ノ定ムル程度ニ達シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等竝傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十六條ノ二 下士官以下ノ軍人前條ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ受ケタル後四年內ニ第四十六條第二項又ハ第四十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病賜金ノ一部ヲ返還セシム

第六十七條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス但シ下士官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十九條 削除

第六十條 警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條 削除

第三章 遺族

第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戶籍內ニ在ルモノヲ謂フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戶籍內ニ在リタルモノト看做ス

戶籍屆出ノ委託ヲ爲シタル後屆出人死亡シ其ノ死亡後委託ニ基ク屆出ヲ受理セラレ又ハ戶籍屆書ヲ郵送シタル後屆出人死亡シ其ノ死亡後屆書カ受理セラレタルトキ其ノ屆出カ他ノ法令ニ依リ屆出人死亡ノ時ニ爲サレタルモノト看做サルル場合ニ於テハ其ノ屆出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ト同一戶籍內ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹ト爲ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ當該屆出カ屆出人ノ死亡後二年內ニ受理セラレタルトキニ限リ屆出人ノ死亡ノ時ヨリ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹トシテ之ト同一戶籍內ニ在リタル者ニ準ス

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限リ之ヲ適用ス但シ第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條 未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

夫又ハ成年ノ子ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若

ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ者ニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス
前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十四條ノ二　第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル一時扶助料ハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ニ於テ他ニ其ノ一時扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有スル者ナキトキニ限リ之ヲ給ス

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ニ於テ扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有シタル者カ第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者ノ生シタルカ爲扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有セサリシコトトナル場合ニ於テモ其ノ者ハ同條ニ規定スル戸籍届出ノ受理ノ時迄ノ分ニ付當該扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノト看做ス

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ニ於テ一時扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有シタル者カ第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者ノ生シタルカ爲一時扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有セサリシコトトナル場合ニ於テモ其ノ者ハ當該一時扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノト看做ス

第七十五條　扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一　第二號乃至第四號ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

二　公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ前號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第五號表ノ率ヲ乘シタル金額

三　公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第六號表ノ率ヲ乘シタル金額

四　增加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷痍疾病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第七號表ノ率ヲ乘シタル金額

公務員カ退職又ハ死亡前一年内ニ二階等ヲ超エ進級シタル場合ニ於テ前項第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ別表第五號表乃至第七號表ノ率ヲ乘スヘキトキハ當該公務員カ退職又ハ死亡前一年内ニ二階等進級シタルトキ乘スヘキ率ヲ乘ス但シ戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ之カ爲死亡シタル際二階等以上進級シタル軍人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項第二號乃至第四號ニ規定スル場合ニ於テ扶助料ヲ受クル者ノ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クヘキ要件ヲ具フル遺族カ扶助料ヲ受クル者ヲ合シ三人以上アルトキハ其ノ扶助料年額ニ遺族ノ人員ニ依リ定メタル別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給ス但シ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合及二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケル加給ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ別表第八號表ノ率ヲ乘スヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給シタル扶助料年額カ在職年數及死亡ノ原因同一ニシテ上位ノ階等ノ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料年額ニ遺族ノ員數同一ナル場合ノ同表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ヲ減シタル金額ヲ以テ其ノ扶助料年額トス

第七十六條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クル資格ヲ失フ

一　子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ

三　父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條　扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條　扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條　前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條　遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

一　其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三　不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

屆出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ場合ニ限リ之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條　文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡當時ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ一時扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

第四章　雜　則

第八十二條ノ二　公務員ニシテ本屬廳ノ承認ヲ受ケ外國政府又ハ之ニ準スルモノノ官吏其ノ他ノ職員（以下外國政府職員ト稱ス）ト爲ル爲退職シタル後二年以上外國政府職員トシテ在職シタルモノ公務員トシテ再就職シ其ノ後一年以上在職シタル場合ニ於テハ其ノ外國政府職員トシテノ在職年月數ハ之ヲ普通恩給ノ基礎タル在職年ニ通算ス但シ恩給權者ニ於テ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ公務員カ本屬廳ノ承認ヲ受ケ外國政府職員ト爲ル爲退職スル際普通恩給ヲ給スヘキ場合ニ於テハ之ヲ適用セス外國政府職員在職中普通恩給ヲ給スヘキ事由ノ生シタルトキ亦同シ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十二條ノ三　第六十四條ノ二ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ外國政府職員トシテノ在職年月數ヲ通算シテ普通恩給ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ外國政府職員トシテノ就職ヲ以テ再就職トス

附　則

第八十三條　本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條　左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

一官吏恩給法
一官吏遺族扶助法
一軍人恩給法
一市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法
一府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法
一明治二十四年法第四號
一明治二十九年法律第十三號
一官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則
一明治二十九年法律第七十八號
一明治三十三年法律第七十五號
一明治三十三年法律第七十六號
一明治三十三年法律第七十七號
一巡査看守退隱料及遺族扶助料法
一明治三十五年法律第二十九號
一在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法
一明治四十年法律第四十八號
一明治四十年法律第四十九號
一明治四十一年法律第三十五號
一明治四十三年法律第三十號
一明治四十四年法律第六十一號
一明治四十四年法律第六十七號
一明治四十五年法律第十一號
一明治四十五年法律第十二號
一大正七年法律第三十號
一大正十年法律第三十五號
一大正十年法律第九十四號
一大正十一年法律第十八號
一大正十一年法律第十九號
一明治二十二年勅令第百三十三號
一明治二十三年勅令第九十八號
一明治二十五年勅令第十八號

一明治二十五年勅令第三十二號
一明治三十二年勅令第百九十六號
一明治三十八年勅令第二百二十九號
一明治四十年勅令第百八十八號
一明治四十年勅令第百八十九號
一明治四十一年勅令第七十一號
一明治四十五年勅令第七十號
一大正七年勅令第六十二號
一大正十年勅令第二百六十八號
一大正十一年勅令第八十七號
一大正十一年勅令第二百八十四號
一明治九年第九十九號達陸軍恩給令
一明治十五年第四十一號達巡査看守給助例
一明治十六年第三十八號達海軍恩給令
一明治十七年第一號達官吏恩給令

第八十五條　本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類竝給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

第八十六條　第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス

第八十七條　第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條　從前ノ規定ニ依リ內閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル內閣恩給局長ノ裁定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス

第八十九條　府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條 公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在勤シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付半月以內ヲ加算ス但シ臺灣又ハ朝鮮ニ本籍ヲ有スル公務員其ノ本籍ノ存スル地域ニ在勤シタルトキ其ノ在勤期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラス關東局部內ノ職員ニシテ滿洲國新京特別市ニ在勤スルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ關東州ニ在勤スルモノト看做ス

第一項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年、警察監獄職員ニ在リテハ三年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ四年トス

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ帝國若ハ滿洲國ノ國境警備又ハ理蕃ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付二月以內ヲ加算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十三條 海軍警吏補ヨリ海軍巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡查ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職年月數ニ通算ス

第九十四條 朝鮮總督府巡查補ヨリ朝鮮總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡查補及朝鮮總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條 臺灣總督府巡查補ヨリ臺灣總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條 大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條 第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條 第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具癈疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 削除

第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ付テハ當分ノ內之ヲ適用セス其ノ退隱料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ノ施行セラルル期間內ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ五ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ揭クル在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ノ施行セラルル期間內ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス

教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

第百條 本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ增額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ俟タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ增額セラレタルモノト看做ス

第百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ增給ス

第百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞若ハ衆議院守衞又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ增額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡查又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第百四條 第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則（昭和八年法律第五十號）

第一條 本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス

第三條 十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 第十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員ガ第五十九條（改正前又ハ改正後）及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第五條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第六條 第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

第七條 傷病年金ハ本法施行後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給スル但シ本法施行前賑恤金（之ニ準ズルモノヲ含ム）又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第八條 第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル增額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第九條 第五十九條ノ改正規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後就職シ又ハ俸給（又ハ給料）ガ昇給若ハ增額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

第十條 第五十九條ノ二第一項ノ場合ニ於テ其ノ公務員ガ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤續シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ內同項第二號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十一條 本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者ガ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セズシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十二条 前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ準用ス

第十三條 第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十四條 第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第十五條 恩給法施行前同法第二十三條ニ揭グル公務員トシテ普通恩給（退隱料）ヲ受ケ引續キ文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ普通恩給（退隱料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給（退隱料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ增額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ揭グル公務員トシテノ普通恩給（退隱料）ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第十六條 第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十七條 本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ增給ス

テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限リ仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

第十八條 本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條 前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者ガ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限リ此ノ規定ニ依ル

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

附　則（昭和十三年法律第五十六號）

第一條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和十三年勅令第三百八十一號ヲ以テ昭和十三年六月一日ヨリ施行）

第十一條第二項ノ規定ハ恩給金庫設立後三年間之ヲ適用セズ

第二條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ增加恩給又ハ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニシテ本法所定ノ增加恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケザルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當增加恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ增給ス

第三條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ左記下欄相當ノ增加恩給又ハ傷病年金ヲ給ス

現症狀等差	改正症狀等差
傷病年金第一款	增加恩給第七項
傷病年金第二款	傷病年金第一款
傷病年金第三款	傷病年金第二款
傷病年金第四款	傷病年金第三款

第四條 本法施行ノ際恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依リ加給ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付テハ其ノ扶助料年額ガ改正後ノ同條第一項第二號乃至第四號及同條第二項ノ規定ニ依リ受クベキ扶助料年額ヨリ多キトキハ其ノ加給期間ヲ經過スル迄改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第五條 本法施行前賑恤金(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ト雖モ其ノ症狀傷病年金ヲ給スベキ症狀ニ該當スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ッテ之ヲ給ス

第六條 恩給法施行前ニ戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シ又ハ此ノ種ノ公務ニ因リ增加恩給(之ニ準ズルモノヲ含ム)ヲ受ケタル軍人ノ寡婦、父母又ハ祖父母ニシテ軍人死亡ノ當時軍人ト同一戶籍內ニ在リタルモ軍人現役中陸海軍兵籍簿ニ登記セラレザリシ等ノ特別事由ニ因リ扶助料ヲ受クルノ資格ナカリシ者ニハ昭和十三年四月一日ヨリ之ニ扶助料ヲ給ス但シ其ノ軍人ノ遺族ニシテ同日ニ於テ現ニ扶助料ヲ受クル者アルトキハ當該扶助料權者失權シタル後恩給法ニ規定スル順位ニ依リ之ヲ給ス

前項ニ規定スル者ト雖モ軍人死亡ノ當時ニ於テ前項ノ事由以外ノ事由ニ因リ扶助料ヲ受クルノ資格ナカリシ者又ハ其ノ後ニ失權事由アリタル者ニハ扶助料ヲ給セズ

第一項ノ扶助料ニ付テハ昭和八年九月三十日以前ノ軍人ノ遺族ノ扶助料ニ關スル規定ニ依リ其ノ年額ヲ定ムルノ外恩給法ニ依リ之ヲ給ス

第一項ノ扶助料ニ付テハ恩給法第五條ニ規定スル請求期間ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ起算ス

附 則 (昭和十四年法律第二十八號)

本法ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條ノ改正規定ハ昭和十二年七月七日ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (昭和十五年法律第二十一號)

第一條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テ其ノ加算年ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第三條 恩給法第五十八條第一項第三號ノ改正規定中死亡後二年內トアルハ昭和二十一年法律第三十一號による改正前の恩給法

給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル增額分ニ付恩給法第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第四條 恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ハ屆出人ガ昭和十二年七月七日以後ニ死亡シタル場合ニ限リ之ヲ適用ス

恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ハ本法施行前戶籍屆出ノ受理セラレタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス

第五條 屆出人ノ死亡後委託ニ基キ爲サレタル戶籍屆出ガ其ノ受理セラレタル後他ノ法令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ確認ヲ經タル場合ニ限リ屆出人死亡ノ時ニ遡リ其ノ屆出アリタルモノト看做サルルモノナル場合ニ於テハ恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ同項中屆出人ノ死亡後二年內ニ受理セラレタルトキトアルハ當該法令ノ施行後二年內ニ確認ノ裁判ノ確定シタルトキトシ恩給法第七十四條ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中戶籍屆出ノ受理ノ日トアルハ確認ノ裁判確定ノ日トス

屆出人ノ生存中郵送シタル戶籍ノ屆書ガ屆出人ノ死亡後本法施行前受理セラレタル場合ニ於テハ恩給法第七十四條ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中戶籍屆出ノ受理ノ日トアルハ本法施行ノ日トス

第六條 恩給法第五條ニ規定スル期間ハ前條第一項ノ規定ノ適用セラルル場合ニ於ケル扶助料及一時扶助料ニ付テハ確認ノ裁判確定ノ日ヨリ、同條第二項ノ規定ノ適用セラルル場合ニ於ケル扶助料及一時扶助料ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ進行ス

第七條 恩給法第七十二條第三項ノ改正規定中死亡後二年內トアルハ屆出人ガ本法施行前ニ死亡シ戶籍屆出ガ本法施行後ニ受理セラルル場合ニ於テハ之ヲ本法施行後二年內トス

前項ニ規定スル期間ガ第五條ニ規定スル期間ト異ナル場合ニ於テハ第五條ニ規定スル期間ニ依ル

附 則 (昭和十六年法律第十二號)抄

本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

恩給法第六十二條第三項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年ハ夫々之ヲ國民學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年ト看做ス

附 則 (昭和十六年法律第十三號)

第一條 本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ恩給法別表第一號表(乙)及第五號表乃至第七號表ノ改正規定ハ昭和十五年九月十五日ヨリ之ヲ適用ス

第二條 從前ノ規定ニ依ル後備役ニ在ル者及女監取締ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三條 下士官以下ノ軍人ニシテ公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ノ程度ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ昭和十二年七月七日以後本法施行前退職シタルモ改正前ノ恩給法第四十六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ給セラレザル者ニ付テハ本法施行後勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ッテ之ヲ給ス

第四條 昭和十五年九月十五日ニ陸軍上等兵トシテ在職シタル軍人爾後引續キ在職シ同日以後陸軍兵長ヲ命ゼラレ本法施行前退職シ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ陸軍兵長トシテノ在職年月數ハ恩給法ノ適用ニ關シテハ之ヲ陸軍伍長トシテノ在職年月數ト看做ス

附　則（昭和十七年法律第三十四號）

第一條　本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和十七年勅令第百十一號及第二百四十三號ヲ以テ第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ハ昭和十七年三月一日ヨリ其ノ他ノ改正規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ施行）

第二條　本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テ其ノ加算年ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前從前ノ規定ニ依ル戰地ニ於テ流行病ニ罹リタル公務員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三條　本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付退職前一年內ノ俸給ノ總額ヲ計算スル場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四條　本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニシテ本法所定ノ金額ヲ受ケザルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ增給ス

附　則（昭和十八年法律第七十八號）

第一條　本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ恩給法第二十三條、第二十五條及第二十六條ノ改正規定ハ昭和十八年三月二十日ヨリ之ヲ適用シ其ノ他ノ改正規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ施行）

第二條　恩給法第十六條ノ改正規定施行前給與事由ノ生ジタル恩給ノ貧擔ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三條　恩給法第十七條ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用セズ

前項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　恩給法第五十九條ノ二ノ改正規定施行前給與事由ノ生ジタル恩給ノ額ヲ計算スル場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五條　昭和十六年十二月八日以後恩給法第五十九條ノ二乃至第六十四條及第七十五條ノ改正規定施行前公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲退職シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者ニシテ同改正規定施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ受ケ若ハ受クベキモノ又ハ同一期間內ニ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者ノ遺族ニシテ同改正規定施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ若ハ受クベキモノニハ同改正規定ニ依ル恩給金額ガ從前ノ規定ニ依ル恩給金額ヨリ多額ナルトキハ當該金額ト同改正規定ニ依ル金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ增給ス

第六條　公務員ニシテ恩給法第八十二條ノ二ノ改正規定施行前外國政府職員ト爲ル爲退職シタル後二年以上外國政府職員タリシモノ公務員トシテ再就職シ一年以上在職シテ同改正規定施行後退職スル場合ニ於テハ同法第八十二條ノ二ノ改正規定ニ準ジ外國政府職員トシテノ在職年月數ヲ通算ス

恩給法第八十二條ノ三ノ改正規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス但シ昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル一時恩給ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　昭和八年法律第五十號附則第十條中「第五十九條ノ二第一項但書」ヲ「第五十九條ノ二第一項」ニ、「同但書各號」ヲ「同項第二號」ニ改ム

第八條　從前ノ規定ニ依ル道府縣立師範學校長ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

恩給法第二十二條ノ改正規定施行ノ際道府縣立師範學校職員ヨリ官立師範學校職員ニ轉任シ同條ノ改正規定施行後之ヲ退職スル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テ其ノ在職年中ニ同條ノ改正規定施行前ノ同法第六十二條第三項又ハ第四項ニ掲グル學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ當該勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付同條ノ規定ニ依リ加給ス

附　則（昭和二十年法律第十四號）

第一條　本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十三條ノ二ノ改正規定ハ昭和十九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

第二條　公務員又ハ之ニ準ズベキ者公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ノ程度ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ昭和十六年十二月八日以後本法施行前失格原因ナクシテ退職シタルモ改正前ノ恩給法第四十六條ノ二ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ給セラレザル者ニハ本法施行後勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第三條　昭和十六年十二月八日以後本法施行前戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ之ガ爲死亡シタル際二階等以上進級シタル軍人ノ遺族ニシテ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ將來ニ向ツテ增給ス

（別表）

第一號表

（甲）

階等	將官	及	相當官	佐尉官及相當官
親任官等				
高等官一等				
同二等	上			
同三等	上			
同四等	上			
同五等	上			
同六等	上			
同七等	上			
同八等	上			
假定俸給年額	七、五〇〇圓		六、五〇〇圓	五、六〇〇圓	四、六〇〇圓	三、九五〇圓	三、二五〇圓	二、三五〇圓	一、七〇〇圓	一、四〇〇圓

（乙）

階等	准士官		下士	兵
判任官一等	上等			
同二等	上等			兵長
同三等	上等			上等兵
同四等	上等			一等兵
假定俸給年額	一、二〇〇圓	八五五圓	七六五圓	六七五圓	六〇〇圓	五四〇圓	四九五圓	四五〇圓

第二號表

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

傷病原因	症状等差	階等	親任	勅任	勅任待遇	奏任	奏任待遇	判任	判任	判任待遇	判任待遇
			勅任	勅任待遇	奏任待遇	奏任待遇	奏任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇
			將官	佐官	尉官	佐官	尉官	准士官	准士官	下士官	兵
甲號	戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	特別項	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
		第一項	二、四〇〇	一、九八〇	一、五六〇	一、四〇四	一、二八七	一、一七〇	一、一二四	一、〇三〇	九三六
		第二項	二、〇〇〇	一、五七五	一、二五四	一、一二八	一、〇三四	九四〇	九〇三	八二八	七五二
		第三項	一、六〇〇	一、二六〇	一、〇〇三	九〇三	八二八	七五二	七二三	六六三	六〇二
		第四項	一、二八〇	九六〇	七六七	六九〇	六三三	五七五	五五二	五〇七	四六〇
		第五項	一、〇〇〇	七五〇	五八七	五二八	四八四	四四〇	四二三	三八八	三五二
		第六項	八〇〇	六〇〇	四六〇	四一四	三八〇	三四五	三三二	三〇四	二七六
		第七項	五三四	四〇〇	三〇七	二七六	二五三	二三〇	二二一	二〇三	一八四
乙號	普通公務	特別項	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
		第一項	一、九二〇	一、五八四	一、二四八	一、一二四	一、〇三〇	九三六	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四
		第二項	一、六〇〇	一、二六〇	一、〇〇四	九〇三	八二八	七五二	七二三	八〇三	八〇三
		第三項	一、二八〇	一、〇〇八	八〇三	七二三	六六三	六〇二	五五二	五五二	五五二
		第四項	一、〇二四	七六八	六一四	五五二	五〇七	四六〇	四二三	四二三	四二三
		第五項	八〇〇	六〇〇	四七〇	四二三	三八八	三五二	三三二	三三二	三三二
		第六項	六四〇	四八〇	三六八	三三二	三〇四	二七六	二二一	二二一	二二一
		第七項	四二八	三二〇	二四六	二二一	二〇三	一八四	一二〇	一二〇	一二〇

特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

第三號表

傷病原因	症状等差	階等	判任	判任待遇	判任待遇	判任待遇
			一等	二等	三等	四等
			准士官	下士官	下士官	兵
甲號	戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一款	圓 三四八	圓 三一九	圓 二九〇	圓 二二〇
		第二款	二六四	二四二	二二〇	一八〇
		第三款	二一六	一九八	一八〇	一五〇
		第四款	一八〇	一六五	一五〇	
乙號	普通公務	第一款	圓 二七九	圓 二五六	圓 二三二	圓 一七六
		第二款	二一二	一九四	一七六	一四四
		第三款	一七三	一五九	一四四	一二〇
		第四款	一四四	一三二	一二〇	

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第四號表

昭和二十一年法律第三十一号による改正前の恩給法

第五號表

傷病原因	症狀等差	下士官兵
甲 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一目	六六〇
	第二目	四九五
	第三目	三三〇
	第四目	一六五
乙 普通公務	第一目	六〇〇
	第二目	四五〇
	第三目	三〇〇
	第四目	一五〇

第六號表

階等		將官	佐官	尉官			准士官	下士官	
勅任	親任	奏任					判任		
		三等乃至五等	六等	七等	八等乃至九等				
勅任待遇		奏任待遇					判任待遇		
率		二四割	二六割	二八割	二九割	三一割	三三割	三九割	
階等		將官	佐官	大尉	中尉	少尉	准士官	曹長上等兵	軍曹一等兵	伍長二等兵
勅任	親任	奏任					判任			
		三等乃至五等	六等	七等	八等乃至九等					
勅任待遇		奏任待遇					判任待遇			
率		一九・二割	二〇・八割	二二・四割	二三・二割	二四・八割	二六・四割	三一・二割	三二・八割	三四・四割
		三八・四割	四〇・八割	四〇・八割	四〇・八割					

第七號表

階等		將官	佐官	尉官	准士官	下士官	
勅任	親任	奏任			判任		
		三等乃至五等	六等乃至九等				
勅任待遇		奏任待遇			判任待遇		
率		一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	
		一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割	

第八號表

遺族ノ員數 ＼ 階等		親任	勅任待遇	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
三人	勅任	奏任	奏任待遇	勅任待遇	奏任待遇	判任			
		三等乃至五等	六等乃至九等	一等	二等乃至四等				
	勅任待遇	奏任待遇		判任待遇					
	率	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割			
		一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割			
		二一・〇割	二一・〇割	二一・五割	二一・五割				

遺族ノ員數三人ヲ超ユル場合ノ率ハ三人ノ場合ノ率ニ三人ヲ超ユル一人ニ付親任勅任ノ者、勅任待遇者及將官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・五割、高等官三等乃至五等ノ者、同待遇者及佐官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・七五割、高等官六等以下ノ者、同待遇者及尉官以下ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ一・〇割ヲ加ヘタル率トス

◉二十　昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

大正十二年八月十七日
勅令第三百六十七號

改正　大正一二年第五二〇號、一三年第五一號、第四〇七號、一四年第五三號、一五年第二四四號、第三〇四號
昭和二年第三六二號、三年第七三號、五年第一九號、七年第六〇號、八年第二三六號、第三〇五號、九年第三九五號、一〇年第二四號、第二〇七號、一一年第六八號、第一七五號、一二年第四一號、第二二五號、第五〇四號、第六八五號、一三年第二〇號、第三八二號、第五八八號、第五九三號、第七三二號、一四年第二九〇號、第六七六號、一五年第二三二號、第四四九號、第七六四號、第八三九號、一六年第二七三號、第七二九號、第九四〇號、第一一七三號、一七年第二四四號、第七二四號、第七五七號、一八年第三一二號、第五六一號、第六五〇號、第八〇八號、第八五六號、一九年第六二號、第三四九號、二〇年第一七七號、第三九六號、二一年第四四八號

第一條　恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス

恩給法第七十五條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ第一項ニ規定スル事項ノ外遺族ノ員數ヲ調査ス

第一條ノ二　受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ

一　前條第一項又ハ第三項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ在リテハ戸籍抄本、扶助料權者ニ在リテハ戸籍謄本

二　前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具癈疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書

前項ノ書類ハ事實カ裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月（證書ノ日附ニ在ル月）ノ翌月ヨリ十二月內ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス

第一條ノ三　各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二　遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者及警察監獄職員竝其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

第一條ノ四　第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期以後ノ支給ヲ一時差止ムヘシ

第一條ノ五　恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在リタルコトヲ要ス

第二條　恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條　恩給法第十二條ノ規定ニ依リ內閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

一　第六條第一號、第一號ノ二、第二號及第四號乃至第八號ニ規定スル者竝其ノ遺族ノ恩給ハ東京都ニ在リテハ東京都長官（警視廳部內ノ職員ニ在リテハ警視總監）、北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事、朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、關東州ニ在リテハ滿州國駐劄特別全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

二　內地ニ於ケル公立ノ國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及國民學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ東京都ニ在リテハ東京都長官、北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三　前號ニ揭クルモノヲ除クノ外內地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ東京都ニ在リテハ東京都長官、北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

四　朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ國民學校、青年學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

五　朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ於ケル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督（道ノ警部補、巡査及消防手竝其ノ遺族ノ恩給ハ道知事）、臺灣ニ在リテハ臺灣總督（州又ハ廳ノ警部補、巡査及消防手竝其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ大使、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

六　內地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ東京都ニ在リテハ警視總監、北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

七　恩給法第二十四條第三號ニ揭クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ東京都ニ在リテハ東京都長官、北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

八　在滿學校組合待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者及其ノ遺族ノ恩給ハ大使之ヲ裁定ス

第三條ノ二　恩給法第十六條第一號但書ノ規定ニ依リテ爲スヘキ恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一　第六條第一號、第一號ノ二、第二號及第四號乃至第八號ニ規定スル者竝其ノ遺族ノ恩給ハ府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟（朝鮮ニ於ケル府又ハ臺灣ニ於ケル市ヨリ俸給ヲ受クル職員ニ付テハ府又ハ市）之ヲ負擔ス

二　第六條第三號ニ規定スル者及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ一時恩給ハ神宮司廳之ヲ負擔ス

よる廃止前のもの）

第四條　恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ乘シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム但シ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラサル在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額（軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額）ニ依ル

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス

恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ負擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

一　恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付一年

二　恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十一條ノ二第四項、第六十二條第七項、第六十三條第五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勤續ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同法第六十二條第四項又ハ同法第六十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勤續在職年ノ一年ニ付六月

前四項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第四條ノ二　恩給法第十七條第五項ノ規定ニ依リテ爲ス一時恩給金額（在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除ク）ノ分擔ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一　恩給法第十六條第四號ニ掲クル公務員ニシテ國庫又ハ府縣若ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ同號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫又ハ府縣若ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ同號但書ノ一時恩給ヲ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ之ニ準スヘキ經濟ハ通算セラルヘキ在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額（軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額）ニ依ル

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス

二　恩給法第十六條第四號ニ掲クル公務員ニシテ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ左ニ掲クル者ノ在職年ヲ通算シテ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ同號但書ノ一時恩給ヲ給スル場合ニ於テハ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

（イ）同條第一號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者

（ロ）同條第四號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者

（ハ）同條第五號又ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者

三　恩給法第十六條第四號ニ掲クル公務員ニシテ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ左ニ掲クル者ノ在職年ヲ通算シテ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ同號但書ノ一時恩給ヲ給スル場合ニ於テハ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ハ府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ通算セラルヘキ在職年ニ應シ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

（イ）同條第一號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者

（ロ）同條第四號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者

（ハ）同條第五號又ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クル者

四　恩給法第十六條第四號ニ掲クル公務員ニ同號但書ノ一時恩給ヲ給スヘキ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ハ其ノ一時恩給ノ基礎在職年中ニ他ノ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄内ニ於テ在職シタル同號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第一項及第二項ノ規定ハ前項各號ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條　恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條　左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

一　東京都官制第一條ニ規定スル職員ニシテ其ノ俸給カ昭和十八年勅令第五百七號ノ規定ニ依リ東京都ノ負擔ニ屬スルモノ竝警視廳官制第一條ノ二、北海道廳官制第一條ノ二及地方官官制第二條ニ規定スル職員

一ノ二　北海道廳ノ職員ニシテ其ノ俸給カ都廳府縣臨時職員等設置制第一條第三項ノ規定ニ依リ北海道地方費ノ負擔ニ屬スルモノ

二　都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ

三　神宮司廳ノ職員ニシテ官吏タルモノ

四　朝鮮總督府地方官官制第二十五條ノ二ニ規定スル職員

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号に

よる廃止前のもの）

（イ）同條第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者

（ロ）同條第四號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クル者

（ハ）同條第五號又ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ヨリ俸給ヲ受クル者

四　恩給法第十六條第四號ニ掲クル公務員ニ同號但書ノ一時恩給ヲ給スヘキ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ハ其ノ一時恩給ノ基礎在職年中ニ他ノ市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄内ニ於テ在職シタル同號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該市町村又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第一項及第二項ノ規定ハ前項各號ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條　恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條　左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

一　東京都官制第一條ニ規定スル職員ニシテ其ノ俸給カ昭和十八年勅令第五百七號ノ規定ニ依リ東京都ノ負擔ニ屬スルモノ竝警視廳官制第一條ノ二、北海道廳官制第一條ノ二及地方官官制第二條ニ規定スル職員

一ノ二　北海道廳ノ職員ニシテ其ノ俸給カ都廳府縣臨時職員等設置制第一條第三項ノ規定ニ依リ北海道地方費ノ負擔ニ屬スルモノ

二　都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ

三　神宮司廳ノ職員ニシテ官吏タルモノ

四　朝鮮總督府地方官官制第二十五條ノ二ニ規定スル職員

五　朝鮮道立醫院ノ職員ニシテ官吏タルモノ

六　臺灣總督府地方官官制第五十五條ニ規定スル職員

七　關東局官制第十四條ノ二及關東海務局官制第二條ノ二ニ規定スル職員

八　南洋廳官制第二條ノ二ニ規定スル職員

第七條　恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ左ニ掲クル者ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

一　陸軍ノ士官候補生及技術候補生（見習士官タル者ヲ除ク）、軍醫候補生及軍醫豫備員候補者、陸軍豫科士官學校、陸軍幼年學校、陸軍兵器學校、陸軍少年飛行兵學校、宇都宮陸軍飛行學校、太刀洗陸軍飛行學校、熊谷陸軍飛行學校、陸軍航空通信學校、岐阜陸軍航空整備學校、所澤陸軍航空整備學校、陸軍少年戰車兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、千葉陸軍高射學校及陸軍少年通信兵學校ノ生徒、陸軍經理學校ノ豫科生徒竝陸軍戸山學校ノ軍樂生徒

二　海軍兵學校及海軍經理學校ノ生徒、海軍豫備學生、海軍豫備生徒、海軍豫備練習生及海軍豫備補習生

第八條　恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣又ハ大東亞大臣之ヲ指定ス但シ關東洲及滿洲國ニ在リテハ大使之ヲ指定ス

前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣、大東亞大臣又ハ大使之ヲ定ム

第九條　恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條　恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　防疫職員官制ニ依ル職員

二　臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員

よる廃止前のもの）

三　家畜防疫職員制ニ依ル職員
四　船員職業紹介所官制ニ依ル職員
五　教員保養所令ニ依ル職員

第十一條　恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一　印刷教務員及專賣教務員
二　陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
三　靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
四　海軍准教員
四ノ二　副鐵道官補
五　臺灣ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員
六　關東州ニ於ケル關東遞信官署保健技師、檢疫員及檢疫醫員

第十一條ノ二　恩給法第二十五條第四號但書(ホ)ニ規定スル轉任ト看做サルル場合トハ左ニ掲クル場合ヲ謂フ

一　判任官ノ待遇ヲ受クル陸軍警査又ハ海軍警査判任官タル陸軍警査又ハ海軍警査ニ任シタルトキ
二　判任官タル陸軍警査又ハ海軍警査判任官ノ待遇ヲ受クル陸軍警査又ハ海軍警査ニ就職スルトキ
三　判任官ノ待遇ヲ受クル貴族院守衞又ハ衆議院守衞判任官タル貴族院守衞又ハ衆議院守衞ニ任シタルトキ
四　判任官タル貴族院守衞又ハ衆議院守衞判任官ノ待遇ヲ受クル貴族院守衞又ハ衆議院守衞ニ就職スルトキ
五　判任官ノ待遇ヲ受クル陸軍監獄看守又ハ海軍監獄看守判任官タル陸軍監獄看守又ハ海軍監獄看守ニ任シタルトキ

第十二條　恩給法第三十二條第一項ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

一　戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變開始後別表第三號表ノ二ニ掲クル地域ニ到リタル者ニ付テハ同地域ニ到ルヘキ事由ノ生シタル當時所在スル地ノ屬スル地域ヲ離レタル月ヨリ加算ス
二　戰爭又ハ戰爭ニ準スヘキ事變中別表第三號表ノ二ニ掲クル地域ヨリ歸還シタル者ニ付テハ其ノ歸還スヘキ地ノ屬スル地域ニ到著シタル月迄加算ス

前項ノ地域トハ內地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ

第十二條ノ二　恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎭戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

陸軍監獄看守又ハ海軍監獄看守ニ就職スルトキ

第十一條ノ三　恩給法第二十六條第四號但書(ハ)ニ規定スル退職ト看做サルル場合トハ左ニ掲クル場合ヲ謂フ

一　判任官タル陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞、衆議院守衞、陸軍監獄看守又ハ海軍監獄看守他ノ官ニ轉シタルトキ
二　他ノ官ヨリ判任官タル陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞、衆議院守衞、陸軍監獄看守又ハ海軍監獄看守ニ轉シタルトキ

第十一條ノ四　恩給法第二十八條ノ二ノ規定ニ依ル軍人ノ在職年ノ計算ニ付テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一　在職年ハ就職ノ日ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ日ヲ以テ終ル
二　在職年月數ハ一召集待命期間內ノ在職日數ヲ三十日ヲ以テ除シテ得タル數ニ相當スル月數トス此ノ場合ニ於テ三十日ニ滿タサル剩餘日數ヲ生シタルトキハ一月トシテ計算ス

第十三條　恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎭戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外公務員鎭戍ノ爲內國ヲ出發シタルトキハ內國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎭戍ノ終了後直ニ內國ニ歸還シタルトキハ內國歸著ノ月迄加算ス

第十四條　恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ムル特殊ノ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付二月
二　同月內ニ於テ飛行時數十時間以上飛行機ニ若クハ十五時間以上滑空機（飛行機ノ曳航スルモノニ限ル以下同シ）ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキ又ハ航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ムル航空試驗ニ從事シタルトキハ其ノ一月ニ付一月半
三　同月內ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ、八時間以上滑空機ニ搭乘シ又ハ十時間以上航空船、航行中ノ艦船繫留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月
四　前三號ニ掲クルモノヲ除クノ外飛行時數一時間以上航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月

第十四條ノ二　恩給法第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ戰車加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　滿洲國ノ哈爾賓市竝ニ阿城、雙城、扶餘、楡樹、德惠、九臺、長春、懷德、雙陽、伊通、梨樹、昌圖、西豐、開原、法庫、鐵嶺、新民、瀋陽、撫順、遼中、遼陽、本溪、海城、蓋平、復、鳳城、安東、岫巖、莊河、黑山、臺安、北鎭、盤山、義、錦、錦西、興城及綏中ノ各縣ニ在リテ鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月
二　前號ニ掲クル地以外ノ地ニ在リテ鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

第十五條　恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎭戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外公務員鎭戍ノ爲內國ヲ出發シタルトキハ內國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎭戍ノ終了後直ニ內國ニ歸還シタルトキハ內國歸著ノ月迄加算ス

第十四條　恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ムル特殊ノ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付二月
二　同月內ニ於テ飛行時數十時間以上飛行機ニ若クハ十五時間以上滑空機（飛行機ノ曳航スルモノニ限ル以下同シ）ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキ又ハ航空機ニ搭乘シ特ニ危險ト認ムル航空試驗ニ從事シタルトキハ其ノ一月ニ付一月半
三　同月內ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ、八時間以上滑空機ニ搭乘シ又ハ十時間以上航空船、航行中ノ艦船繫留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月
四　前三號ニ掲クルモノヲ除クノ外飛行時數一時間以上航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月

第十四條ノ二　恩給法第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ戰車加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　滿洲國ノ哈爾賓市竝ニ阿城、雙城、扶餘、楡樹、德惠、九臺、長春、懷德、雙陽、伊通、梨樹、昌圖、西豐、開原、法庫、鐵嶺、新民、瀋陽、撫順、遼中、遼陽、本溪、海城、蓋平、復、鳳城、安東、岫巖、莊河、黑山、臺安、北鎭、盤山、義、錦、錦西、興城及綏中ノ各縣ニ在リテ鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付三分ノ一月
二　同月內ニ於テ十五日以上（一日三時間以上）戰車ニ搭乘シ戰車勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月
二　同月內ニ於テ五日以上（一日三時間以上）戰車ニ搭乘シ戰車勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付三分ノ一月

第十五條　恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陬又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第二號表ニ依ル

第十六條　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到著シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第十七條　恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

一　有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ內閣總理大臣ノ指定スルモノ
二　在役ニ非サル潛水艦若ハ排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦、水雷艇、掃海艇、驅潛艇、哨戒艇乘員トシテノ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸汽機關車乘員トシテノ現業勤務
三　炭坑內切羽ニ於ケル連續的現業勤務
三ノ二　鐵道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ壓搾空氣內ニ於ケル連續的勤務
四　肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

前項ニ規定スル業務ニ従事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス

第十八條　恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千浬ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第十九條　航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ內國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ內國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到著シタル月迄加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第十九條ノ二　恩給法第四十條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ亙ルトキハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第二十條　恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘキモノトハ左ニ揭クルモノヲ謂フ

一　年功ニ因ル加俸
二　府縣知事ノ指定地加俸
三　官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教授ノ職務俸
四　第一號ニ揭クルモノヲ除クノ外公立學校職員加俸令ニ依ル加俸
五　警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸

第二十一條　恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號ニ依ル

第二十二條　恩給法第四十八條第一項第二號ノ地域ハ別表第三號表ノ二ニ揭クル地域トシ同號ノ流行病ノ種類左ノ如シ

一　マラリア（黑水熱ヲ含ム）
二　猩紅熱
二ノ二　痘瘡
三　コレラ
四　腳氣（別表第三號表ノ二ニ揭クル地域ニ限ル）
五　發疹チフス
六　腸チフス
七　パラチフス
八　ペスト
九　回歸熱
十　赤痢
十一　流行性腦脊髓膜炎
十二　流行性感冒
十三　肺ヂストマ病
十四　トリパノゾーム病
十五　黃疸出血性スピロヘータ病
十六　カラアザール
十七　黃熱
十八　發疹熱
十九　流行性出血熱
二十　デング熱
二十一　フイラリア病

二十二　フランベジア
二十三　流行性腦炎

第二十三條　恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依ル戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病トハ左ニ揭クルモノヲ謂フ

一　別表第三號表ノ二ニ揭クル地域ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
二　暴徒鎭壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
二ノ二　內國ノ交戰ノ地域ニ於テ職務ノ性質上交戰ニ因ル危險ヲ顧ミルコト能ハスシテ職務ニ服スルコトヲ要スル公務員ノソノ職務執行中ニ於ケル該交戰ニ因ル傷痍疾病
二ノ三　內國ノ交戰ノ地域ノ中內閣總理大臣ノ定ムル特定ノ島嶼ニ於テ勤務中又ハ該島嶼若ハ太平洋ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰ニ因ル傷痍疾病
三　外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域內ニ於テ勤務中又ハ該地域內ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病
四　航空機ニ乘シ航空勤務中又ハ潛水艦ニ乘シ潛航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病
五　職務ヲ以テ兇賊又ハ脫獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病
六　職務ヲ以テコレラ又ハペストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病
七　急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

第二十四條　恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具癈疾ノ程度ヲ分チテ左ノ八項トス

特別項症

一　常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ
二　重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要スルモノ
三　兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ
四　身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

一　複雜ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
二　精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
三　咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ癈シタルモノ
四　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
五　肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
六　膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

一　精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ癈シタルモノ
三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　兩耳全ク聾シタルモノ
五　大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、總頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ發シタルモノ

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号に
よる廃止前のもの）

六　腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
七　足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

一　肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
二　膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第四項症

一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ
二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
三　兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　兩耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
五　泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
六　兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脫落症狀ノ著シカラサルモノ
七　腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
八　足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

一　頭部、顏面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
二　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
三　一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ
二　頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨アルモノ
三　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
四　脾臟ヲ失ヒタルモノ
五　一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
六　一側總指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第七項症

一　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二　一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話聲ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
三　一側腎臟ヲ失ヒタルモノ
四　一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
五　一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ
六　一側足關節カ直角位ニ於テ强剛シタルモノ
七　一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十四條ノ二　恩給法第四十六條ノ二第一項及第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症

一　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二　一耳全ク聾シタルモノ
三　一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ
四　一側示指又ハ兩側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ
五　一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
六　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号に
よる廃止前のもの）

四　一側示指乃至小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
五　一側總趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二款症

一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ
二　一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
三　一耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
四　一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ
五　一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
六　一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第三款症

一　一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
二　一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
三　一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
四　一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

一　一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
二　一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
三　一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
四　一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ
五　一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
六　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号に

第二十四條ノ三　恩給法第五十八條第一項第四號ニ規定スル恩給外ノ所得ハ恩給受給者カ內地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル場合ノ所得ニ限ル但シ左ニ揭クル所得ハ右地域內ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルトキト雖之ヲ所得中ニ算入ス

一　恩給受給者カ右地域內ニ有スル資產又ハ事業ヨリ生スル所得
二　右地域內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ恩給受給者ノ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配
三　右地域內ニ於テ恩給受給者ノ受クル俸給、給料、歲賞、費用辨償（月額又ハ年額ヲ以テ支給スルモノニ限ル）、年金（郵便年金ヲ除ク）、賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與

恩給受給者カ前項ノ地域內ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スルトキハ右地域外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ト雖之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外セス

第二十四條ノ四　前條第一項第二號及第三號ニ揭クルモノ以外ノ恩給外ノ所得ハ所得稅法ニ規定スル個人ノ總所得中同法第三十條第一項第二號ニ揭クル所得ヲ除キタルモノト同範圍トス

所得稅法第二十九條ニ揭クル所得ハ之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外ス

第二十四條ノ五　恩給外ノ所得ノ計算ニ關シテハ所得稅法第三十條第一項乃至第四項及第六項竝所得稅法施行規則第十條及第三十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條ノ六　恩給外ノ所得ハ每年稅務署長ノ調查ニ依リ裁定官廳之ヲ決定ス

裁定官廳ハ恩給外ノ所得ノ調查ヲ要スル恩給受給者ノ氏名、住所又ハ居所及恩給年額ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

税務署長恩給外ノ所得ノ調査ヲ結了シタルトキハ之ヲ裁定官廳ニ報告スヘシ

前三項中税務署長トアルハ臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ各其ノ地域ニ於ケル税務官署トス

第二十四條ノ七　恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ハ恩給外ノ所得ノ決定ニ基キ其ノ年七月一日カラ翌年六月三十日ニ至ル期間分ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス但シ其ノ前年以前ノ分ノ恩給ニ付停止ヲ爲スヘキ場合ニ於テ恩給ノ請求又ハ裁定ノ遲延ニ依リ一般ノ手續ニ依リテ恩給外ノ所得ヲ調査決定スルコトヲ得サルトキハ前條ニ規定スル調査決定ノ機關ハ其ノ分ニ付テハ一般ノ場合ニ準シ臨時ニ恩給外ノ所得ヲ調査決定ス此ノ場合ニ於テハ其ノ停止額ハ後ノ恩給支給額中ヨリモ之ヲ控除スルコトヲ得

恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル年分ノ恩給ニ付テハ恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ノ手續ヲ行ハス

恩給給與ノ止ムヘキ事由生シタル場合ニ於テハ恩給ノ停止ハ其ノ事由ノ生シタル月分迄ノ恩給ニ付之ヲ爲ス

第二十四條ノ八　年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ內地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セシテ第二十四條ノ三第一項但書第二號及第三號ニ規定スル所得ヲ得ルモノハ每年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ直接ニ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第二十四條ノ九　大東亞戰爭陸軍給與令第三十七條又ハ海軍戰時給與規則第二條第一項ノ規定ニ依ル給與ヲ受クル者ニハ恩給法第五十九條第六項ノ規定ニ依リ同條ノ納金ヲ免除ス但シ全ク別表第三號表ノ二ニ掲クル地域以外ノ地域ニ在ル月ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條　準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス

二　國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等等級ニ依ル

第二十六條　準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　陸軍ノ見習士官竝海軍ノ候補生及見習尉官ハ判任官一等トス

二　前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生及技術候補生（見習士官タル者ヲ除ク）、軍醫候補生及軍醫豫備員候補生、陸軍豫科士官學校生徒、陸軍經理學校豫科生徒、海軍兵學校生徒、海軍經理學校生徒、海軍豫備學生竝海軍豫備生徒ハ判任官三等トス

三　前二號ニ掲ケキル陸海軍諸生徒、海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ノ階等ハ兵ニ準ス

第二十七條　教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　教育職員ノ階等ハ其ノ官等等級又ハ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

二　準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等等級令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條　警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ判任官タル警察監獄職員ハ其ノ等級ニ依ル

第二十九條　待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

第三十條　恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　高等女學校

二　實業學校

三　中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号に　三一七

ニ依ル

一　陸軍ノ見習士官竝海軍ノ候補生及見習尉官ハ判任官一等トス

二　前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生及技術候補生（見習士官タル者ヲ除ク）、軍醫候補生及軍醫豫備員候補生、陸軍豫科士官學校生徒、陸軍經理學校豫科生徒、海軍兵學校生徒、海軍經理學校生徒、海軍豫備學生竝海軍豫備生徒ハ判任官三等トス

三　前二號ニ掲ケキル陸海軍諸生徒、海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ノ階等ハ兵ニ準ス

第二十七條　教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一　教育職員ノ階等ハ其ノ官等等級又ハ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

二　準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等等級令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條　警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ判任官タル警察監獄職員ハ其ノ等級ニ依ル

第二十九條　待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等等級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

第三十條　恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　高等女學校

二　實業學校

三　中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校

四　青年學校教員養成所

第三十條ノ二　恩給法第六十四條ノ二但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ貧擔シタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再就職ノ月（再就職後一時恩給給與ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月）ノ翌月ヨリ一年內ニ一時又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第三十一條　恩給法第六十六條第一項及第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四目トス

第一目症

一　身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルコトアルモノ

二　一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ

三　一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ一メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

四　一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ

五　一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ

六　一側第三趾乃至第五趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第二目症

一　一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ

二　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三目症

一　一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ

二　一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ三メートル以上ニテハ解シ得サルモ

ノ

三　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四目症

一　一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

二　前目ノ各症ニ次ク症ヲ胎シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第三十一條ノ二　恩給法第六十六條ノ二ノ規定ニ依リ返還セシムヘキ額ハ傷病賜金ノ額ノ六十四分ノ一ニ相當スル金額ニ傷病賜金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルニ至リタル月迄ノ月數ト四十八月トノ差月數ヲ乘シタル金額トシ增加恩給又ハ傷病年金ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第三十一條ノ三　恩給法第七十五條第三項但書ニ規定スル遺族ノ員數ニ依ル加給ニ付テハ左ノ區分ニ依ル

一　同一戸籍內ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合又ハ二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於テハ其ノ各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ裁定官廳ニ於テ最初ニ請求ヲ受理シタル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルモノトス但シ前段ノ場合ニ在リテハ各ノ扶助料ヲ受クル者全員ノ連署ヲ以テ、後段ノ場合ニ在リテハ之ヲ併セ受クル者ヨリ裁定官廳ニ於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タラシムルコトヲ請求シタルトキハ後扶助料ノ加給額カ最初ノ扶助料ノ加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ改定請求アリタル月ノ翌月ヨリ加給額ヲ改定ス

二　前號ニ揭クル各ノ扶助料ノ請求ヲ裁定官廳ニ於テ同日ニ受理シタルトキハ其ノ各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ加給額ノ最多額ト爲ル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルモノトス

前項第一號但書ノ規定ニ依リ加給額ヲ改定シタル後ニ於テ請求セラレタル扶助料アル場合ニ於テハ其ノ扶助料ニ加給ヲ爲ストキ其ノ加給額カ既ニ改定セラレタル加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ更ニ改定ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項第一號但書ノ規定ヲ準用ス

遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲サルル扶助料カ恩給金庫ニ擔保ニ供セラレ居ル場合ニ於テ當該加給ノ原因タル遺族ヲ第一項第一號但書又ハ前項ノ規定ニ依リ他ノ扶助料ニ付テノ加給ノ原因タラシムルコトヲ請求セントスルトキハ恩給金庫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ恩給金庫ニ對シ相當ノ擔保ニ供セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條ノ四　恩給法第二十八條、第二十九條、第四十條ノ二及第四十一條第二號乃至第五號ノ規定ハ同法第八十二條ノ二ノ規定ニ依リ公務員ノ普通恩給ノ基礎タル在職年ニ通算セラルヘキ外國政府又ハ之ニ準スルモノノ官吏其ノ他ノ職員（以下外國政府職員ト稱ス）ノ在職年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス但シ公務員ヲ退職シタル月ニ於テ外國政府職員ニ就職シタルトキハ外國政府職員ノ在職年ハ就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算シ外國政府職員ヲ退職シタル月ニ於テ公務員ニ再就職シタルトキハ外國政府職員ノ在職年ハ退職ノ月ノ前月ヲ以テ終ル

恩給法第三十條ノ規定ノ適用ニ付テハ外國政府職員ノ在職年ハ之ヲ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ト看做ス

第三十一條ノ五　第三十條ノ二ノ規定ハ恩給法第八十二條ノ三ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ公務員ニ再就職シタル月ヲ以テ第三十條ノ二第一項ニ規定スル再就職ノ月トス

第三十一條ノ六　恩給法第九十一條ノ規定ニ依リ在勤加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　滿洲國新京特別市（恩給法第九十一條第二項ノ規定ノ適用アル場合ニ限ル）、樺太又ハ南洋群島ニ在勤シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付半月

二　臺灣、朝鮮又ハ關東州ニ在勤シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付三分ノ一月

第三十一條ノ七　恩給法第九十二條ノ規定ニ依ル國境警備加算又ハ理蕃加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一　朝鮮樺太以外ノ帝國ノ地又ハ滿洲國ニ在リテ國境警備ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月

二　朝鮮又ハ樺太ニ在リテ國境警備ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付一月半

三　臺灣ニ在リテ理蕃ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付一月半

第三十二條　第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十三條　恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ增加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條　削除

第三十五條　廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤續ト看做ス

第三十六條　恩給法第百一條ノ規定ニ依ル增額ハ左ノ區分ニ依ル

一　軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給カ大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ增加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十二條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

二　軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

三　增加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等竝別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ增加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ增加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四　執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス

前項ノ增額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤續ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス

第三十七條　恩給法第百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ增額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依ル假定俸給年額ニ增加シ之ヲ

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第百一條ノ規定ヲ適用ス

附　則

第三十八條　本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條　左ノ命令ハ之ヲ廢止ス

一　明治二十四年勅令第二百四十八號

一　明治二十七年勅令第五十二號

一　明治二十七年勅令第八十一號

一　明治二十七年勅令第百四十五號

一　明治三十一年勅令第二百四十四號

一　明治三十二年勅令第二百一號

一　明治三十三年勅令第百七十三號

一　明治三十三年勅令第四百四號

一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令

一　明治三十四年勅令第百五十號

一　明治三十五年勅令第百五十七號

一　明治四十一年勅令第百三十七號

一　明治四十三年勅令第百二十七號

一　明治四十四年勅令第七十號

一　大正六年勅令第二百四十一號

一　大正六年勅令第二百四十二號

一　大正九年勅令第三百二十三號

一　明治十八年第十五號達官吏恩給令附則

一　明治十八年第十六號達文官傷痍疾病等差例

一　明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則

第四十條　第十條各號ニ揭クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ揭クル官制ニ依ル職員ト看做ス

附　則　（大正十三年勅令第五十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ水雷艇乘員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附　則　（大正十三年勅令第四百七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

港務部設置制ニ依ル待遇職員ハ仍之ヲ第十條第十號ニ揭クル待遇職員ト看做ス

附　則　（大正十五年勅令第二百四十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一號ニ揭クル文官ト看做ス

附　則　（昭和八年勅令第二百三十六號）

第一條　本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分、第二十四條ノ二乃至第二十四條ノ八竝ニ附則第三條及第四條ノ規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル普通恩給及扶助料ノ分擔ニ付テハ第四條第一項ノ規定ノ改正ニ拘ラズ其ノ分擔請求額ハ仍改正前ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三條　昭和八年法律第五十號附則（以下單ニ改正法律附則ト稱ス）第七條但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受クベキ恩給法別表第三號表ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非サレバ之ヲ給セズ

前項ノ年數ノ一年ニ滿タサル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タサルモノハ之ヲ切捨ツ

第四條　改正法律附則第九條ニ規定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ル

一　轉官職ニ依リ新官職ニ付前俸給ヨリ多額ノ俸給ヲ給セラルルニ至ルトキハ之ヲ昇給ト看做ス

二　本俸ト之ニ準ズベキモノトヲ併セ受クル場合ニ於テ其ノ一ニ付昇給又ハ增額アリタルトキハ改正法律附則第九條ノ規定ニ依リ本俸及之ニ準ズベキモノノ總テニ付同法第五十九條ノ改正規定ヲ適用ス

三　俸給ノ法令ニ依ル增額アル場合ニ於テ其ノ增額分ガ恩給法第五十九條ノ規定ノ改正ニ依リ增加シ又ハ新ニ納付スベキニ至リタル額以上ナルトキニ限リ俸給ハ增額セラレタルモノトシ之ニ及バザルトキハ其ノ增額ナカリシモノトシテ取扱フ

第五條　改正法律附則第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ改定普通恩給ヨリ控除スル金額ノ年額ハ改定ニヨリ增額スル金額ノ一年分ト同額トス

控除ハ控除金額ノ總額ガ一時恩給金額ニ達シタルトキヲ以テ之ヲ止ム

第六條　改正法律附則第十七條以下ノ規定ニ依リ同法施行後仍削除セラレタル恩給法第九十九條ノ規定ニ依ルベキ場合ニ於テ同條ニ規定スル教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ揭グル者ヲ謂フ

一　官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員

二　文部省官吏

三　教育事務從事ノ東京都、北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東局又ハ南洋廳ノ官吏

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ

五　教育事務從事ノ從前ノ區、統監府、關東都督府又ハ關東廳ノ官吏

第七條　大正十三年勅令第四百七號附則第二項中「第六號」ヲ「第十號」ニ改ム

附　則　（昭和八年勅令第二百五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依ル北海道廳事業手ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十一年勅令第六十八號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前龍井村、局子街又ハ海龍ニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十一年勅令第百七十五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前農安又ハマサトランニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十二年勅令第四十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前赤峰ニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十三年勅令第三百八十二號）

第一條　本令ハ昭和十三年六月月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　南滿洲鐵道附屬地ニ在勤シタル關東州ニ於ケル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ノ裁定ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第三條　第三十一條ノ三ノ規定ハ昭和十三年法律第五十六號（以下改正法律ト稱ス）附則第二條ノ規定ニ依リテ增給セラルベキ扶助料中恩給

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

法第七十五條第二項但書ニ規定スル加給ノ場合ニ該當スルガ爲増給セラルベキ扶助料ニ付之ヲ準用ス

第四條　改正法律附則第二條ノ規定ニ依リテ爲ス増加恩給又ハ扶加料ノ増給ハ權利者ノ請求ヲ待タズシテ之ヲ爲ス但シ恩給法第七十五條第二項ニ規定スル加給ノ場合ニ該當スル扶助料ノ増給ハ權利者ノ請求ヲ待チテ之ヲ爲ス

第五條　改正法律附則第三條ノ規定ニ依リ第七項ノ増加恩給ヲ給セラルベキ者ガ本令施行ノ際從前ノ第一款ノ傷病年金ト普通恩給トヲ併給セラルル者ナル場合ニ於テハ從前ノ傷病年金第一款ノ年額ヲ以テ増加恩給第七項ノ年額トス

第六條　改正法律附則第五條ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受クベキ恩給法別表第三號表ノ改正規定ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ給セズ

前項ノ年數ノ一年ニ滿タザル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タザルモノハ之ヲ切捨ツ

附　則　（昭和十四年勅令第六百七十六號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正前ノ恩給法施行令第十條第十四號ノ三ニ規定スル傷兵保護院官制第十七條ノ規定ニ依ル職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十五年勅令第二百三十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和一五・四・一）

附　則　（昭和十五年勅令第八百三十九號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月一日以後本令公布ノ日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ公務員ガ外國鎮戍ニ服シタル場合ニ於テ其ノ期間ニ付恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎮戍加算ヲ爲スベキトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

附　則　（昭和十六年勅令第二百七十三號）

第一條　本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　公立ノ小學校、普通學校及公學校ノ教育職員及準教育職員竝ニ其ノ遺族ノ恩給ノ裁定ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第三條　從前ノ規定ニ依ル地方測候所職員制ニ依ル職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四條　昭和十六年法律第十三號附則第三條ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ給スベキ傷病ノ程度及其ノ査定ニ付テハ恩給法施行令第二十四條ノ二ノ規定ニ依ル

附　則　（昭和十六年勅令第七百二十九號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條第一號ノ改正規定中陸軍兵器學校生徒ニ關スル部分ハ昭和十五年八月一日ヨリ、陸軍航空通信學校生徒ニ關スル部分ハ陸軍航空通信學校令附則第二項ノ規定ニ該當シタル生徒ニ付テハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ適用ス

改正前ノ恩給法施行令第七條第一號ニ規定スル陸軍工科學校及水戸陸軍飛行學校ノ生徒ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十六年勅令第千百七十三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正前ノ恩給法施行令第十條第十號ニ規定スル稅關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員中檢疫員及檢疫醫ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則　（昭和十七年勅令第二百四十四號）

第一條　本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　恩給受給者ハ當分ノ內裁定官廳ニ恩給法施行令第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出スルヲ要セズ

第三條　從前ノ規定ニ依ル海軍航空豫備學生ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四條　從前ノ規定ニ依ル癩療養所職員制ニ依ル職員及職業紹介所官制ニ依ル職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五條　從前ノ規定ニ依ル朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ測候ニ關スル技術ニ從事スル職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第六條　本令施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テ其ノ加算年ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七條　本令施行前ノ戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第八條　昭和十七年法律第三十四號附則第四號ノ規定ニ依リテ爲ス扶助料ノ増給ハ權利者ノ請求ヲ待タズシテ之ヲ爲ス但シ遺族ノ員數五人ヲ超ユル者ニ給スル扶助料ノ増給ハ權利者ノ請求ヲ待チテ之ヲ爲ス

附　則　（昭和十八年勅令第三百十二號）

第一條　本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ改正規定中陸軍少年戰車兵學校ノ生徒ニ關スル部分ハ昭和十六年十二月一日ヨリ、陸軍少年通信兵學校ノ生徒ニ關スル部分ハ昭和十七年四月一日昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

ヨリ、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校及千葉陸軍防空學校ノ生徒ニ關スル部分竝ニ第十一條ノ四ノ改正規定ハ昭和十七年十二月一日ヨリ、第十一條ノ二、第十一條ノ三及第二十八條ノ改正規定ハ昭和十八年三月二十日ヨリ之ヲ適用ス

第二條　本令施行前給與事由ノ生ジタル扶助料ノ受給權存否ノ調査及其ノ調査上必要ナル書類ノ提出ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三條　本令施行前給與事由ノ生ジタル恩給ノ裁定ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四條　從前ノ規定ニ依ル陸軍戰車學校及陸軍通信學校ノ生徒ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五條　本令施行前給與事由ノ生ジタル恩給ノ額ノ計算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第六條　改正前ノ恩給法施行令第三十條ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七條　昭和十九年四月一日以降國庫其ノ他ノ地方經濟ハ互ニ他ノ經濟ニ對シ昭和十八年法律第七十八號附則第三條ノ規定施行前裁定シタル恩給ノ分擔額ヲ請求スルコトヲ得ズ

第八條　昭和十八年法律第七十八號附則第五條ノ規定ニ依リテ爲ス普通恩給又ハ扶助料ノ増給ハ受給者ノ請求ヲ待タズシテ之ヲ爲ス

第九條　第三十一條ノ五ノ改正規定ハ昭和十八年法律第七十八號附則第六條第二項ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ニ付之ヲ準用ス但シ本令施行ノ際既ニ公務員トシテ再就職シ現ニ在職セル者ニ付テハ本令施行ノ日ノ屬スル月ヲ以テ恩給法施行令第三十條ノ二第一項ニ規定スル再就職

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

ノ月トス

第十條　本令施行前別表第二號表ノ改正規定ニ依リ削ラレタル各地ニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第十一條　恩給給與規則第十一條及第十五條中「生活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養スル者ナキ」ヲ「生活資料ヲ得ルノ途ナキ」ニ改ム

本令施行前給與事由ノ生ジタル扶助料又ハ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル

第十二條　恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十二條中「教育職員」ノ上ニ「文官」ヲ加フ

附　則（昭和十八年勅令第五百六十一號）

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條ノ二及第六條ノ改正規定中朝鮮總督府地方官官制第二十五條ノ二ニ規定スル職員ニ關スル部分ハ昭和十八年六月十日ヨリ、臺灣總督府地方官官制第五十五條ニ規定スル職員、關東局官制第十四條ノ二及關東海務局官制第二條ノ二ニ規定スル職員竝ニ南洋廳官制第二條ノ二ニ規定スル職員ニ關スル部分ハ同年六月二十四日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行前給與事由ノ生ジタル恩給法第二十四條第三號ニ規定スル待遇職員、前項但書ニ揭グル職員及臺灣總督府州消防手竝ニ其ノ遺族ノ恩給ノ裁定ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和八年勅令第二百三十六號附則第六條第三號中「教育事務從事ノ」ノ下ニ「東京都、」ヲ加フ

附　則（昭和十八年勅令第六百五十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前國民學校職員加俸令ニ依リ給セラレタル加俸（年功ニ因ル加俸ヲ除ク）ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十八年勅令第八百八號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正前ノ恩給法施行令第十一條第一號ニ規定スル內閣印刷局醫及內閣印刷局藥劑師ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十八年勅令第八百五十六號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

中略

改正前ノ恩給法施行令第十四號ノ五ニ規定スル海務局官制第十六條ノ規定ニ依ル職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十九年勅令第六十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス但シ第七條第一號ノ改正規定中陸軍少年飛行兵學校及岐阜陸軍航空整備學校ノ生徒ニ關スル部分ハ昭和十八年四月一日ヨリ、所澤陸軍航空整備學校ノ生徒ニ關スル部分ハ同年八月一日ヨリ、第十一條第三號ノ改正規定ハ昭和十七年十月一日ヨリ、同條第六號ノ改正規定ハ昭和十八年十二月一日ヨリ、第二十四條ノ九ノ改正規定ハ同年八月一日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行前給與事由ノ生ジタル恩給ノ裁定ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル從前ノ規定ニ依ル東京陸軍航空學校及陸軍航空整備學校ノ生徒、保險院保健技師竝ニ朝鮮ニ於ケル鐵道醫、鐵道藥劑師及鐵道看護長ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和十九年勅令第三百四十九號）

本令中千島列島ニ關スル部分ハ昭和十八年五月十三日ヨリ、小笠原島ニ關スル部分ハ昭和十九年二月一日ヨリ、印度ニ關スル部分ハ昭和十九年三月二十日ヨリ之ヲ適用ス

附　則（昭和二十年勅令第百七十七號）

第一條　本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條第一號ノ改正規定中千葉陸軍高射學校ノ生徒ニ關スル部分ハ昭和十九年四月一日ヨリ、第十四條ノ改正規定ハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

第二條　從前ノ規定ニ依ル神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ竝ニ千葉陸軍防空學校及海軍機關學校ノ生徒ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三條　從前ノ恩給法施行令第十條及第十一條ニ規定スル待遇職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四條　昭和二十年法律第十四號附則第二條ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ給スベキ傷病ノ程度及其ノ査定ニ付テハ恩給法施行令第二十四條ノ二ノ規定ニ依ル

第五條　昭和二十年法律第十四號附則第三條ノ規定ニ依リテ爲ス扶助料ノ增給ハ受給者ノ請求ヲ待タズシテ之ヲ爲ス

附　則（昭和二十年勅令第三百九十六號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一條ノ改正規定ハ昭和二十年三月二十二日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行前給與ノ裁定ヲ經タル一時恩給ノ返還ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前宜昌、沙市、海口及雲南ニ在勤シタル期間ニ對スル加算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

（別表）

第一號表　削除

第二號表

（一）　三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

內地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州	南洋群島
北海道	京畿道	臺北州	散江郡	敷香郡	圓島
國後郡	富川郡	基隆郡	名好郡	名好村大	
安渡移矢岬	木德島、德積島	基隆街ノ內彭佳嶼			
松前郡		東郡			

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

滿洲	支那	其ノ他			
各群島（パラオ列島中コロール、サイパン島、北安省	東安省 三江省 黑河省	蒙古 外蒙古 寧夏省 甘肅省	疆	北樺太	
				ペトロパウロフスク ニコライウス	

小島
幌筵島
占守島
石川縣
鳳至郡
舳倉島
長崎縣
南松浦郡
女島
鹿兒島縣
川邊郡
草垣島
大島郡
臥蛇島

忠清南道
瑞山郡
甕島、格烈飛島
全羅南道
務安郡
七發島、紅島、小黒山島
莞島郡
魚籠島、港門島
珍島郡
竹島、下島
島
慶尚北道
鬱陵島
黄海道
長淵郡
小青島
松禾郡
西島
平安南道
寧遠郡
平安北道
熙川郡
鐵山郡
大和島
朔州郡
昌城郡
碧潼郡
楚山郡
渭原郡
江界郡
慈城郡
厚昌郡
咸鏡南道
新興郡

街庄ヲ置カサル蕃地中清水、牛闘及松羅溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
蘇澳郡
街庄ヲ置カサル蕃地中寒溪、四方林、大元山駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部、蘇澳庄ノ内大南澳
文山郡
街庄ヲ置カサル蕃地中タンピア、ウライ、ラハウ及阿玉駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
新竹州
大溪郡
街庄ヲ置カサル蕃地中八結、ケイフイ、カウジヤウ、竹頭角、水流東、角板山、合脗坪、ウライ、ヨウハブン、シツケイ、カウボウ、ラハウ及斷崖駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
竹東郡
街庄ヲ置カサル蕃地中内灣、カラパイ、メカラン、内横屏山、錦屏山、ライウ、シラック、メホマン、シパジイ、マイバライ、シイガオ及大隘駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
大湖郡
街庄ヲ置カサル蕃地中八卦力、汶水、高熊岾及細道邦駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部

字安別
富内郡
富内村大字富内字愛郎
長濱郡
中知床岬
留多加郡
西能登呂岬

ン島及ヤツプ島ヲ除ク）

龍江省
興安東省
興安西省
興安南省
興安北省
右ニ揭クル各省ニ屬スル地ト雖鐵道停車場ヨリ三里以内ニ在ル地ハ之ヲ除ク

青海省
新疆省
西藏省
西康省
四川省
貴州省
雲南省
右ニ揭クル各地域ニ屬スル地ト雖張家口、大同及厚和ヲ除ク

ク
ヅングン
新嘉坡
スレムバン
バトパハ
メダン
サンダカン
タワオ
バンジヤルマシン
メナド
マカツサル
スラバヤ
スマラン
バンドン
バタヴイア
カルカツタ
コロンボ
孟買
カラチ
カブール
テヘラン
バクダツド
ベイルート
ポートサイド
アディスアベバ
モンバサ
ハヴアナ
パナマ
カラカス
ボゴタ
ベレーン
里馬
カイヤオ
リベロンブ

長津郡
豊山郡
三水郡
甲山郡
惠山郡
咸鏡北道
茂山郡
會寧郡
鍾城郡
穏城郡
慶源郡
慶興郡
右ニ揭クル地方ニ屬スル地ト雖鐵道停車場ヨリ五里以内ニ在ル地ハ之ヲ除ク

臺中州
東勢郡
街庄ヲ置カサル蕃地中牛欄坑、租來坪、白毛及中坑坪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
新高郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
能高郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
臺南州
嘉義郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
高雄州
高雄市
新南群島
旗山郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
屏東郡
街庄ヲ置カサル蕃地中カウ、サンテイモン、パクヒヨウ、マカザヤザヤ及カサギザン駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
潮州郡
街庄ヲ置カサル蕃地中カピヤン、アマワン、ボンガリイ、スポン、歸化門、炭頭、内獅頗、獅仔頭及四重溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタル殘部
恆港郡
街庄ヲ置カサル蕃地全部
東港郡
琉球庄
臺東廳
臺東廳管内中臺東街ヨリ

レート
バウルー

（二）二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

内地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州	南洋群島	滿洲	支那	其ノ他
北海道 厚岸大黒島 根室諸島 千島列島 （安渡移矢岬幌筵島及占守島ヲ除ク） 東京都 小笠原島 長崎縣 西彼杵郡 大立島 福岡縣 三島郡 宗像郡 沖島	京畿道 富川郡 八尾島、鬼島 忠淸北道 丹陽郡 全羅北道 沃溝郡 全羅南道 所里島 海南郡 時下島 慶尙北道 英陽郡 奉化郡 黃海道 遂安郡 谷山郡 松禾郡	臺北州 宜蘭郡 頭圍庄ノ內龜山島 羅東郡 街庄ヲ置カサル蕃地中淸水、牛鬪、松羅溪駐在警察官管轄區域 蘇澳郡 街庄ヲ置カサル蕃地中寒溪、四方林、大元山駐在警察官管轄區域、蘇澳庄中東澳 文山郡 坪林庄中大字大舌湖、柑脚坑、鷺鷥岫、大粗坑、濶瀨、楣子寮、九芎林（字石槽、鶯子瀨、四堵ニ限ル） 街庄ヲ置カサル蕃地中タンピア、ウライ、ラハウ、阿玉駐在警察官管轄區域 海山郡	名好郡（名好村大字安別ヲ除ク）	海洋島 獐子島 小長山島 鳳鳴島 西中島	パラオ列島中 コロール島 サイパン島 ヤップ島	濱江省 牡丹江省 吉林省 間島省 四平省 通化省 安東省 錦州省 熱河省 右ニ揭ク各省ニ屬スル地ト雖安奉線、南滿洲鐵道線、撫順營口線、奉山線及河北線ノ鐵道	河北省 山東省 山西省 狹西省 江蘇省 安徽省 河南省 湖北省 浙江省 江西省 湖南省 福建省 廣東省 廣西省 海南島 右ニ揭ク各地域ニ屬スル地ト雖北京、天津、濟沽、塘沽	オムスク ノヴオシビルスク イルクーツク チタ ブラゴウエスチエンスク ハバロフスク メアレキサンドリヤ カイロ カサブランカ プレトリア ケープタウン 墨西哥市 サンサルヴァドル サンパウロ サントス リオデジヤネーロ

鹿兒島縣 大島郡 曾津高埼、住用村大字伊津、西仲間、龜津、天城村大字津津村大字龜津、木名、實久村大字木名字西阿村、阿布木名、平土野、同村大字木名字西阿村ヲ除ク 伊江島 米島 久宮古島 八重山列島	姉妹島 平安南道 陽德郡 孟山郡 德川郡 平安北道 義州郡（義州邑ヲ除ク） 龜城郡（龜城面ヲ除ク） 泰川郡 雲山郡 寧邊郡 博川郡 定州郡 宣川郡 鐵山郡（大和島ヲ除ク） 龍川郡 江原道 鱗蹄郡 三陟郡 旌善郡 蔚珍郡 平昌郡 寧越郡 伊川郡 咸鏡南道 成鏡郡 端川郡 利原郡 北靑郡 咸鏡北道 鏡城郡 明川郡 吉州郡 鶴城郡	新竹州 新竹郡 街庄ヲ置カサル蕃地全部 大溪郡 街庄ヲ置カサル蕃地中八結、ケイフイ、カウジヤウ、竹頭角、水流東、角板山、合脚坪、シツケイ、ヨウハブン、ラハウ、斷崖 竹東郡 街庄ヲ置カサル蕃地中內灣、カラパイ、メカラン、內橫屏山、錦屏山、ラハウ、シラック、メホマン、シパジイ、マイバライ、シイガオ、大隘駐在警察官管轄區域 竹南郡 街庄ヲ置カサル蕃地全部 大湖郡 獅潭庄中大字獅潭字三治坑、水興、街庄ヲ置カサル蕃地中八卦力、汶水、高熊峠、細道邦駐在警察官管轄區域 臺中州 東勢郡 街庄ヲ置カサル蕃地中牛欄坑、稍來坪、白毛、中坑坪駐在警察官管轄區域 能高郡 國姓庄中大字龜子頭、柑子林、乾溝 臺南州	停車場ヨリ五里以內ノ地竝ニ（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキモノニ在ル各省ニ揭クル各省ニ屬スル地ト雖北京、天津、濟沽、塘沽、上海及香港ヲ除ク南京、蘇州、張家口、大同、厚和	リオデジヤネーロ

		富寧郡右ニ揭クル地方ニ屬スル地ト雖鐵道停車場ヨリ五里以内ニ在ル地ハ之ヲ除ク
		嘉義郡大埔庄、小梅庄中大字生毛樹、科子林 新化郡南化庄（大字北寮ヲ除ク） 高雄州旗山郡甲仙庄 屏東郡六龜庄（大字新威ヲ除ク） 潮州郡枋山庄 恆春郡街庄ヲ置キタル地域全部 澎湖郡臺東廳 臺東街ヨリ里壠ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域 花蓮港廳花蓮港街ヨリ玉里ニ至ル鐵道沿線二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域

（三）三分ノ一ヲ加算スヘキモノ

第三號表

地域	流行病
滿洲	齊々哈爾市、牡丹江市、圖們、間島市、龍井村
八重山列島	マラリア（黒水熱ヲ含ム以下同シ）、赤痢

鹿兒島縣大島郡、沖繩縣	デング熱	
朝鮮	猩紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、赤痢、肺ジストマ病	
臺灣	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、デング熱	
關東州	ペスト、猩紅熱、痘瘡、腸チフス、パラチフス、赤痢、發疹チフス	
南洋諸島、新南群島、露領西伯利亞、滿洲、支那、佛領印度支那、泰、緬甸、馬來半島、蘭領東印度諸島、英領ボルネオ、ニューギニア島、ビスマルク諸島、比律賓諸島、英領印度	マラリア、コレラ、ペスト、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、發疹熱、流行性出血熱、赤痢、流行性腦脊髓膜炎、マラリア、コレラ、カラアザール、回歸熱、黄熱、デング熱、黄疸出血性スピロヘータ病、肺ヂストマ病、フイラリア病、フランベジア、トリパノゾーム病、流行性腦炎、恙蟲病、鸚鵡病、波狀熱、パパタチ熱	
アフガニスタン	マラリア、コレラ、ペスト、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、回歸熱、赤痢、カラアザール	
イラン	マラリア、猩紅熱、發疹チフス、腸チフス、パラチフス、回歸熱、赤痢	
イラーク	マラリア、コレラ、ペスト、腸チフス、赤痢、痘瘡	
中央亞米利加、南亞米利加	マラリア、腸チフス、パラチフス、赤痢、黄熱	
墨西哥	マラリア、發疹チフス、黄熱	
亞弗利加	マラリア、ペスト、回歸熱、赤痢、トリパノゾーム病、黄熱	

第三號表ノ二

地域	
一	千島列島、小笠原島、南洋諸島及新南群島
二	支那

（昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）　三三一

三　佛領印度支那

四　印度、緬甸、泰、馬來半島、蘭領東印度諸島、英領ボルネオ、ニユーギニア島、ビスマルク諸島、オーストラリア、比律賓諸島及ハワイ諸島竝其ノ他ノ太平洋上及印度洋上ノ島嶼

五　太平洋（帝國ノ第一號ニ掲クル地域以外ノ地域及滿洲ノ沿岸ヲ除ク）及印度洋

第四號表

在職最終俸給年額	増加スヘキ金額
六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ	五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ
五百圓 但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超エルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額	三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ
	千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサルモノ
	三百六十圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサルモノ
	三百圓ヲ超エ三百六十圓ヲ超エサルモノ
	三百圓以下ノモノ

第五號表

恩給法

從前ノ法令 ＼ 階等	將官及相當官	佐尉官及相當官	准士官	下士官	兵
將官及相當官	親任一等	二等	三等	四等	五等
佐尉官及相當官	高等官	六等	七等	八等	
准士官	判任官		一等	二等	三等
下士官	判任官		四等		
兵	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍一等兵	陸軍二等兵	
	海軍二等兵	海軍三等兵	海軍四等兵		
兵卒	海軍一等卒	陸軍上等卒	陸軍一等卒	陸軍二等卒	
	海軍二等卒	海軍三等卒	海軍四等卒	海軍五等卒	

軍人恩給法

從前ノ法令 ＼ 階等	將官及相當官	佐尉官及相當官	准士官	下士官	兵
將官及相當官	親任一等	二等	三等	四等	五等
佐尉官及相當官	高等官	六等	七等	八等	
准士官	判任官		一等	二等	三等
下士官	判任官		四等		
兵	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍一等兵	陸軍二等兵	
	海軍二等兵	海軍三等兵	海軍四等兵		
兵卒	海軍一等卒	陸軍上等卒	陸軍一等卒	陸軍二等卒	
	海軍二等卒	海軍三等卒	海軍四等卒	海軍五等卒	

陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢竝ニ其家族扶助概則	陸軍恩給令	海軍恩給令	海軍退隱令
大將	大將	大將	大將
中將	中將	中將	中將
少將	少將	少將	少將
相當官	相當官	相當官	相當官
大佐	大佐	大佐	大佐
中佐	中佐	中佐	中佐
少佐	少佐	少佐	少佐
大尉	大尉	大尉	大尉
中尉	中尉	中尉	中尉
少尉	少尉	少尉	少尉
准士官	准士官	准士官	准士官
曹長	曹長	曹長	機關士
軍曹	軍曹	曹長	水兵長 機關長 火夫長 兵長 手
伍長	伍長	曹伍長	一等水兵 二等水兵 三等水兵 四等水兵 一等火夫
長	長	一等卒 二等卒 三等卒 四等卒 五等卒	大端舟屬 機關長屬 火夫長屬 海軍屬
上等兵	上等兵		三等鍛冶 一等若水兵 一等若火夫
一等卒 二等卒	兵卒		

備考

一　大正九年三月三十一日以前ニ海軍兵曹長同相當官タリシ者ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トシ其ノ他ノモノハ高等官七等トス

一　大正十年三月三十一日以前ニ退職シタル陸軍一等樂長ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トス

一　名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

一　本表ニ該當セサルモノハ陸海軍武官官階及兵等級ノ例ニ依ル

昭和二十一年勅令第五百四号による改正前の恩給法施行令（昭和二十三年政令第三百五十九号による廃止前のもの）

第六號表

從前ノ法令 ＼ 傷病原因 ＼ 症狀等差		恩給法 甲號	恩給法 乙號
		特別項 第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項	特別項 第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
官吏恩給法	第十四條第二項		症項ヲ査定ス
官吏恩給法施行規則	第十二條		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
官吏恩給令附則	第五條		第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號
軍人恩給法	第三號表甲號	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項	
軍人恩給法	第三號表乙號		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
軍人恩給法	第十條第二項	症項ヲ査定ス	症項ヲ査定ス
明治四年兵部省達陸軍士官兵卒給俸諸定則			一等傷痍 二等傷痍
陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢竝ニ其家族扶助概則	第一條	戰闘ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一項 第二項 第三項	戰闘以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一項 第二項 第三項
明治九年太政官達陸軍恩給令	第十一條	戰闘ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一項 第二項 第三項	戰闘以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一項 第二項 第三項
明治十六年太政官達陸軍恩給令	第十九條	戰闘ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號	戰闘以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號
海軍退隱令	第十八條	第一號 第二號 第四號 第五號	第三號 第六號
海軍恩給令	第二十條	戰闘ノ爲傷痍ヲ受ケタル者 第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號	戰闘以外ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者 第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則	第十五條		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則	大正十年閣令第八號第十五條		症項ヲ査定ス
公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則	明治二十五年文部省令第一號第十七條		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則	明治四十五年朝鮮總督府令第八十二號第十七條		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料支給規則	第十六條		第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項
巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令	第一條		第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號
巡査看守給助例	第四條		第一號 第二號

備考　明治三十五年勅令第四十一號ニ定メタル事件ノ爲受ケタル傷痍ハ之ヲ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍ト看做ス

第七號表

高等官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	高等官及同待遇 假定俸給年額	判任官及同待遇 退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	判任官及同待遇 假定俸給年額
九、六〇〇	一二、〇〇〇	一、二〇〇	一、四四〇
六、〇〇〇	八、〇〇〇	九〇〇	一、一四〇
〜〜〜	〜〜〜	〜〜〜	〜〜〜
五、〇〇〇	六、〇〇〇	七二〇	九〇〇
四、五〇〇	五、五〇〇	六〇〇	七八〇
四、〇〇〇	五、〇〇〇	五四〇	六六〇
三、六〇〇	四、五〇〇	四八〇	六〇〇
三、五〇〇	四、二〇〇	四二〇	五一六
三、三〇〇	四、〇〇〇	三百六十圓以下	八十四圓ヲ加ヘタル額
三、〇〇〇	三、七〇〇	三百二十四圓以下	七十二圓ヲ加ヘタル額
二、八〇〇	三、五〇〇	二百七十六圓以下	六十圓ヲ加ヘタル額
二、六〇〇	三、二〇〇	二百二十八圓以下	四十八圓ヲ加ヘタル額

二、五〇〇 二、四〇〇	三、〇〇〇	
二、二〇〇	二、七〇〇	
二、〇〇〇	二、五〇〇	
一、八〇〇	二、二〇〇	
一、六〇〇	二、〇〇〇	
一、五〇〇	一、八〇〇	
一、四〇〇	一、七〇〇	
一、三〇〇	一、六〇〇	
一、二〇〇	一、五〇〇	
一、一〇〇	一、三〇〇	
一、〇〇〇	一、二〇〇	
九〇〇	一、一〇〇	
八〇〇	一、〇〇〇	
七〇〇	八五〇	
六〇〇	七五〇	
五〇〇	六〇〇	
四五〇	五五〇	
四〇〇	五〇〇	
三〇〇	四〇〇	
百八十圓以下		三十六圓ヲ加ヘタル額
百三十二圓以下		二十四圓ヲ加ヘタル額

備　考

一　本表ノ俸給年額ニハ加俸ヲ包含セス恩給年額算出ノ基礎ト爲リタル加俸ハ其ノ實額ニ依ル

一　本表ニ該當セサル俸給ニ付テハ之ニ其ノ俸給年額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ假定俸給年額トス但シ其ノ額カ實俸給年額ニ最モ近キ本表中ノ上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ヲ超過スルトキハ之ヲ當該上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ニ止ム

昭和30年11月25日　印　刷
昭和30年12月1日　発　行

恩給法関係法令集

昭和30年10月1日現在

定価 170 円

編　　集　総理府恩給局
印刷発行　大蔵省印刷局
東京都新宿区市谷本村町

31.1.27